

裏面白紙

政府職員の新給與実施に關する法律（昭和二十三年法律第 号）  
第二十七條の規定に基く、年齢による最低保証給に關する政令案

（二五六一八）

政令第 号

政府職員の新給與実施に關する法律（昭和二十三年法律第 号）以下法  
という。第十四條又は第二十七條の規定により職員を受くべき俸給の額  
が、その職員の年令に對應する別表の年令別最低保証給の額にみたる場  
合においては、その額に達するまで俸給を増額して支給することができ  
る。年令の計算その他年齢別最低保証給の支給に關し必要な事項は、大  
臣がこれを定める。

附 則

この政令は、昭和二十三年一月一日以後の給與につき、これを適用する。  
省

日 本 政 府

國有財産法を改正する法律案

國有財産法目次

（國有財産法（大正十年法律第四十三号）を改正する法律）

第一章 総則

第二章 管理及び処分の機関

第三章 管理及び処分

第一節 通則

第二節 行政財産

第三節 普通財産

第四章 台帳、報告書及び計算書

附則

國有財産法

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一條 國有財産の取得、維持、保存及び運用(以下管理という。)並びに処分については、他の法律に特別の定のある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

(國有財産の範囲)

第二條 この法律において國有財産とは、國の負担において國有となつた財産又は法令の規定により、若しくは寄附により國有となつた財産であつて左に掲げるものをいう。

- 一 不動産
- 二 船舶、浮標、浮きん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げる不動産及び動産の従物

四 事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設においてその用に供する機械及び重要な器具

五 地上権、地役権、鉱業権、砂鉱権その他これらに準ずる権利

六 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

七 株券、社債権、地方債証券、投資信託の受益証券及び出資に因る権利並びに外國又は外國法人の発行する証券で株券、社債券、地方債証券その他これらに準ずるものの性質を有するもの。但し、國が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。

2 前項第四号の機械及び重要な器具は、当該事業所、作業所、学校、病院、研究所その他これらに準ずる施設を廃止した場合においても、これを國有財産とする。

3 第一項第七号の社債券には、特別の法令により法人の発行する債券及び社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定により登録された社債を含むものとする。

(國有財産の分類及び種類)

第三條 國有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、左に掲げる種類の財産をいう。

一 公用財産 國において國の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

二 公共福祉用財産 國において直接公共の用に供し、若しくは供するものと決定した公園若しくは廣場又は公共のために保存する記念物若しくは国宝

三 皇室用財産 國において皇室の用に供するもの

四 企業用財産 國において國の企業又はその企業に従事する職員の住居の用に供し、又は供するものと決定したもの

3 普通財産とは、行政財産以外の一切の國有財産をいう。

4 第二項第四号の國の企業については、政令でこれを定める。

(総轄、所管境及び所屬替の意義)

第四條 この法律において「國有財産の総轄」とは、國有財産の管理及び処分の適正を期するため、國有財産に関する制度を整え、その管理及び処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理及び処分について必要な調整をすることをいう。

2 この法律において「國有財産の所管境」とは、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総長、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長(以下各省各廳の長という。)の間において、國有財産の所管を移すことをいう。

3 この法律において「國有財産の所屬替」とは、同一所管内に二以上の部局等がある場合に、一の部局等の所屬に属する國有財産を他の部局等の所屬に移すことをいう。

第二章 管理及び処分の機関

(行政財産の管理の機関)

第五條 各省各廳の長は、その所管に属する行政財産を管理しなければならない。

(普通財産の管理及び処分機関)

第六條 普通財産は、大蔵大臣が、これを管理し、又は処分しなければならない。

(國有財産の總轄の機関)

第七條 大蔵大臣は、國有財産の總轄をしなければならない。

(國有財産の引継)

第八條 行政財産の用途を廃止した場合には、各省各廳の長は、大蔵大臣にこれを引き継がなければならない。但し、政令で定める特別会計に属するもの及び引き継ぐことを適当としなむものとして政令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項但書の普通財産については、第六條の規定にかかわらず、当該財産を所管する各省各廳の長が、

これを管理し、又は処分するものとする。

(國有財産の事務の委任)

第九條 各省各廳の長は、その所管に属する國有財産に関する事務の一部を、部局等の長に分掌させることができる。

2 國は、國有財産に関する事務を、特別調査院若しくはその役員又は地方公共団体若しくはその吏員に取り扱わせることができる。

第三章 管理及び処分

第一節 通則

(管理及び処分の總轄)

第十條 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、各省各廳の長に対し、その所管に属する國有財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、実地調査をし、又は閣議の決定を経て、用途の変

更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を求めることができる。

八

第十一條 大藏大臣は、各省各廳の長の所管に属する國有財産につき、その現況に関する記録を備え、常時その状況を明らかにして置かなければならない。

第十二條 各省各廳の長が、國有財産の所管換を受けようとするときは、当該財産を所管する各省各廳の長及び大藏大臣に協議しなければならない。

第十三條 公共福祉用財産又は皇室用財産とする目的で財産を取得し、又は公共福祉用財産若しくは皇室用財産以外の國有財産をこれらの財産としようとするときは、國會の議決を経なければならない。公共福祉用財産又は皇室用財産の用途を廃止しようとするときも同様とする。

第十四條 左に掲げる場合においては、当該國有財産を所管する各省各廳の長は、政令で定める場合を除く外、大藏大臣に協議しなければならない。

一 公用財産又は企業用財産とする目的で土地又は建物を取得しようとするとき。

二 普通財産を公用財産又は企業用財産としようとするとき。

三 公用財産を企業用財産とし、又は企業用財産を公用財産としようとするとき。

四 公用財産又は企業用財産である土地又は建物の用途を変更しようとするとき。

五 公用財産又は企業用財産である建物を移築しようとするとき。

六 公用財産又は企業用財産である土地又は建物について、所屬を異にする会計の間において所屬林をしようとするとき。

2 前項第一号、第四号及び第五号の規定は、政令で定める特別会計に属するものについては、これを適用しない。

(異なる会計間の所管換等)

第十五條 公用財産、企業用財産及び普通財産を、所屬を異にする会計の間において、所管換若しくは所屬林をし、又は所屬を異にする会計をして使用させるときは、政令で定める場合を除く外、当該会計間

九

一〇  
において有償として整理するものとする。但し、國において直接道路、河川、水路、港湾その他公共の用に供する財産であつて公共福祉用財産以外のもの(以下公共物という。)又は公共福祉用財産とする目的をもつてこれをする場合には、この限りでない。

(職員の行爲の制限)

第十六條 國有財産に關する事務に従事する職員は、その取扱に係る國有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができなからず。

2 前項の規定に違反してなした行爲は、これを無効とする。

(國有財産調整審議会)

第十七條 第十條の規定により大藏大臣の求める用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置及び

第十四條の規定により大藏大臣が協議を受けた重要な事項について、大藏大臣の諮問に應じてこれを調査審議するため、大藏省に國有財産調整審議会を置く。

2 審議会は、会長一人、委員二十人以内でこれを組織する。

3 会長は、大藏大臣をもつて、これに充てる。

4 委員は、衆議院、參議院、総理府、法務府、各省、最高裁判所及び会計検査院(以下各省各廳という。)の職員の中から、内閣でこれを命ずる。

5 前各項に定めるものの外、審議会について必要な事項は、政令でこれを定める。

第二節 行政財産

(処分等の制限)

第十八條 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合を除く外、これを貸し付け、交換し、賣り拂ひ、譲與し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。

(準用規定)



第十九條 第二十一條から第二十五條までの規定は、行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合に、これを準用する。

### 第三節 普通財産

(処分等)

第二十條 普通財産は、これを貸し付け、交換し、賣り拂い、譲與し又はこれに私権を設定することができる。

2 普通財産は、法律で特別の定をした場合に限り、これを出資の目的とすることができる。

(貸付期間)

第二十一條 普通財産の貸付は、左の期間を超えることができない。

- 一 植樹を目的として、土地及び土地の定着物(建物を除く。以下同じ。)を貸し付ける場合は、六十年
- 二 前号の場合を除く外、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は、三十年

三 建物その他の物件を貸し付ける場合は、十年

2 前項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間をこえることができない。

(無償貸付)

第二十二條 普通財産は、左に掲げる場合においては、これを地方公共団体、水利組合及び北海道土功組合(以下公共団体という。)に、無償で貸し付けることができる。

- 一 公共団体において、緑地、公園、ため池、火葬場、墓地又はじんあい焼却場の用に供するとき。
- 二 公共団体において、保護を要する生活困窮者の收容の用に供するとき。
- 2 前項の無償貸付は、公共団体における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行うことができない。

3 各省各廳の長は、第一項の規定により、普通財産を無償で貸し付けた場合において、公共団体の当該

財産の管理が良好でないと認めるとき又は前項の規定に該当することとなつたときは、直ちにその契約を解除しなければならない。

一四

(貸付料)

第二十三條 普通財産の貸付料は、毎年定期に、これを納付させなければならない。但し、数年分を前納させることを妨げない。

(貸付契約の解除)

第二十四條 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に國又は公共団体において公共用、公用又は國の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、当該財産を所管する各省各廳の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合には、借受人は、これに因つて生じた損失につき当該財産を所管する各省各廳の長に対し、その補償を求めることができる。

第二十五條 前條第二項の規定により補償の請求があつたときは、当該財産を所管する各省各廳の長は、これを会計検査院の審査に附することができる。

2 各省各廳の長は、前項の審査の結果に關し、会計検査院の通知を受けたときは、その通知のあつた判定に基き、適当な措置をとらなければならない。

(準用規定)

第二十六條 前五條の規定は、貸付以外の方法により普通財産の使用又は収益をさせる場合に、これを準用する。

(交換)

第二十七條 普通財産は、土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物に限り、國又は公共団体において公用、公用又は國の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、これをそれぞれ土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物と交換することができる。但し、價額の差額が、その高價なもの

一五

價額の四分の一を超えるときは、この限りでない。

2 前項の交換をする場合において、その價額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

3 第一項の規定により堅固な建物を交換しようとするときは、各省各廳の長は、事前に、会計検査院に、これを通知しなければならない。

(譲與)

第二十八條 普通財産は、左に掲げる場合においては、これを譲與することができる。

一 公共團體において維持及び保存の費用を負担した道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用に供していたものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該公共團體に譲與するとき。

二 公共團體又は私人において既存の道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用途に代る

べき他の施設をしたためその用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該公共團體又は当該私人若しくはその相続人その他の包括承継者に譲與するとき。

三 道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用に供していた寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止に因つて生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継者に譲與するとき。但し、寄附の際特約をした場合を除く外、寄附を受けた後二十年を経過したものについては、この限りでない。

四 公共團體において火葬場、墓地、じんあい焼却場として公共の用に供する普通財産を当該公共團體に譲與するとき。但し、公共團體における当該施設の経営が営利を目的とし、又は利益をあげる場合においては、この限りでない。

(用途指定の賣拂)

第二十九條 一定の用途に供させる目的をもつて普通財産の賣拂をする場合は、当該財産を所管する各省各廳の長は、その買受人に対して用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定しなければならない。

第三十條 前條の規定によつて用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産の賣拂をした場合において、指定された期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該財産を所管した各省各廳の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、損害の賠償を求めるときは、各省各廳の長は、その額について大藏大臣に協議しなければならない。

(賣拂代金等の納付)

第三十一條 普通財産の賣拂代金又は交換差金は、当該財産の引渡前にこれを納付させなければならない

い。但し、当該財産の譲渡を受けたものが公共団体又は教育若しくは社会事業を営む団体である場合において、各省各廳の長は、その代金又は差金を一時に支拂うことが困難であると認めるときは、確実な担保を徴し、利息を附し、五年以内の延納の特約をすることができる。

2 前項但書の規定により延納の特約をしようとするときは、各省各廳の長は、延納期限、担保及び利率について、大藏大臣に協議しなければならない。

3 第一項但書の規定により延納の特約をした場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、各省各廳の長は、直ちにその特約を解除しなければならない。

- 一 当該財産の譲渡を受けたものとする管理が、適当でないと認めるとき。
- 二 各年における延納に係る代金又は差金の納付金額と利息との合計額が当該年の当該財産の見積賃料の額に満たないとき。

第四章 台帳、報告書及び計算書

(台帳)

110

第三十二條 各省各廳は、第三條の規定による国有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備えなければならない。但し、部局等の長において、国有財産に関する事務の一部を分掌するときは、その部局等毎に、これを備え、各省各廳には、その総括簿を備えるものとする。

2 各省各廳の長又は部局等の長は、その所管に属し、又は所屬に属する国有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由に基く変動があつた場合においては、直ちにこれを台帳に記載しなければならない。

(増減及び現在額報告書、総計算書)

第三十三條 各省各廳の長は、その所管に属する国有財産につき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在額の報告書を調製し、翌年度七月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた国有財産増減及び現在額報告書に基き、国有財産増減及び現在額総計算書を調製しなければならない。

3 内閣は、前項の国有財産増減及び現在額総計算書を第一項の国有財産増減及び現在額報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

第三十四條 内閣は、会計検査院の検査を経た国有財産増減及び現在額総計算書を、翌年度開会の國會の常会に報告することを常例とする。

2 前項の国有財産増減及び現在額総計算書には、会計検査院の検査報告の外、各省各廳の国有財産増減及び現在額報告書を添附する。

(見込現在額報告書、総計算書)

第三十五條 各省各廳の長は、毎会計年度毎に当該年度末及び翌年度末における国有財産見込現在額報告書を調整し、当該年度九月三十日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

111

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた國有財産見込現在額報告書に基き、当該年度末及び翌年度末における國有財産見込現在額総計算書を調製しなければならない。

(無償貸付状況報告書、総計算書)

第三十六條 各省各廳の長は、毎會計年度末において第二十二條第一項の規定(第十九條及び第二十六條において準用する場合を含む。)により無償貸付をした國有財産につき、毎會計年度末における國有財産無償貸付状況報告書を調製し、翌年度七月三十一日までに、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

5。

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた國有財産無償貸付状況報告書に基き、國有財産無償貸付状況総計算書を調製しなければならない。

3 内閣は、前項の國有財産無償貸付状況総計算書を、第一項の各省各廳の國有財産無償貸付状況報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、會計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

第三十七條 内閣は、會計検査院の検査を経た國有財産無償貸付状況総計算書を、翌年度開会の國會の常会に報告することを常例とする。

2 前項の國有財産無償貸付状況総計算書には、會計検査院の検査報告の外、各省各廳の國有財産無償貸付状況報告書を添附する。

(適用除外)

第三十八條 本章の規定は、公共物については、これを適用しない。

附則

第三十九條 この法律は、昭和三十二年四月一日から、これを施行する。但し、第三十三條、第三十四條及び第三十六條から第三十八條までの規定は、昭和二十二年度分から、これを適用し、第十三條の規定は、第四十五條の規定による國會の議決のあつた日から、これを施行する。

第四十條 財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)及び戦時補償特別措置法(昭和二十一年法律第三十八

号)により物納された国有財産については、第二十二條(第二十六條において準用する場合を含む。)又は第二十八條の規定による無償貸付又は譲與は、これを行うことができない。但し、法律の規定により、財産税等収入金特別会計から他の会計の所屬となつたものについては、この限りでない。

第四十一條 第三十三條第一項、第三十五條第一項及び第三十六條第一項の規定により調製すべき報告書には、朝鮮、台湾、樺太、南洋、関東州及び外國に係る分は、これを省略することができる。

第四十二條 この法律施行前にした国有財産の交換、賣拂、譲與及び出資並びに貸付、私権の設定その他使用又は収益をさせる行為は、この法律の規定によつてしたもののみならず。

2 前項に掲げる行為であつてこの法律の規定に、い、觸するものは、その、い、觸する限りに、い、この法律施行の日に、その効力を失う。

第四十三條 第二條第一項第四号又は同條第二項の規定に該当する場合の外、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具は、これを同條に規定する国有財産とする。但し、この法律

施行前に物品として各省各廳の長に移管されたもの及び各省各廳の長(大藏大臣を除く。)に所管換(五五丁十改)正前の国有財産の規定による管理換(五五丁十改)された後において同條第一項第四号又は同條第二項に該当しないものについては、この限りでない。

第四十四條 各省各廳の長は、昭和二十三年九月三十日まで、その所管に属する国有財産を第三條の規定による分類及び種類に従い類別し、その類別表を大藏大臣に送付しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により送付を受けた類別表に基づき、国有財産総類別表を作成し、それを国有財産調整審議会に諮問しなければならない。

第四十五條 内閣は、前條第二項の国有財産の総類別表を國會に提出し、その議決を経なければならない。

第四十六條 国有林野法(明治三十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二條 削除

第四十七條 国有林野法(明治三十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項を削る。

第四條から第七條まで 削除

第九條 削除

第十二條から第十四條まで 削除

第十六條 削除

第二十四條及び第二十五條 削除

第四十七條 皇室経済法(昭和二十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「皇室の公用に供し、又は供するものと決定した國有財産(以下皇室用財産という。)

は、これを國有財産法の公用財産とし、これに関する事務は、」を「皇室用財産に関する事務は、」に改める。

同條第二項中「皇室の用に供し、又は供するものと決定しようとするときは、」を「皇室の用に供しよ

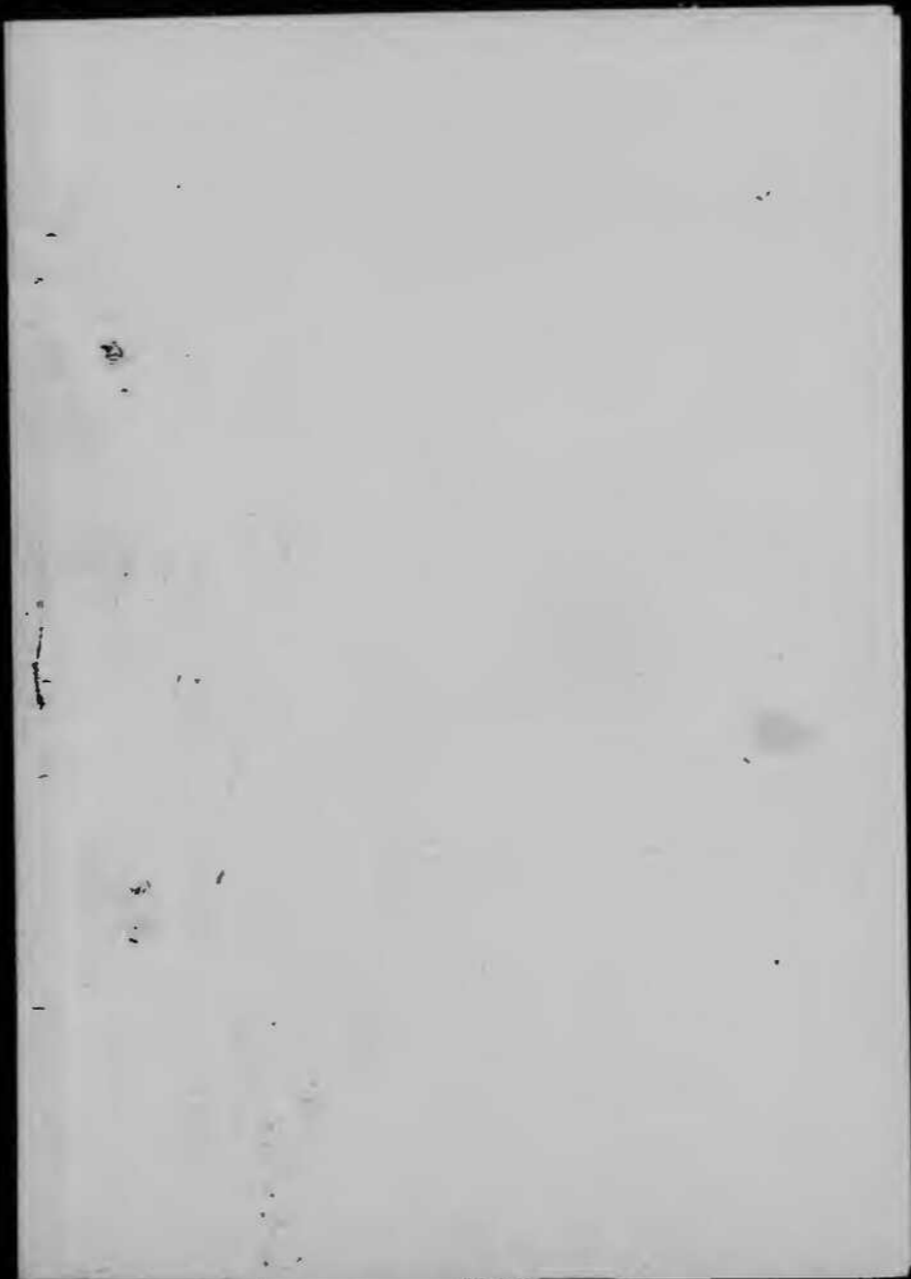
うとするときは、」に改める。

理由

國有財産に関する法制を整備するため、國有財産法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第八十六号)の附則第四項及び第七項の規定に基き、國有財産法制調査会の議を経て國有財産法を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（附則第四項）  
（附則第七項）  
（附則第八項）





國家公務員共済組合法（案）

昭和二三、六一  
大蔵省 給與局

國家公務員共済組合法目次（業）

- 第一章 総則
- 第二章 組合員
- 第三章 給付
- 第四章 福祉施設
- 第五章 掛金及び團章員担金
- 第六章 共済組合審査会
- 第七章 雑則

國家公務員共済組合法

第一章 総則

（目的及び組織）

第一条 國に使用される者で國庫から報酬を受けるもの（以下職員といふ）は、この法律の定めるところにより、相互救済を目的とする共済組合（以下組合といふ）を組織する。但し、左の各号に掲げるものを除く。

- 一 常時勤務に服する者
- 二 臨時に使用される者（雇ふものの日から二箇月を超えざる者を除く）
- 三 公園及び特別調整区域の職員のうち政府の管掌する健康保険の被保険者又は健康保険組合の被保険者
- 四 連合國章の需要に應じて連合國章のために労務に服する者
- 五 公共事業費をもちて経費の全部又は一部を支弁する事業に係る労務に服する者
- 六 未従員者給與法（昭和二十二年法律第八十二号）の適用を受ける者

（組合の設置区分）

第二条 組合は、衆議院、参議院、内閣（総理府を含む）、法務府、各省、裁判所及び会計検査院へ以下各号各号の組合とすべし。

- 一 國家地方警察及び消防官廳に属する職員 総理府
- 二 前項に定めるものの外、左の各号の一に該当する職員を單位として、当該各号に掲げる各省各廳に、それや別列に一組合を設ける。

- 二 副看舟長及び看舟 法務府
- 三 専賣廳に属する職員並に、アルコールの専賣及びアルコール専賣法（昭和十二年法律第三十二号）第二条に規定するアルコール以外、アルコール類及びケトン類の製造に關する事務に従事する職員 大蔵省
- 四 印刷處に属する職員 大蔵省
- 五 造幣廳に属する職員 大蔵省
- 六 國立學校に属する職員 文部省
- 七 管林局（管林署を含む）に属する職員 農林省
- 八 運輸者に属し陸運に關する事務並に、國有鐵道に關連する國有船舶及び倉庫營業（臨港倉庫に係るものを除く）に關する事務に従事する職員 運輸省
- 九 建設省（地方建設局（第一技術研究所を含む）に属する職員並に、運輸省（地方支分事務局）に属し港灣の建設又は保存に關する事務に従事する職員 建設省

3 前項各号の規定により設けられた組合の組合員は、当該組合の共同組合運営規則（以下運営規則という）により、これを定める。

第三條 組合は法人とする。

2 取締役議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務総裁、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長（以下各省各廳の長という）は、この法律に基づいて、それぞれその各省各廳に設けられた組合を代表し、その事業を執行する。

3 各省各廳の長は、前項の規定により、組合の事業を執行するに必要とする運営規則を定めるものとする。

4 各省各廳の長は、運営規則を定める場合においては、予め大蔵大臣に協議しなければならない。

5 運営規則は、左に掲げる事項を規定するものとする。

- 一 組合の事業を執行する権限の一部を委任する場合においてはその委

任に関する事項

二 組合員に関する事項

三 掛金に関する事項

四 資産の管理その他職務に関する事項

五 共済組合運営審議会及び共済組合審査会に関する事項

六 その他組合の事業執行に關して必要の事項

(組合の住所)

第四條 組合は、各省各廳の長の指定する地に主たる事務所を置く、

事務所を設けること及び、その事業を執行するために従たる

(組合運営審議会)

第五條

組合の適正な運営を図るため、各組合に共済組合運営審議会(以下

下運営審議会といふ)を置く。

運営審議会の委員は十名以内とし、当該組合の組合員のうちから各省

各廳の長が、二川を命ずる。

各省各廳の長が、前項の規定により委員を命ずる場合に於いては、一部若くは利益に偏することとなり、或は相当の注意を拂わなければならぬ。

第六條

左に掲げる事項は、運営審議会の議を経なければならぬ。

一 運営規則のうち第三條第五項第二号ハラ第六号ヲトに掲げる事項に

關する部分の制定及び改廢

二 組合の毎事業年度の予算及び決算

三 重要な財産の処分又は重大な義務の負担

四 訴訟、訴訟の提起及び和解

五 その他各省各廳の長又は運営審議会において行つて重要と認めらるる事項

前項に定める事項の外、運営審議会は、各省各廳の長の諮問に於て、

又は必要と認めらるる事項につき各省各廳の長に建議することからする。

(事務職員及び國の施設の利用)

第七條 各省各廳の長は、組合の運営に必要の範囲内において、大蔵大臣の承認を受け、その各省各廳に所属する職員をして組合の事務に従事させ又はその管理に係る施設を組合の利用に供することを得る。

(會計)

第八條 組合の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

組合の會計組織は、大蔵大臣が、これを定めるものとし、組合はその財産目録、貸借対照表及び收支計算書に関する報告書を少くとも毎事業年度末及び大蔵大臣の指定するときに、大蔵大臣に提出しなければならない。

前項に規定する書類は、大蔵大臣の承認を受け、その承認を受けるときは、組合はその書類の字をすべての組合員の閲覧に供しなければならない。

(大蔵大臣の権限)

第九條 組合の事業の執行は、大蔵大臣が、これを監督する。

組合は、大蔵大臣の定めるところにより、毎月末日現在におけるその事業に關する詳細な報告を、大蔵大臣と厚生大臣とに提出しなければならない。

大蔵大臣は、毎年少くとも一回、組合の資産及び會計について監査するものとする。

(非課税)

第十條 組合には、所得税及び法人税を課さない。

組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付については、これを標準として、所得税を課さない。

第十七條に掲げる給付に關する証書及び帳簿には、印紙税を課さない。地方公共団体は、組合の事業に對しては、地方税を課すこととが得る。

(三) 証明  
第十一條 組合又は三、法律に基いて給付を受くべき者は、その行う給付  
又はその受ける分、その管轄範囲内において、國、市町村長(東京  
都の特別区にありし地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)  
第五十五條第二項)にありしは区長)又はその代理人に対し、無料  
で証明を求めしこととする。

裏面白紙

## 第二章 組合員

### (組合員の資格の取得)

第十二條 職員は、第一條各号に掲げる者を除き、その職員となつた日(第一條各号の一に該当する者がこれに該当しない職員となつたとき)にはそのなつた日)から、各省各廳につき第二條の規定により設けられる組合の組合員たる資格を取得する。

### (組合員の資格の喪失)

第十三條 組合員は、左に掲げる事由に該当するに至つたときはその翌日(第四号に該当する場合はその該当するに至つた日)から、その組合の組合員たる資格を喪失する。

- 一 死亡したとき。
- 二 退職したとき。
- 三 職員が第一條各号に掲げる職員となつたとき。
- 四 他の組合の組合員たる資格を取得したとき。

### (期間計算の方法)

第十四條 組合員たる期間の計算は、組合員たる資格を取得した日の属する月からこれを起算し、その資格を喪失した日の属する月を以て終るものとする。

第十五條 組合員が、他の組合の組合員たる資格を取得したときは、もとの組合の組合員であつた期間(他の組合の組合員たる資格を取得した日の属する月を含まない)は、これをその若くはあらたに組合員たる資格を取得した組合の組合員たる期間とみなす。

### (責任準備金の移換)

第十六條 組合員が、他の組合の組合員たる資格を取得した場合は、もとの組合はその若くは係る責任準備金に相当する金額を他の組合に移換しなければならぬ。但し、命令で指定する組合相互の間については、この限りでない。

之 第八十一條に規定する組合は、船員たる組合員が組合員としての資格を喪失したときにおいてなお船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)



の適用を受けらるる場合においては、その者に係る責任準備金に相当する金額を船員保険特別会計に移換しなければならぬ。

3 前二項の責任準備金の計算については、命令で、これを定める。

### 第三章 給付

#### 第一節 通則

#### (組合の給付)

第十七條 組合は、この法律の定めるところにより、組合員の疾病、負傷、廢疾、死亡、分べん、退職、災厄若しくは休業又はその被扶養者の疾病、負傷、死亡、分べん若しくは災厄に關して、左の各号に掲げる給付を行う。

- 一 保健給付
- 二 退職給付
- 三 廢疾給付
- 四 遺族給付

#### 五 罹災給付

#### 六 休業給付

#### (被扶養者の範圍)

第十八條 この法律において被扶養者とは、組合員の直系尊屬、配偶者(届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子及び組合員と同一の世帯に屬する者で主としてその収入により生計を維持するものとする。

#### (給付額の算定方法)

第十九條 給付額算定の基準となるべき俸給は、給付事由發生當時(給付事由が退職後に發生したものにあっては退職當時)の掛金の標準となつた俸給とし、その三十分の一(休業給付にあってはその二十五分の一)をもつて俸給日額とする。

2 給付額に四位未満の端数を生じたときは、これを四位に満たしめる。  
(年金の支給の始期及び終期)

第二十條 年金たる給付は、その給付事由の生じた月の翌月からその事由の止んだ月までこれを支給する。

二 年金の支給については、月割計算とし、毎年三月、六月、九月及び十二月においてその前月分までを支給する。但し、年金の給付事由が止んだとき又はその支給を停止したとき若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、その支給期月にかかわらず、その時までの分を支給する。

(年金を受くべき遺族の範囲)

第二十一條 年金を受くべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつて引き続きこの法律によつて年金を受けていた者(組合員であつた者という。以下この節及び第六十二條において同じ)の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。

二 組合員又は組合員であつた者の死亡当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、組合員又は組合員であつた者の死

亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者とみなす。

第二十二條 前條第一項に規定する遺族のうち組合員又は組合員であつた者の死亡当時年齢満十八歳未満の子又は孫にあつた者は、まだ婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。以下同じ)していない場合に限る。年齢満十八歳以上の子又は孫にあつた者は、組合員又は組合員であつた者の死亡当時から引き続き不具療疾で生活資料を得る途がない場合限り、年金を支給する。

(年金以外の給付を受くべき遺族の範囲)

第二十三條 年金以外の給付を受くべき組合員又は組合員であつた者の遺族の範囲は、左の各号に掲げる者とする。

- 一 組合員又は組合員であつた者の配偶者
- 二 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者、死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

- 三 前号に掲ぐる者を除く外組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- 四 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で第二号に該当しないもの

(給付を受くべき遺族の順位)

第二十四條 組合員又は組合員であつた者が死亡した場合において給付を受くべき遺族の順位は、左の各号に掲ぐる者とする。

- 一 年金を受けける者、順位は、第二十一條第一項に掲ぐる順序

二 年金以外の給付を受けける者の順位は、前條各号の順序。但し、同條第二号又は第四号に掲ぐる者の間においては、それぞれ当該各号に掲ぐる順序

三 前項の場合において、父母に付しては養父母を先にし実父母を後にし、祖父母に付しては養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

(給付の併給)

第二十五條 二以上の給付事由が同時に存したときは、左に掲ぐる場合を除くの外、当該各種の給付を併給するものとする。

- 一 出産手当金の支給を受ける場合は、その支給期間内は傷病手当金はこれを支給しない。
- 二 傷病手当金は、出産手当金を受けける期間については、休業手当金をこれを支給しない。
- 三 療養年金を受けける権利を有する者には、退職給付はこれを行わない。
- 四 退職年金を受けける権利を有する者には、療養一時金はこれを支給しない。

(給付金からの控除)

第二十六條 組合員が、組合員たる資格を喪失したときその者に支給すべき給付金がある場合において、その者が組合員に対して支拂うべき金額があるときは、給付金からこれを控除する。

(時効)

第二十七條 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由発生の日から年金たる給付については五年間、その他の給付については二年間、これを行わなれば、時効に因り消滅する。

(給付を受ける権利の保護)

第二十八條 給付を受ける権利は、これを譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(損害賠償の請求権)

第二十九條 組合は、給付事由が第三者の行為に因り生じた場合において、当該給付事由に対して行うべき給付の價額の限度で、給付を受ける権利を有する者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

第二節 保健給付

(療養の給付)

第三十條 組合員が、公務に因らないうて疾病にかかり、又は負傷した場合において、組合は、左に掲げる療養の給付を行う。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

前項第五号及び第六号の給付は、組合が必要と認められた場合に限り、これを行うものとする。

第三十一條 前條第一項第一号から第四号までの給付は、組合の指定する医師、歯科医師、薬剤師、その他の療養機関（以下指定医という）のうち

ず自己の選定したものに付いて、これを受けずものとし、組合は、厚生大臣の定める基準に従つてその費用を指定医に支拂うものとする。

(療養費)

第三十二條 組合員が、指定医以外のものに付いて第三十條各号に掲げる療養を受けたときは、療養の給付に替えて療養費を支給する。

前項の療養費の額は、組合が療養に要する費用を標準として厚生大臣の定める基準に従つてこれを定める。但し、組合員が現に支拂つた額を超えないこととはでない。

(家族療養費)

第三十三條 組合は、その組合員の被扶養者が指定医に付いて第三十條各号に掲げる療養を受けた場合において、組合は、第三十條及び第三十一條の規定により必要と定められた費用の半額を指定医に支拂うものとする。

組合員の被扶養者が指定医以外のものに付いて第三十條各号に掲げる療

養を受けるときは、前條第二項の規定によつて定められた額の半額に相当する額を、その組合員に対し家族療養費として支給する。

(給付の支給期間)

第三十四條 療養の給付、療養費及び家族療養費は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に關し左に掲げる事由に該当するに至つたとき以後は、これを支給しない。

一 廢疾給付を受けけるに至つたとき

二 療養の給付、療養費及び家族療養費の支給開始後三年を経過したとき

エ 組合員がその資格を喪失した際、療養の給付、療養費及び家族療養費を受けしいる場合にありては、それらの給付は、前項第二号に規定する期間を超えて支給しない。但し、その期間内に他の組合の組合員たる資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

(分べん費及び配偶者分べん費)

第三十五條 組合員が分べんしたときは、分べん費として俸給の一月分を支給する。

エ 組合員であつた者が、その資格喪失後六月以内に分べんしたときもまた前項と同様とする。但し、資格喪失後分べんするまでの間に他の組合の組合員たる資格を取得したときは、もとの組合は分べん費を支給しない。

3 組合員の被扶養者である配偶者が分べんしたときは、配偶者分べん費として俸給の半月分を支給する。

(保育手当金)

第三十六條 組合員又はその被扶養者である配偶者が分べん(死産の場合を除く)し、且つ、保育する場合において、保育手当金として分べんの日から引き続き六月間保育している期間一月につき百円を支給する。但し、その期間一月に満たないときは、これを一月とする。

之 前條第二項の規定は、(埋葬料及び家族埋葬料)

第三十七條 組合員が公務に因らざりて死亡したときは、その埋葬を行ふ者に埋葬料として、俸給の一月分に相当する額を支給する。但し、その額が二千元に満たないときは二千元とする。

之 組合員の被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として前項に規定する額の二分の一を支給する。

第三十八條 第三十四條第二項の規定により給付を受けず者が死亡したとき、同項の規定により給付を受けた者がその給付を受けなくつた日以後三月以内に死亡したとき又は組合員の資格を喪失した日以後三月以内に死亡したときは、その埋葬を行ふ者に、前條第一項の規定に準じ埋葬料を支給する。

之 第三十四條第二項但書の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第三節 退職給付 (退職年金)

第三十九條 組合員であつた期間二十年以上の者が、第十三條第二号又は第三号に規定する事由に該当し組合員たる資格を喪失したときは、その者の死亡に至るまで退職年金を支給する。但し、年齢満五十歳に達するまではその支給を停止する。

之 退職年金の年額は俸給の四月分とし、組合員であつた期間二十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給日額の四日分を加算する。

第四十條 退職年金の支給を受ける者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から退職年金の支給を停止する。

之 前項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が、第十三條第二号又は第三号に規定する事由に該当したときは、前後の組合員であつた期間を合算して退職年金の額を改定する。

3 前項の規定による退職年金の額を改定した場合において、その改定額が従前の退職年金の額より少いときは、従前の退職年金の額をもつて改定退職年金の額とする。

(退職一時金)

第四十一條 組合員であつた期間六月以上二十年未満の者が、第十三條第二号又は第三号に規定する事由に該当したときは、退職一時金を支給する。

2 退職一時金の額は、俸給月額に、組合員であつた期間に應じ別表第一に定める日数を乗じて得た金額とする。但し、廢疾一時金の支給を受けるときに支給すべき額は、廢疾一時金の額と合算して俸給の二十二月分を越えることができない。

第四節 廢疾給付

(廢疾年金)

第四十二條 組合員であつた期間六月以上の者が公務に因らなうて疾病に罹り、又は負傷し、若しくはこれに因り発した疾病のため退職した場合には、療養の給付を受けた日又は療養費の給付事由の発生した日から起算し三年以内に治癒したとき又は治癒しないうがその期間を経過したとき別表第二に掲げる程度の廢疾の状態にある者には、その程度に應じて、その者の死亡に至るまで廢疾年金を支給する。

3 組合員であつた期間十年以上の者に支給する廢疾年金の年額は、前項の金額に、その期間二十年に至るまでは十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給日額の三日分を、二十年以上に及びては二十年以上一年を増すごとにその一年につき俸給日額の四日分を加算する。

第四十三條 廢疾年金を受け得る権利を有する者が、廢疾年金の支給を受け



る程度の廢疾の状態に該当しなくなつたとき以後は、その廢疾年金は、これを支給しない。

第四十四條 組合員であつた期間二十年未満で廢疾年金を受け得る権利を有する者が前條の規定により廢疾年金の支給を受けなくなつた場合において、すでに支給を受けた廢疾年金の総額が、その者が組合員の資格を喪失した際戻り得べきであつた退職一時金と俸給十月分との合算額(その合算額が俸給二十二月分を超える場合は俸給二十二月分)に満たないときは、その差額を支給する。

(廢疾一時金)

第四十五條 組合員であつた期間六月以上の者が公務に因らないうで疾病にかかり、又は負傷し、若しくはこれに因り発した疾病のため退職した場合において、療養の給付を受けた日又は療養費の給付事由の発生した日から起算し三年以内に治癒したとき又は治癒しないがその期間を経過したとき別表第四に掲げる程度の廢疾の状態にある者には、廢疾一時金を

支給する

乙 廢疾一時金の額は、俸給の十月分とする。但し、退職一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、退職一時金の額と合算して俸給の二十二月分を超えることができない。

第三節 遺族給付

(遺族年金)

第四十六條 組合員であった期間二十年以上の者が死したときは、その遺族に対し遺族年金を支給する。

第四十七條 遺族年金の額は、左の区分による金額とする。

- 一 退職年金の支給を受ける者が死した場合には、その退職年金の額の二分の一
- 二 組合員であった期間二十年以上の者が、退職年金の支給を受けることになつて死した場合には、その者が支給を受けるべきであつた退職年金の額の二分の一
- 三 組合員であった期間二十年以上の者で、廃疾年金の支給を受ける権利を有する者が死した場合には、その者が支給を受けるべきであつた退職年金の額の二分の一

(遺族年金の転給)

第四十八條

遺族年金を受けける者が左の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。

- 一 死亡したとき、
  - 二 婚姻したとき、
  - 三 不具廃疾(不具廃疾で生活資料を得る途がない者を除く)が年齢満十八歳に達したとき、
  - 四 不具廃疾が生活資料を得る途がない者を除くが年齢満十八歳に達したとき、その事情が止んだとき、
- 又 前項の規定において遺族年金を受くべき後順位者があるときは、その者にこれを支給する。
- 第四十九條 遺族年金を受けける者が一年以上所在不明であるときは、次順位者の請求により、所在不明中その年金の支給を停止することができる。
- 又 前項の規定によつて、遺族年金を停止した場合においては、その停止

期間中、その年金は、当該次順位者にこれを支給する。  
(遺族一時金)

第五十條 組合員の死亡したときは、その遺族に、遺族一時金を支給する。  
2 遺族一時金の額は、俸給日額に、組合員であつた期間に應じ別表第五に定めの日数を乗じて得た金額とする。  
(年金者遺族一時金)

第五十一條 左の各号の一に該当するときは、組合員であつた者の遺族に對し、年金者遺族一時金を支給する。

- 一 退職年金を受け得る権利を有する者が死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族があるとき。
- 二 組合員であつた期間二十年以上の者で、廢疾年金の支給を受ける権利を有する者の配偶者たる場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族があるとき。
- 三 組合員であつた期間二十年以上の者で、廢疾年金の支給を受ける権利を有する者の配偶者たる場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族があるとき。

利息を有するものからなること。

四 遺族年金の支給を受けるべき遺族は、その支給を受ける権利を失ひ、以後年金を受くべき遺族となる。

第五十二條

前條第一号の一時金の額は、左の区分による。

- 一 前條第一号に該当する場合において、すでに支給を受けた年金の総額が、退職年金の額に六年以上に満たないときは、その差額
- 二 前條第二号に該当する場合において、すでに支給を受けた年金の総額が、その組合員が退職の際受けるべきであつた退職年金の六年以上に満たないときは、その差額
- 三 前條第三号に該当する場合においては、すでに支給を受けた年金の総額が、俸給日額に組合員であつた期間に應じ別表第一に定める日数を乗じて得た額と俸給の十月分との合計額（その合算額が俸給の二十二月分を超えるときは二十二月分）に満たないときは、その差額
- 四 前條第四号に該当する場合においては、すでに支給を受けた退職年

金、庶族年金及び遺族年金の総額が、その組合員が受けた退職年金は受けるべきであった退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額

第六節 遺族給付

(弔慰金及び家族弔慰金)

第五十三條 組合員又はその被扶養者が地震火災その他非常災害によつて死亡したときは、組合員については俸給の一月分の弔慰金をその遺族に、被扶養者については俸給の半月分の家族弔慰金を支給する。  
(災害見舞金)

第五十四條 組合員が、任居人は家財に損害を受けたときは、別表第六に掲げる損害の程度に応じて、俸給に、同表に定める月数を乗じて得た金額を災害見舞金として支給する。

第七節 休業給付

(傷病手当金)

第五十五條

組合員が、任居ないで疾病にかかり、又は負傷し、休業のため引当き勤務に就くことができない場合には、傷病手当金として、勤務に就くことができない日以後三日を経過日から、その後における勤務に就くことができない期間一日に、日額の十分の八に相当する金額を支給する。

2 組合員で被扶養者のいものが入院した場合に於いて支給すべき傷病手当金は、前項の規定にかかわらず、俸給日額の十分の六に相当する金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に關しては、その支給を始めた日から起算し六月間とする。

4 結核性疾病に關しては、前項の期間を延長して三年に至るまでの療養のための勤務に就くことができなかった期間について、継続して傷病手当金を支給する。

第三十四條第二項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。

(出産手当金)

第五十六條

組合員が分べんしたときは出産手当金として分べんの日前四十二日分べんし、日以後四十二日以内において勤務に取付ることかできなかつた期間一日につき体給日額の十分の八に相当する金額を支給する。組合員が分べんしたときは、組合員の資格喪失後六月以内に分べんしたときもまた同様とする。

3 組合員がその資格を喪失した際、出産手当金を受けてつる場合において

但し、その期間内に他の組合の組合員たる資格を取得したときは、その日以後は、この限りでない。

第五十七條

組合員が、五の各号の一の事由に因り欠勤した場合において、休業手当金としてその期間(第三号から第五号までの各号について)

は、

- 一 公務に因りない疾病又は負傷
- 二 組合員の被扶養者の疾病又は負傷
- 三 組合員又はその配偶者又は負傷
- 四 組合員又はその被扶養者に係る公務に因らな不慮の災害 五日
- 五 組合員の婚姻又は配偶者の死亡、二親等内の血族、一親等の姻族若しくはその他の被扶養者が組合員の収入により主としてその生計を維持する者の婚姻又は負傷 七日
- 六 前各号に掲げるものの外、所属機関の長が己むを得ないと認めたる由

第五十八條

傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る体給の全部又は一部を受ける場合は、その受ける金額の限度において、その全部又は一部を支給する。

第八節 給付の制限

第五十九條 この法律により給付を受くべき者が、故意に給付事由を生ぜしめたときは、当該給付事由に係る給付は、その全部又は一部を行わねいことが出来る。その者が懲戒処分を受け又は禁錮以上の刑に処せられたときも、また同様とする。

第六十條 組合員若しくは組合員であつた者又はその被扶養者が、正当の理由なく、いし療養に關する指揮に従わなかつたことにより又は重大な過失により事故を生ぜしめたときは、その者に係る保健給付、療疾給付又は休業給付の全部又は一部を行わねいことが出来る。

第六十一條 保健給付、療疾給付又は休業給付の支給に關し必要なと認められたときは、その支給に係る者につき診断を行うことが出来る。正当の理由がなく、前項の診断を拒否した場合には、その者に係る保健給付、療疾給付又は休業給付の全部又は一部を支給しなれいことができる。

第六十二條 遺族給付の支給を受くべき者が、組合員又は組合員であつた者若しくは遺族給付の支給を受けたる者を故意に死に致らしめたときは、その者については、その受くべき給付を支給しなれい。但し、この場合に於いて後順位者があるときは、その者に支給する。

第四章 福祉施設

第六十三條 組合は、前章に規定する給付を行う外、組合員の福祉を増進するため、左の各号に掲げる福利及び厚生に關する事業を行うことが出来る。

- 一 組合員の保健及び保養並びに教養に資する施設の経営
  - 二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付
  - 三 組合員の貯金の受入又はその運用
  - 四 組合員の臨時の支出に対する貸付
  - 五 組合員の需要する生活必需物資の買入又は賣却
- 組合は、前項に規定する事業を共同して行う必要がある場合においては、組合は、共済組合連合会（以下連合会という）を設立することが出来る。

三 連合会は法人とする。

第六十四條 連合会は、主たる事務所を東京府に置く。

二 連合会は、大蔵大臣の認可を受けて前條に規定する事業を行うため、必要の地に從たる事務所を設けることができる。

三 連合会に加入している組合は、連合会の事業を執行するに要する費用に充てるためその組合に対し國庫が拂り込ませる金（第十七條第二号及び第四号までに掲げる給付に要するものを除く）の百分の五に相当する金額を、その拂込があるごとに、連合会に拂り込まなければならぬ。

第六十五條 連合会は、定款を以て左に掲げる事項を規定し、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 事務所の所在地
- 四 加入及び脱退に関する事項
- 五 役員に関する事項

六 資産の管理及び會計に関する事項

二 定款は、大蔵大臣の認可を受けなければ、これを變更することかできない。

第六十六條 連合会は、前條の定款の認可の日に成立する。

第六十七條 第八條第一項及び第二項、第九條第一項並びに第十條第一項及び第四項の規定は、連合会に關して、これを準用する。

第五章 掛金及び國庫負担金

第六十八條 組合員は、組合の給付に要する費用に充てるため、掛金を前担する。

二 前項の掛金は、組合員の俸給を標準としてこれを算定するものとし、その俸給と掛金との割合は各組合につき、運営規則でこれを定める。

(國庫負担金)

第六十九條 國庫は、左の各号に掲げる金額を負担し、各省各廳の長は、これを毎月組合に拂い込ませしめとする。

- 一 保體給付、罹災給付及び休業給付に要する費用、二分の一
- 二 更職給付、養老給付及び遺族給付に要する費用の百分の五十五
- 三 組合の事務に要する費用の全額

2 前項第三号に規定する組合の事務に要する費用は、毎年度予算をもつてこれを定める。

第七十條 組合員の俸給又は給付額は、毎月俸給支給の際その俸給から運賃規則に定める掛金に相当する金額を控除してこれをその所屬する組合に拂い込まなければならない。

第六章 共済組合審査会  
(審査の請求)

第七十一條 給付に關する決定又は掛金の徴收に對し異議のある者は、直接共済組合審査会(以下審査会という)に對し或は組合の地方支部を通じて文書又は口頭をもちて審査会に對し審査を請求する事ができる。

2 前項の規定による給付に關する決定に對する審査の請求は、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

3 第一項の審査の請求は、決定又は徴收の通知があつた日から六十日以内になしこれを行使しなければならない。

(審査会)

第七十條 審査会は、各組合ごとにこれを置き、前條第一項の規定によりその権限に屬せしめられ事務を掌る。但し、命令で定める場合においては、二以上の組合に一の審査会を置くことができる。

2 審査会は、第三條第二項の規定により、組合を代表する各省各廳の長の所轄に屬する。但し、前項但書の規定により、二以上の組合に一の審査会を置いた場合においては、当該關係組合を代表する各省各廳の長の協議により、そのいづれか一人がこれを所轄する。

第七十三條 審査会は、委員九人をもつて、これを組織する。

2 前項の委員は、組合員を代表する者、政府を代表する者及び公益を代表する者各三人とし、前條第二項の各省各廳の長がこれを委嘱する。但し、公益を代表する者の委嘱については、各省各廳の長は、運営審査会の同意を得なければならぬ。



3 委員の任期は、三年とする。

4 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第七十四條 審査会の委員は、公益を代表する委員のうちから、会長を選挙する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故がある場合においては、委員は、公益を代表する他の委員のうちから会長の職務を代理する者を選挙する。

第七十五條 審査会は、会長が委員に対して適当な方法で通知をして、これを招集し、その議事は、会長を除く出席委員の過半数で、これを決する。可否同数である場合には、会長の決するところによる。

2 審査会は、組合を代表する委員、政府を代表する委員及び公益を代表する委員が各、少くとも一人以上出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

3 会長は、第七十一條第一項の規定による請求があつた場合において、

遅滞なく審査会を招集しなければならぬ。

第七十六條 関係人及び証人は、会長の許可を受けて審査会の会議に出席し、意見を述べることができ、

第七十七條 審査会は、審査のため必要があるとき認められる場合においては、如何なる関係人に対して意見をもつめ又は審査を請求した者に対して報告をさせ、若しくは出頭を命じ、又は給付の決定に関する請求の場合には医師に診断若しくは検案をさせることができ、

第七十八條 審査会の決定は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内、これをなすなければならぬ。

2 審査会の決定の通知は、決定のあつた日から起算して七日以内に、文書で、組合及び請求者に対してこれを通知しなければならない。

第七十九條 審査会の委員の報酬及び旅費並びに第七十七條の規定により出頭を命じた関係人の旅費その他審査会に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第七節 雜則

(医療に関する事項)

第八十條 組合は、この法律の医療に関する事項については、隨時厚生大臣に連絡をしなければならない。

(船員たる組合員に対する例外)

第八十一條 命令で指定する組合の組合員で船員保険の被保険者であるもの(以下船員たる組合員といふ)の船員たる組合員としての資格の得喪及び期間の計算については、船員保険法の定めるところによる。

第八十二條 船員たる組合員又は船員たる組合員であつた組合員が、第三條第一号から第三号に規定する事由に該当したとき、退職給付又は遺族給付は、左の各号のうち組合員に有利なものを給付とする。

- 一 組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付と命令で指定する組合員であつた船員保険の被保険者であつた期間がある場合の次の期間に対する船員保険法に規定する養老年金又は脱退手当金若しくは遺族年金との併給
- 二 船員として受けるべき船員保険法の規定する養老年金

遺族年金との併給

又は遺族年金と、船員たる組合員であつた期間がある場合の次の併給との併給

第八十三條 前條に規定する場合の外、船員たる組合員又は船員たる組合員であつた組合員に対する給付は、組合員として受けるべき給付に、船員たる組合員として受けるべき船員保険法に規定する給付(失業に關する給付を除く)とのうち、組合員に有利なものを給付するものとする。

(國家公務員法との關係)

第八十四條 この法律は國家公務員法(昭和二十二年法律第百三十一號)に定める諸條項にすべしとの旨において從屬し、且つ、如何なる場合においてもこれに抵触しないものとする。又従つて國家公務員法の規定する事項は、この法律の規定に優先するものとする。

に基く法律 政令又は人事委員会規則を施行せしむるときは、この法律に  
抵触するこの法の規定は、その効力を失うものとする。

附 則

(施行期日)

第八十五條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

(地方職員取扱)

第八十六條 國に使用される者で地方公共団体から報酬を受けけるもの又は  
地方公共団体の事務所に任用される者は、命令の定めるところにより、  
当分の間、この法律に基いて設けられた組合(以下新組合という)の組  
合員となる。

2. 前項の規定に該当する者で、國庫から報酬を受けける者以外の者に対し  
るこの法律の適用については、第六十四條及び第六十九條中「國庫」とあ  
るのは「地方公共団体」とし、第七條及び第六十九條中「各省各廳の長」と

あるのは「都道府縣の長」とし、第十七條中「俸給」とあるのは「給與」と、第  
六十八條及び第七十條中「俸給」とあるのは「掛金算定の標準」となつた給  
與及びこの法律に「職員」とあるのは「國に使用される者で地方公共  
団体から報酬を受けけるもの又は地方公共団体の事務所に使用される者」と  
讀み替へるものとする。

3. 第一項の組合員に対する給付額算定の基準となすべき給與については、  
命令で特別の定まらうことができ、

(旧法による共済組合の取扱)

第八十七條 この法律施行の際現に存する従前の法令に基いて組織された  
共済組合(以下旧組合という)は、命令の定めるところにより、この法  
律に基いて組織されたものとみなす。但し、命令で指定する旧組合(以  
下廢止組合という)については、この限りでない。

(旧組合の権利義務の承継)

第八十八條 廢止組合の管理に係る権利義務の承継に關しては、命令でこ  
れを定める。

(旧組合員の取扱)

第八十二條 廃止組合の組合員は、新組合の組合員たる資格を有するもの  
は、この法律施行の日において、その者の所屬する各省各廳に認められ  
た組合員となつたものとみなす。

2 廃止組合の組合員が新組合の組合員たる資格を有しなかつたものは、この  
法律施行の日において、命令で指定する新組合の組合員となつたものと  
みなす。

3 廃止組合以外の旧組合の組合員が新組合の組合員たる資格を有しな  
ければ、この法律施行の日において、命令で指定する新組合の組合員と  
なつたものとみなす。

4 警察法(昭和二十二年法律第九十六号)及び消防組織法(昭和二十  
二年法律第二百二十六号)施行の日からこの法律施行の日まで自治体警  
察の職員又は自治体消防の職員であつた者は、その職員であつた期間に  
比し従前の警察長務組合令(大正九年勅令第四十四号)に基づいて組織さ

れた組合の組合員であつたものとする。

(すでに給付事由が発生してゐる給付の取扱)

第八十三條 この法律施行の前日に、すでに給付事由が発生してゐる給付及  
びこの法律施行の前日に給付の原因たる事故が発生し、この法律施行の  
日以後にその給付事由が発生した給付については、なお従前の法令の規  
定により支給する。

(組合員たる期間計算の特例)

第九十一條 この法律施行の際新組合の組合員である者のこの法律施行の日前から引続き旧組合の職員であった期間(第一條各号の一に該当する職員がある)は、この法律第四十一号)に規定する公務員又は公務員に準すべき者であった期間(除く)は、これを新組合の組合員である期間とみなす。

(期間計算の特例に付する追加費用の負担)

第九十二條 前條の規定により生ずべき組合の追加費用は、國庫(第八十條第一項の規定に該当する者で國庫から報酬を受けざる者以外)の者にいはば都道府縣(以下略)が、これを負担する。

(施行の日現在に於ける貸付の貸借対照表)

第九十三條 新組合の貸付の貸借対照表の定めるところにより、この法律施行の日現在に於ける貸付の貸借対照表を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならぬ。

(退職金の支給の特例)

第九十四條 第四十号までに掲げる給付は、恩給法の適用を受ける者又は命をなす組合の組合員に対しては、当分の間、これを執行する。

第九十五條 この法律施行の際既に組合員である者は、退職一時金の規定により、恩給法(第三十九條、第四十一條)又はこの法律施行前の職員であった期間一年に於ける恩給の額に、この法律施行前の職員であった期間一年の額を加算する。但し、組合員であった期間二十年以上の者に対する遺族一時金については、控除する。

- 一 退職年金にあっては、二、四、五日
- 二 退職一時金又は遺族一時金にあっては、十日

第九十六條 第九十四條の規定する組合員以外の組合員が、同條に規定する組合員となつたときは、恩給給付の支給については、これを恩給とする。

なす。但し、退職年金は、その者が組合員である期間その支給を停止す  
る。

(共済組合連合会の解散)

第九十七條

財団法人政府職員共済組合連合会は、第六十六條の規定によ  
り、連合会が成立した日に解散するものとする。

2 財団法人政府職員共済組合連合会がその解散の日現在において有する  
一切の権利義務は、その日に連合会がこれを承継するものとする。

(審査会の委員の任期に関する特例)

第九十八條 審査会の最初の委員のうち、その三分の一の者の任期は、こ  
れを一年とし、他の三分の一の者の任期は、これを二年とする。その委  
員はそれをお互に第三條第二項の規定により組合を代表する者若しくは  
これを命ずる。

(法令の廃止)

第九十九條 左に掲げる法令は、この法律施行の日、これを廃止する。

鉄道共済組合令(明治四十年勅令第百二十七号)

専賣局共済組合令(明治四十一年勅令第百五十七号)

印刷局共済組合令(明治四十二年勅令第二十二号)

逓信共済組合令(明治四十二年勅令第百五十一号)

管林局共済組合令(大正八年初令第三百六号)

警察共済組合令(大正九年初令第四十四号)

造船局共済組合令(大正十一年勅令第十九号)

上水共済組合令(大正十二年勅令第三百三十二号)

生糸検査所共済組合令(昭和十二年初令第二百一十号)

利務共済組合令(昭和十五年勅令第四百八十九号)

政府職員共済組合令(昭和十五年勅令第八百二十七号)

教職員共済組合令(昭和十六年初令第百二十七号)

北海道廳管林局共済組合令(昭和十七年初令第六百八十六号)

別表第一

組合員期間 一月以上	一日	一〇日	組合員期間 七年以上	一日	一四〇日
一月以上	二〇日	二〇日	七年以上	一五〇日	一三〇日
一年六月以上	三〇日	六〇日	八年以上	一六〇日	一四〇日
二年以上	四〇日	八〇日	八年六月以上	一七〇日	一五〇日
二年六月以上	五〇日	一〇〇日	九年以上	一八〇日	一六〇日
三年以上	六〇日	一二〇日	九年六月以上	一九〇日	一七〇日
三年六月以上	七〇日	一三〇日	十年以上	二〇〇日	一八〇日
四年以上	八〇日	一四〇日	十年六月以上	二一〇日	一九〇日
四年六月以上	九〇日	一五〇日	十一年以上	二二〇日	二〇〇日
五年以上	一〇〇日	一六〇日	十一年以上	二三〇日	二一〇日
五年六月以上	一一〇日	一七〇日	十二年以上	二四〇日	二二〇日
六年以上	一二〇日	一八〇日	十二年六月以上	二五〇日	二三〇日
六年六月以上	一三〇日	一九〇日	十三年以上	二六〇日	二四〇日
			十三年六月以上	二七〇日	二五〇日
			十四年以上	二八〇日	二六〇日
			十四年六月以上	二九〇日	二七〇日
			十五年以上		二八〇日
			十五年六月以上		二九〇日
			十六年以上		三〇〇日
			十六年六月以上		三一〇日
			十七年以上		三二〇日
			十七年六月以上		三三〇日
			十八年以上		三四〇日
			十八年六月以上		三五〇日
			十九年以上		三六〇日
			十九年六月以上		三七〇日
			二十年以上		三八〇日
			二十年六月以上		三九〇日
			二十一年以上		四〇〇日
			二十一年六月以上		四一〇日
			二十二年以上		四二〇日
			二十二年六月以上		四三〇日
			二十三年以上		四四〇日
			二十三年六月以上		四五〇日
			二十四年以上		四六〇日
			二十四年六月以上		四七〇日
			二十五年以上		四八〇日
			二十五年六月以上		四九〇日
			二十六年以上		五〇〇日
			二十六年六月以上		五一〇日
			二十七年以上		五二〇日
			二十七年六月以上		五三〇日
			二十八年以上		五四〇日
			二十八年六月以上		五五〇日
			二十九年以上		五六〇日
			二十九年六月以上		五七〇日
			三十一年以上		五八〇日
			三十年六月以上		五九〇日

裏面白紙

廢疾の程度の狀態

廢疾の程度の狀態

廢疾の程度の狀態

一	二	三	四	五	六	七	八
両眼の視力の0.02以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力の0.02以下に減じたもの	とややく又は言語の機能を廢したものの	両腕を腕関節以上にて失つたもの	両足を足関節以上にて失つたもの	両腕の用を全廢したものの	両足の用を全廢したものの	十指を失つたもの	前各号の外負傷又は疾病に因り廢疾となり高度の精神障害を發し勤勞能力も喪失したものの

級

二

級

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
両眼の視力の0.05以下に減じたもの	數眼の大部分の視力その他に因り兩耳の聴力耳かみにて採しなければ大聲と解し得ないもの	せき柱に著し機能障害を發すもの	とややく又は言語の機能を著し障害を發すもの	一手の指を指関節以上にて失つたもの	十指の用を廢したものの	一腕の三大関節中二関節の用を廢したものの	一足の三大関節中二関節の用を廢したものの	一足を足関節以上にて失つたもの	十指の指関節以上にて失つたもの	前各号の外負傷又は疾病に因り廢疾となり精神障害又は高度の精神障害を發し勤勞能力に高度の制限を有するもの



備考

- 一 現行の測定は萬國式現力表による屈折異状があるものについては矯正
- 二 指の長さの測定は、指の指関節、その他の指は第一指関節以上
- 三 指の指関節の測定は、指の末節の半以上を失い又は掌指関節若しくは第一指関節（下や指にあっては指関節）著しい運動障害を
- 四 指の指関節の測定は、その全部を失ったものをいう。

別表 三

全	級	級	級
四	日	月	月

疾病一時に起るる障害の程度を測るる状態

番号	病名	状態
一	眼	一眼の視力ロウ下り或は失明、或は両眼の視力ロウ下り、或は眼の構造に異常を認むるもの
二	眼	両眼のまぶたに異常あり、或は眼の構造に異常を認むるもの
三	耳	耳を失つたもの、或は耳の構造に異常を認むるもの
四	鼻	鼻を失つたもの、或は鼻の構造に異常を認むるもの
五	舌	舌を失つたもの、或は舌の構造に異常を認むるもの
六	歯	歯を失つたもの、或は歯の構造に異常を認むるもの
七	唇	唇を失つたもの、或は唇の構造に異常を認むるもの
八	手	手の指を失つたもの、或は手の構造に異常を認むるもの
九	足	足の指を失つたもの、或は足の構造に異常を認むるもの
十	腕	腕の関節を失つたもの、或は腕の構造に異常を認むるもの

十一	腕	一腕の長管状骨に骨折あり、或は腕の構造に異常を認むるもの
十二	腕	一足の長管状骨に骨折あり、或は足の構造に異常を認むるもの
十三	腕	一足を三センチメートル以上短縮したもの
十四	腕	一足の第一関節、第二関節、第三関節を失つたもの
十五	腕	一足の五関節の指を失つたもの
十六	腕	前各々の外傷、或は疾病に因り麻痺となり、或は神経系に障害あり、或は運動能力に制限を有するもの

備考

- 一 視力の測定は、高田式視力表による。屈折異常があるものについては、矯正視力にのみ測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指、中指、薬指、小指、親指の五指を失つたものをいう。
- 三 指の用を失つたものとは、指の末節の半以上を失つたもの、或は第一関節、第二関節、第三関節を失つたものをいう。
- 四 おや指、中指、薬指、小指、親指の五指を失つたもの、或は第一関節、第二関節、第三関節を失つたものをいう。
- 五 おや指、中指、薬指、小指、親指の五指を失つたもの、或は第一関節、第二関節、第三関節を失つたものをいう。

組合員期間	日数	組合員期間	日数	組合員期間	日数
六月未満	一二〇	七年以上	二六〇	十四年以上	四四〇
六月以上	一三〇	七年六月以上	二七〇	十四年六月以上	四五五
一年以上	一四〇	八年以上	二八〇	十五年以上	四七〇
一年六月以上	一五〇	八年六月以上	二九〇	十五年六月以上	四八五
二年以上	一六〇	九年以上	三〇〇	十六年以上	五〇〇
二年六月以上	一七〇	九年六月以上	三一〇	十六年六月以上	五一五
三年以上	一八〇	十年以上	三二〇	十七年以上	五三〇
三年六月以上	一九〇	十年六月以上	三三五	十七年六月以上	五四五
四年以上	二〇〇	十一年以上	三五〇	十八年以上	五六〇
四年六月以上	二一〇	十一年六月以上	三六五	十八年六月以上	五七五
五年以上	二二〇	十二年以上	三八〇	十九年以上	五九〇
五年六月以上	二三〇	十二年六月以上	三九五	十九年六月以上	六〇五
六年以上	二四〇	十三年以上	四一〇	二十年以上	一二〇
六年六月以上	二五〇	十三年六月以上	四二五		

損害の程度

- 一 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき
- 二 住居及び家財の半分以上が焼失又は滅失したとき
- 三 住居又は家財の半分以上が焼失又は滅失したとき

月数  
 一 月  
 二 月  
 三 月

裏面白紙

理由

現行政府職員共済組合令他十二共済組合令は、昭和三年法律第七十二号により暫定的に法律たる効力を認められてゐるが、その失効後、これに代るべき共済組合の組織法規を制定する必要があることには、共済組合の行う給付と健康保険、厚生年金保険及び船員保険等の社会保険による給付との権衡を考慮して、それに所要の改正をなす必要がある。ところが、この法律案を提出する理由である。

昭和二十三年六月以降の政府職員に俸給手続に關する法律 (一審)

(三三、六、三三)

第一條 官吏、官吏の待遇を定むる者(官吏と同格の政府職員を含む)、  
雇員、係人及び二階以下に當り常時勤務に服する者(他の法律に特  
別の定めのある者を除く。以下職員といふ。)に對しては、昭和二十三年  
六月一日以前(以下)に於て、職員総平均の月收三千七百九十一円の俸給  
等を支給する。

第二條 前條の規定による俸給手続に關しては、この法律に別段の定め  
ある場合を除く外、政府職員の新給與等、施行に關する法律(昭  
和二十三年法律第四十六号。以下法律第四十六号といふ。)の例による。

第三條 法律第四十号、第四十四号、第四十二号に規定する職務の各級に對ける  
俸給の幅は、別表による。

第四條 法律第四十六号、第四十八号、第四十二号に規定する、技藝士等の月給は、別表  
表後一人に(一)、二百七十円とする。

附 則

第四條 この法律は、公布の日から、一月を施行する。

第五條 この法律の施行に際し、各職務の属する職員の俸給に對ける俸  
給の幅の最高が、法律第四十六号の規定による昭和三十二年六月一日  
現在の俸給の十一割五分に相當する金額に達しない場合において  
は、その職員は、新給與等、施行に關する法律の規定による俸給の幅をこ  
るものとす。

第六條 職員の昭和三十二年六月一日以後の月給として、既受給を受け  
たる法律第四十六号による給與は、この法律による給與の内納せら  
れず。

第七條 前條の規定により内納金とみなされた金額は、この法律による給與  
との差額を、新給與等(昭和三十二年法律第四十七号)の適用に  
ついては、同法第三十八号第一項第三号の給與とみなす。

昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律  
第一條 官吏、官吏の待遇を受ける者（官吏と同格の政府職員を含む）

（七）雇員、傭人及び工員であつて常時勤務に服する者（他の法律に特別の定のある者を除く。以下職員という。）に對しては、昭和二十三年六月一日に相<sup>さうり</sup>及<sup>あつ</sup>つて、職員総平均の月收三千七百九十一圓の俸給等を支給する。

第二條 前條の規定による俸給等に関しては、この法律に別段の定のある場合を除く外、政府職員の新給與実施に関する法律（昭和十三年法律第四十六号。以下法律第四十六号とす。）の例による。

第三條 法律第四十六号第十四條第二項に規定する職務の各級における俸給の幅は、別表による。

之 扶養手当の月額は、扶養親族一人につき、二百五十円とする。

#### 附則

第四條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五條 この法律の施行に際し、各職員の属する職務の級における俸給の幅の最高が、法律第四十六号の規定による昭和二十三年六月一日現在の俸給の十一割五分に相当する金額に達しない場合には、<sup>（一）</sup>は、その職員は、新給與実施部長の定める俸給の額を受けるものとす。

第六條 職員が昭和二十三年六月一日以後の分として既に支給を受けた法律第四十六号による給與は、この法律による給與の内拂とみなす。

又 前項の規定により内拂金とみなされた金額とこの法律による給與との差額は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用について、同法律第三十八條第一項第五号の給與とみなす。

裏面白紙

カ文條

ニテ法條の施行に際しては、先づ可成り古きカ文條を

にヨリその裁きを屬す。然るに茲における法條の幅は、

高き起るる新法條(以下改定法條とす)に於ては、

舊法條は、その舊法條の十一款五分に相当する金額の傳

給を受けるものとす。但し、その舊法條に於て、新法條

實施するに當り、その舊法條の傳給(舊法條)の

の直近の傳給金額と同額とす。

ニ 前項の款を以て法條の款として、其の属する級

における前表の傳給の幅は、その舊法條の款に連して、

會においては、その舊法條は、その舊法條の款の傳給を

受けるものとす。

級	別	俸	給	額	表
一	一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
二	二	一四、三〇〇	一四、三〇〇	一四、三〇〇	一四、三〇〇
三	三	一六、九〇〇	一六、九〇〇	一六、九〇〇	一六、九〇〇
四	四	一九、五〇〇	一九、五〇〇	一九、五〇〇	一九、五〇〇
五	五	二二、一〇〇	二二、一〇〇	二二、一〇〇	二二、一〇〇
六	六	二四、七〇〇	二四、七〇〇	二四、七〇〇	二四、七〇〇
七	七	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇
八	八	三〇、九〇〇	三〇、九〇〇	三〇、九〇〇	三〇、九〇〇
九	九	三三、五〇〇	三三、五〇〇	三三、五〇〇	三三、五〇〇
十	十	三六、一〇〇	三六、一〇〇	三六、一〇〇	三六、一〇〇
十一	十一	三八、七〇〇	三八、七〇〇	三八、七〇〇	三八、七〇〇
十二	十二	四一、三〇〇	四一、三〇〇	四一、三〇〇	四一、三〇〇
十三	十三	四三、九〇〇	四三、九〇〇	四三、九〇〇	四三、九〇〇
十四	十四	四六、五〇〇	四六、五〇〇	四六、五〇〇	四六、五〇〇
十五	十五	四九、一〇〇	四九、一〇〇	四九、一〇〇	四九、一〇〇
十六	十六	五一、七〇〇	五一、七〇〇	五一、七〇〇	五一、七〇〇
十七	十七	五四、三〇〇	五四、三〇〇	五四、三〇〇	五四、三〇〇
十八	十八	五六、九〇〇	五六、九〇〇	五六、九〇〇	五六、九〇〇
十九	十九	五九、五〇〇	五九、五〇〇	五九、五〇〇	五九、五〇〇
二十	二十	六二、一〇〇	六二、一〇〇	六二、一〇〇	六二、一〇〇
二十一	二十一	六四、七〇〇	六四、七〇〇	六四、七〇〇	六四、七〇〇
二十二	二十二	六七、三〇〇	六七、三〇〇	六七、三〇〇	六七、三〇〇
二十三	二十三	六九、九〇〇	六九、九〇〇	六九、九〇〇	六九、九〇〇
二十四	二十四	七二、五〇〇	七二、五〇〇	七二、五〇〇	七二、五〇〇
二十五	二十五	七五、一〇〇	七五、一〇〇	七五、一〇〇	七五、一〇〇
二十六	二十六	七八、七〇〇	七八、七〇〇	七八、七〇〇	七八、七〇〇
二十七	二十七	八一、三〇〇	八一、三〇〇	八一、三〇〇	八一、三〇〇
二十八	二十八	八三、九〇〇	八三、九〇〇	八三、九〇〇	八三、九〇〇
二十九	二十九	八六、五〇〇	八六、五〇〇	八六、五〇〇	八六、五〇〇
三十	三十	八九、一〇〇	八九、一〇〇	八九、一〇〇	八九、一〇〇
三十一	三十一	九一、七〇〇	九一、七〇〇	九一、七〇〇	九一、七〇〇
三十二	三十二	九四、三〇〇	九四、三〇〇	九四、三〇〇	九四、三〇〇
三十三	三十三	九六、九〇〇	九六、九〇〇	九六、九〇〇	九六、九〇〇
三十四	三十四	九九、五〇〇	九九、五〇〇	九九、五〇〇	九九、五〇〇
三十五	三十五	一〇二、一〇〇	一〇二、一〇〇	一〇二、一〇〇	一〇二、一〇〇
三十六	三十六	一〇四、七〇〇	一〇四、七〇〇	一〇四、七〇〇	一〇四、七〇〇
三十七	三十七	一〇七、三〇〇	一〇七、三〇〇	一〇七、三〇〇	一〇七、三〇〇
三十八	三十八	一〇九、九〇〇	一〇九、九〇〇	一〇九、九〇〇	一〇九、九〇〇
三十九	三十九	一一二、五〇〇	一一二、五〇〇	一一二、五〇〇	一一二、五〇〇
四十	四十	一一五、一〇〇	一一五、一〇〇	一一五、一〇〇	一一五、一〇〇
四十一	四十一	一一七、七〇〇	一一七、七〇〇	一一七、七〇〇	一一七、七〇〇
四十二	四十二	一二〇、三〇〇	一二〇、三〇〇	一二〇、三〇〇	一二〇、三〇〇
四十三	四十三	一二二、九〇〇	一二二、九〇〇	一二二、九〇〇	一二二、九〇〇
四十四	四十四	一二五、五〇〇	一二五、五〇〇	一二五、五〇〇	一二五、五〇〇
四十五	四十五	一二八、一〇〇	一二八、一〇〇	一二八、一〇〇	一二八、一〇〇
四十六	四十六	一三〇、七〇〇	一三〇、七〇〇	一三〇、七〇〇	一三〇、七〇〇
四十七	四十七	一三三、三〇〇	一三三、三〇〇	一三三、三〇〇	一三三、三〇〇
四十八	四十八	一三五、九〇〇	一三五、九〇〇	一三五、九〇〇	一三五、九〇〇
四十九	四十九	一三八、五〇〇	一三八、五〇〇	一三八、五〇〇	一三八、五〇〇
五十	五十	一四一、一〇〇	一四一、一〇〇	一四一、一〇〇	一四一、一〇〇

裏面白紙



現下の<sup>理由</sup>經濟事情に鑑み、政府職員の給与を増額して支給  
する必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

裏面白紙



國家公務員老齢給付法第九條ノ規定ニ基キ老齢組合着者委員会  
委員ノ報酬率ニ關スル件  
（以下不肖ノ子等）  
（以下不肖ノ子等）  
（以下不肖ノ子等）

第一條 國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第...）  
（以下略）

（以下略）  
（以下略）  
（以下略）

第二條 役員に對シテ...  
（以下略）

（以下略）  
（以下略）  
（以下略）

（以下略）  
（以下略）  
（以下略）

（以下略）  
（以下略）  
（以下略）

（以下略）  
（以下略）  
（以下略）

第四條 書面ニ添付スル...  
（以下略）

（以下略）  
（以下略）  
（以下略）

（以下略）  
（以下略）  
（以下略）

（以下略）  
（以下略）  
（以下略）

（以下略）  
（以下略）  
（以下略）

（以下略）  
（以下略）  
（以下略）

（以下略）  
（以下略）  
（以下略）

（以下略）  
（以下略）  
（以下略）

（以下略）  
（以下略）  
（以下略）

（以下略）  
（以下略）  
（以下略）

（以下略）  
（以下略）  
（以下略）

（以下略）  
（以下略）  
（以下略）

（以下略）  
（以下略）  
（以下略）

（以下略）  
（以下略）  
（以下略）

（以下略）  
（以下略）  
（以下略）

付して、<sup>(一)</sup>代理人が審査請求書に署名して印をおさるべし  
第五條 口頭で審査を請求するときは請求人は前條第一号第五号に掲げ

る事項を陳述し、証拠書類があるときは、これを提出しなすべし  
二 審査会の書記又は職員が所屬廳の長が指定する書記は前項の陳述を

いて聴取書を作成し年月日を記載して請求人に読み聞かせ、<sup>(二)</sup>請求人と  
ともに、これに署名して印をおさるべし

三 代理人が口頭で審査を請求する場合にその資格を証明する書面を提  
出して、代理人が聴取書に署名して印をおさるべし

第六條 審査の請求があつた場合においてその事件が審査の請求をするこ  
とができるものであるときは、又は審査の請求が適法の手続に違反した

ものであるときは、審査会はその理由を附してこれを取り下げなすべし

但し審査の請求の手続の方式と決りたものがあるときは審査  
会はこれを補正させなすべし

第七條 審査会は審査の結果を受けたりしときは直ちに審査を請求し開く書  
面を作成してこれを請求者または直接の關係がある者(以下關係者の長)に送付しなすべし

第八條 前條の審査の請求に関する書類の写しの送付を受けるた  
ときは直ちにこれに対する説明書を作成して審査会に送付しなすべし

第九條 審査会は審査の請求を受けたりしときは速かに請求人の説明を聴い  
た上、審査請求書の併明書として審査をしようとするが、但し請求  
人が出頭すること困難な事由がある場合には文書で審査をすること  
ができる。

第十條 審査会は審査の請求を受けたりしときは速かに請求人の説明を聴い  
た上、審査請求書の併明書として審査をしようとするが、但し請求  
人が出頭すること困難な事由がある場合には文書で審査をすること  
ができる。

第十一條 審査会は審査の請求を受けたりしときは速かに請求人の説明を聴い  
た上、審査請求書の併明書として審査をしようとするが、但し請求  
人が出頭すること困難な事由がある場合には文書で審査をすること  
ができる。

第十二條 審査会は審査の請求を受けたりしときは速かに請求人の説明を聴い  
た上、審査請求書の併明書として審査をしようとするが、但し請求  
人が出頭すること困難な事由がある場合には文書で審査をすること  
ができる。

第十三條 審査会は審査の請求を受けたりしときは速かに請求人の説明を聴い  
た上、審査請求書の併明書として審査をしようとするが、但し請求  
人が出頭すること困難な事由がある場合には文書で審査をすること  
ができる。

第十四條 審査会は審査の請求を受けたりしときは速かに請求人の説明を聴い  
た上、審査請求書の併明書として審査をしようとするが、但し請求  
人が出頭すること困難な事由がある場合には文書で審査をすること  
ができる。

又けり代理人は、  
 請求人 補佐人 一人と  
 明 せしめたる。但し、  
 請求人又は代理人は、  
 代理人は出頭し、  
 説明す。

選任し、二人

裏面白紙

第十條 請求人が証人職の中絶をしたときは、審査会は、その証人に出席を命じなければならぬ。  
 又は代理人  
 又は信託人

第十一條 審査会は審査のため必要があると認めるときは、その部分

第十條 審査会は事件の一部を審査を決定するに熟したときは、その部分について先ず決定することができる。

第十條 審査の請求人が審査の決定前に死亡したときは、その承継人又は代理人の審査の請求手続を引継ぐものとする。

第十條 法第七十八條に規定する審査の決定書には左に掲げる事項を記載して審査会の委員がこれに記名して印をおさなければならぬ。  
 一 請求人の氏名及び住所

二 代理人が審査を請求した場合代理人の氏名

三 請求の趣旨及び理由の要旨

四 決定の主文

五 決定の理由

六 決定の年月日

第十五條 審査会は前條の規定による決定書原本に基づいて正本一通及び副本を作成し、審査会の委員が記名し、印をおして、正本は審査の請求人に交付し、副本は関係長の長に送付しなければならない。

2 請求人に対し決定書を交付することができないときは審査会が審判官の長に対しその旨を通知し、その決定書を掲示させなければならない。

3 前項の規定により掲示せられたるときは、決定書の交付があつたものとみなす。

第十六條 請求人は審査会に対して決定書の原本の交付を請求すること  
が出来る。

第十七條 審査会に幹事及び書記を置く。  
（審査会の書記）  
2 幹事及び書記は審査会の長がこれを任命する。  
長がこれを任命する。

幹事は会長の指揮をうけて庶務を整理する。  
書記は幹事の指揮をうけて庶務に従事する。

第十八條 審査会の委員及び関係職員又はこれらの職にあつた者はその職務上知り得た秘密を漏してはならない。

第十九條 審査会の委員が衆議院議員選挙法第六條の規定により被選挙権を有しなくなつた場合審査会に出席することが出来なくなつた場合又は審査会の決議による議事その他に関する定めをいしは違反した場合は法第七十三條三項の規定にかかわらず任期中これを解囑すること出来る。但し審査会の決議による議事その他に関する定めをいしは違反したことを理由として解囑する場合には当該委員を除く他の委員全員の場合に限りこれをいしはならない。

第二十條 この政令に規定するものの外審査会の審査に関して必要な事項は大蔵大臣がこれを定める。

第二十一條 左に掲げる勅令は、銀行の附則これを廢止する。  
運輸通信省所属職員に対する土木共済組合令の適用に関する件（昭和

十九年勅令第大三三号

二 専賣局夫有組合令の適用に関する件（昭和十七年勅令第三五五号）

三 健康保険又は船員保険の保険給付に相当する給付をなす夫有組合に  
する政府給與金の増額に関する件（昭和十六年勅令第七六九号）

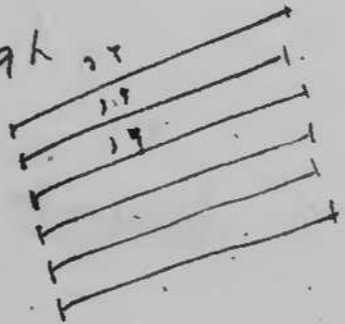
附 則

この政令は公布の日からこれを施行するまで

し、施行の日より、これを適用する。



9k 22



共済組合審査会に關する政令  
(二三、七、五)  
大藏省治與局

附  
録  
に  
よ  
り  
て  
行  
な  
す

政令才 号

共済組合・審査会に関する政令

内閣は國家公務員共済組合法（昭和二十三年法律才六十九号）才七十九條の規程に基き、こゝに共済組合審査会に関する政令を制定する。

（審査会委員に対する報酬）

第一條 國家公務員共済組合法（以下法という。）に規定する共済組合審査会（以下審査会という。）の公選を代表する委員に対する報酬は、審査会に出席した日数に應じ、会長については一日二百六十円、その他の委員については一日二百円とする。

（審査会委員及び関係人に対する旅費）

第二條 審査会委員に付する旅費は、公選を代表する委員については二級の官費について定められ、組合員を代表する委員及び政府を代表する委員については、夫々その者が職員として支給せらるべき額により関係共済組合がこれを支給する。  
第三條 法第七十七條の規程により出張を命じた関係人に対する旅費は二級官費について定められ、基準により計算した額の範囲内において、関係共済組合がこれを定める。

（審査会委員の請求）

第四條 法第七十七條の規程に基き、審査会委員は、以下請求人とする。  
一 請求人とは、請求人が代理人を以て月給を請求するときは、請求人とする。以下請求人とする。と規定する。請求人とは、請求人が代理人を以て月給を請求するときは、請求人とする。以下請求人とする。と規定する。請求人とは、請求人が代理人を以て月給を請求するときは、請求人とする。以下請求人とする。と規定する。

請求書に証拠書類があるときは、これを添付し、記名して印を押し、これを提出しなければならない。

（請求書の提出）

一 請求書は、請求人の権利を侵害する者の氏名、住所及び生年月日、  
二 請求人が前号の規定する者以外の人であるときは、その氏名、住所及び生年月日、  
三 請求人の請求する金額、  
四 請求の理由、  
五 請求の趣旨、  
六 請求の相手方の氏名、住所及び生年月日、  
七 請求の相手方との関係、  
八 請求の相手方の氏名及びその証人と当該請求との関係

ハ 請求の相手方の氏名及びその証人と当該請求との関係

本 請求の年月日

代理人が書面を請求する場合においては、代理人はその資格を証明する書面を添付して、審査請求書に記号して印を貼らなければならない。

(口頭による審査の請求)

第九條 口頭で審査を請求する場合においては請求人は前條第一項第一号から第五号までに掲げる事項を陳述し、証拠書類があるときは、これを提出しなければならない。

審査会の書記又は請求人の所属機関の長が指定する組合の事務に従事する職員は前項の陳述を聞いて聴取書を作成し、年月日を記載して請求人に読み聞かせた上、請求人とともに、これに記号して印を貼らなければならない。

代理人が口頭で審査を請求する場合においては、代理人は、その資格を証明する書面を提出して、聴取書に記号して印を貼らなければならない。

(請求の取替及び補正)

第十條 審査の請求があった場合において、その事件が審査をすることができないものであるときは、審査の請求が適法の手続と違反したもののであるときは、審査会はその理由を附してこれを取下げなければならない。但し、審査の請求の手続の方式に缺けはるるものがあるときは、審査会はその理由を附してこれを取下げなければならない。

審査の請求は、審査会に提出しなければならない。但し、審査の請求の方式に缺けはるるものがあるときは、審査会はその理由を附してこれを取下げなければならない。

審査の請求は、審査会に提出しなければならない。但し、審査の請求の方式に缺けはるるものがあるときは、審査会はその理由を附してこれを取下げなければならない。

審査の請求は、審査会に提出しなければならない。但し、審査の請求の方式に缺けはるるものがあるときは、審査会はその理由を附してこれを取下げなければならない。

審査の請求は、審査会に提出しなければならない。但し、審査の請求の方式に缺けはるるものがあるときは、審査会はその理由を附してこれを取下げなければならない。

審査の請求は、審査会に提出しなければならない。但し、審査の請求の方式に缺けはるるものがあるときは、審査会はその理由を附してこれを取下げなければならない。

審査の請求は、審査会に提出しなければならない。但し、審査の請求の方式に缺けはるるものがあるときは、審査会はその理由を附してこれを取下げなければならない。

審査の請求は、審査会に提出しなければならない。但し、審査の請求の方式に缺けはるるものがあるときは、審査会はその理由を附してこれを取下げなければならない。

審査の請求は、審査会に提出しなければならない。但し、審査の請求の方式に缺けはるるものがあるときは、審査会はその理由を附してこれを取下げなければならない。

審査の請求は、審査会に提出しなければならない。但し、審査の請求の方式に缺けはるるものがあるときは、審査会はその理由を附してこれを取下げなければならない。

審査の請求は、審査会に提出しなければならない。但し、審査の請求の方式に缺けはるるものがあるときは、審査会はその理由を附してこれを取下げなければならない。

審査の請求は、審査会に提出しなければならない。但し、審査の請求の方式に缺けはるるものがあるときは、審査会はその理由を附してこれを取下げなければならない。

審査の請求は、審査会に提出しなければならない。但し、審査の請求の方式に缺けはるるものがあるときは、審査会はその理由を附してこれを取下げなければならない。

審査の請求は、審査会に提出しなければならない。但し、審査の請求の方式に缺けはるるものがあるときは、審査会はその理由を附してこれを取下げなければならない。

審査の請求は、審査会に提出しなければならない。但し、審査の請求の方式に缺けはるるものがあるときは、審査会はその理由を附してこれを取下げなければならない。

第十條 請求人又はその代理人が証人又は関係人に対する質問の申出をしたときは、審査会は、その証人又は関係人に出頭を命じなければならぬ。

第十一條 審査の請求人が審査の決定前に死亡したときは、その審査に係る給付をうける権利の承継人又は相続人が審査の請求手続を引継ぐものとする。

(審査の決定)  
第十二條 審査会は、事件の一部が審査を決定するに熟したときは、その部分について先ず決定することができる。

第十三條 法第七十八條に規定する審査の決定書には左に掲げる事項を記載し、議事に出席した審査会の委員がこれに署名して押印をなすなければならない。

- 一 請求人の氏名、住所、生年月日、  
請求人の氏名、住所、生年月日、  
請求人が審査を請求した場合には代理人の氏名、住所、生年月日並びに請求人の関係
- 二 代理人の氏名、住所、生年月日、  
代理人の氏名、住所、生年月日、  
請求人の趣旨及び理由の要旨
- 三 請求の趣旨及び理由の要旨
- 四 決定の主文

第六 決定の理由

第七 決定の年月日  
決定の年月日、  
請求人が審査を請求した場合には代理人の氏名、住所、生年月日並びに請求人の関係

第八 審査会は、前條の規定による決定書の原本に基いて正本一通及び副本一通を作成し、議事に出席した審査会の委員が署名し、押印をなす。正本は審査の請求人は交付し、副本は各省各廳の長に送付しなければならない。

第九 請求人に対し決定書を交付することができなるときは、審査会の委員は請求人の所属機関の長に対しその旨を通知し、その決定書を掲示させなければならぬ。

第十 前項の規定による掲示がなされてから七日を超過したときは決定書の交付があつたものとみなす。

第十一條 請求人は審査会に対して決定書の原本の交付を請求することができる。

(審査会の書記)

第十二條 審査会に書記を置く。

2 書記は法第七條の規定により審査会の置かれてゐる組合の事務に従事する職員のうちから、並級審査員をこの任務とする各省各廳の長がこれを任命する。

3 書記は會長の指揮をうけて庶務を整理する。

(秘匿を守る義務)

第十四條 審査会の委員及び書記又はこれらの職にあつた者はその職務上知り得た秘匿を漏してはならない。

(書類の保存その他必要事項の制定)

第十八條 審査員に関する書類の保存、事務、方法及び審査の方法等については、審査会の審査の統制を以て、大蔵大臣がこれを定める。

附則

この政令は公布の日からこれを施行し法施行の日からこれを適用する。

本に掲げる勅令はこれを改正する。

一 運輸通信省所屬の... 適用... 昭和十七年勅令第三三三号

二 専賣局支店組合令の適用に関する件 (昭和十七年勅令第三三五号)

三 健康保険又は職員保険の保険給付に相当する給付を有する共済組合にたいする政府給與金の増額に関する件 (昭和十六年勅令第七九九号)

税務職員の職務の分類等の特例に關する政令

内閣は、政府職員の新給與實施に關する法律（昭和二十三年法律第四十六號）第十四條第三項の規定に基き、ここに税務職員の職務の分類等の特例に關する政令を制定する。

第一條 政府職員の新給與實施に關する法律第十四條第三項の規定による税務職員の職務の分類及び各級における俸給の幅については、この政令の定めるところによる。

第二條 この政令において「税務職員」とは、税務署並びに財務司の總務部、直税部、間税部及び經理部に勤務し、租税の賦課及び徴收に關する事務に従事する職員をいう。但し、財務司の部長及び財務司におい

て主として事務の補助に従事する者を除く。各級における俸給の幅は、別表による。

前項の分類の基準となるべき標準的職務の内容は、新給與實施本部長がこれを定める。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年一月一日以後の給與につき、これを適用する。

表  
稅務職員級別俸給額表

職別	月											
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
一	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850
二	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950
三	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050
四	1,600	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050	2,100	2,150
五	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050	2,100	2,150	2,200	2,250
六	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050	2,100	2,150	2,200	2,250	2,300	2,350
七	1,900	1,950	2,000	2,050	2,100	2,150	2,200	2,250	2,300	2,350	2,400	2,450
八	2,000	2,050	2,100	2,150	2,200	2,250	2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550
九	2,100	2,150	2,200	2,250	2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	2,650
十	2,200	2,250	2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	2,650	2,700	2,750
十一	2,300	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	2,650	2,700	2,750	2,800	2,850
十二	2,400	2,450	2,500	2,550	2,600	2,650	2,700	2,750	2,800	2,850	2,900	2,950

裏面白紙



稅務職階表

職階	稅務署		財政部	
	職名	編序	職名	編序
1	廳長			
2	事務官 廳長		事務官	
3	事務官		事務官	
4	課長、主任 事務官		事務官、主任	
5	課長、主任 事務官、主任		事務官、主任 課長	
6	課長、主任		課長、主任	
7	課長、主任		課長、主任	
8	課長		課長	
9	課長			

裏面白紙

裏面白紙

政令 号

稅務職員の職務の分類等の特別に関する政令案（昭三三、七、九）

凡圖は、政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第十四條第三項の規定に基き、ここに稅務職員の職務の分類等の特別に関する政令を制定する。

第一條 政府職員の新給與実施に関する法律第十四條第三項の規定による稅務職員の職務の分類及び各級における俸給の幅については、この政令の定めるところによる。

第二條 この政令において、稅務職員とは、既給與及び稅務署において局長の職務及び徴收に関する事務に従事する者（以下、新給與実施本部局長の定めらるる者を除く。）

第三條 稅務職員の職務は、これと九級に分類し、各級における俸給の額は、別表による。  
第四條 別項の分類の基準となるべき標準的職務の内容は、新給與実施本部局長がこれを定める。

この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年一月一日以後の給與につき、これを適用する。

別表  
稅務職員級別俸給額表

職階	俸給額											
	一號	二號	三號	四號	五號	六號	七號	八號	九號	十號	十一號	十二號
乙級	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	6,800	7,000	7,200	7,400	7,600	7,800
丙級	4,800	5,000	5,200	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	6,800	7,000
丁級	4,000	4,200	4,400	4,600	4,800	5,000	5,200	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200
戊級	3,200	3,400	3,600	3,800	4,000	4,200	4,400	4,600	4,800	5,000	5,200	5,400
己級	2,400	2,600	2,800	3,000	3,200	3,400	3,600	3,800	4,000	4,200	4,400	4,600
庚級	1,600	1,800	2,000	2,200	2,400	2,600	2,800	3,000	3,200	3,400	3,600	3,800
辛級	800	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,000	2,200	2,400	2,600	2,800	3,000
壬級	400	500	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500

裏面白紙

政令第 号

鉄道現業職員の職務の分類の特例に関する政令第 号(附第三号)

又附 政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)第十四条第三項の規定に基き、ここに鉄道現業職員の職務の分類の特例に関する政令を制定する。

第一条 政府職員の新給與実施に関する法律第三項の規定により、鉄道現業職員の職務の分類及び等級に付するものは、この政令の定めるところによる。

第二条 この政令において、鉄道現業職員とは、(一) 各鉄道局に所属する職員であつて、左の各号に掲げる者以外を指すこととする。

一、運輸省鉄道総局、鉄道局本局、管区本局、工務部本局、施設部本局、電気部本局に勤務する者

二、鉄道教習所及び鉄道六等院に勤務する者

三、鉄道局所属の用品庫及び印刷場に勤務する者

四、船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員たる者

五、前各号の外、通常官廳勤務時間並に休暇の件(大正十一年閣令第六号)第一項に規定する勤務時間について勤務する者

第三条 鉄道現業職員の職務は、これを十二級に分類し、各級に付する俸給の額は、別表による。

二、前項の分類の基準とみるべき標準的職務の内容は、新給與実施部長が、これを定める。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年一月一日以後の給與につき、これを適用する。

別表  
鉄道現業職員級別俸給額表

級別	俸給	俸給	俸給	俸給	俸給	俸給	俸給	俸給	俸給
十二級	五,二〇〇	五,四〇〇	五,六〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇	六,二〇〇	六,四〇〇	六,六〇〇	六,八〇〇
十一級	四,四〇〇	四,六〇〇	四,八〇〇	五,〇〇〇	五,二〇〇	五,四〇〇	五,六〇〇	五,八〇〇	六,〇〇〇
十級	四,一〇〇	四,三〇〇	四,五〇〇	四,七〇〇	四,九〇〇	五,一〇〇	五,三〇〇	五,五〇〇	五,七〇〇
九級	三,八〇〇	四,〇〇〇	四,二〇〇	四,四〇〇	四,六〇〇	四,八〇〇	五,〇〇〇	五,二〇〇	五,四〇〇
八級	三,五〇〇	三,七〇〇	三,九〇〇	四,一〇〇	四,三〇〇	四,五〇〇	四,七〇〇	四,九〇〇	五,一〇〇
七級	三,〇〇〇	三,二〇〇	三,四〇〇	三,六〇〇	三,八〇〇	四,〇〇〇	四,二〇〇	四,四〇〇	四,六〇〇
六級	二,〇〇〇	二,二〇〇	二,四〇〇	二,六〇〇	二,八〇〇	三,〇〇〇	三,二〇〇	三,四〇〇	三,六〇〇
五級	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
四級	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇	一,七〇〇
三級	一,五〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇
二級	一,三〇〇	一,三〇〇	一,三〇〇	一,三〇〇	一,三〇〇	一,三〇〇	一,三〇〇	一,三〇〇	一,三〇〇
初級	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇

裏面白紙

政令第 号

昭和二十三年六月以降の年終による最賃保証給に關する法律（昭和二十三年六月）

昭和二十三年六月以降の年終による最賃保証給に關する法律（昭和二十三年六月）  
 附則  
 一 この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年六月一日以後は、天賦大臣が、これを定める。  
 二 職員が、その職員の年終に對する最賃保証給の額に満たない場合に對しては、その額に達するまで俸給を補給することとする。  
 三 職員の年終の計算その他年終による最賃保証給の支給に關し必要な事項は、天賦大臣が、これを定める。

の給與につき、これを適用する。

年齢	最賃保証額	年終	最賃保証額	年終	最賃保証額
一三歳	一、三〇〇	二〇歳	一、四〇〇	二七歳	一、七〇〇
一四歳	一、三〇〇	二一歳	一、四〇〇	二八歳	一、八〇〇
一五歳	一、三〇〇	二二歳	一、四〇〇	二九歳	一、九〇〇
一六歳	一、三〇〇	二三歳	一、五〇〇	三〇歳	二、〇〇〇
一七歳	一、三〇〇	二四歳	一、五〇〇	三一歳	二、〇〇〇
一八歳	一、四〇〇	二五歳	一、六〇〇	三二歳	二、一〇〇
一九歳	一、四〇〇	二六歳	一、六〇〇	三三歳	二、一〇〇

昭和二十三年六月一日以後の年終による最賃保証給に關する法律（昭和二十三年六月）  
 附則  
 一 この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年六月一日以後は、天賦大臣が、これを定める。  
 二 職員が、その職員の年終に對する最賃保証給の額に満たない場合に對しては、その額に達するまで俸給を補給することとする。  
 三 職員の年終の計算その他年終による最賃保証給の支給に關し必要な事項は、天賦大臣が、これを定める。







Cabinet Order No. \_\_\_\_\_

Cabinet Order concerning Regulations established  
for Railway Enterprise Workers as to Base Pay  
Range and Grading of their Jobs

The Cabinet hereby provides Cabinet Order concerning  
Special Regulations particularly established for Government  
Railway Enterprise Workers as to base pay range and grading of  
their jobs, under the Law administering the New Pay (Law No. 46,  
1946), Article 14, Paragraph 3.

Article 3.

In compliance with the Law administering the New Pay, Article  
14, Paragraph 3, grading of jobs for the railway enterprise workers,  
and the base pay range for respective grades shall be regulated as pro-  
vided for in this Cabinet Order.

Article 2.

The railway enterprise workers referred hereto in this Cabinet  
Order shall include those who have their salaries issued from the  
Government Railway Enterprise Special Account, with the exception  
of the following:

- (1) Workers serving in the head offices of the General  
Railway Board, Road and Private Railway Transportation

Supervision

裏  
面  
白  
紙

Supervision Bureau, Railway Division and Railway Sub-division, Construction Office, District Construction and Maintenance Office, and of the District Electricity Office.

- (2) Workers serving in the District Road Transportation Supervision Office.
- (3) Workers serving in the head offices of the Headquarters of Traffic Construction and of District Construction Office.
- (4) Workers serving in the Railway Technical Research Institute.
- (5) Workers serving in the Government Railway School and Railway Subdivision Training School.
- (6) Workers serving in the railway hospital, clinic and sanatorium.
- (7) Seamen serving on board Government-owned ships.
- (8) Other workers whose work hour schedule provides for in the Regulation on Work Hour Schedules and Vacation in the Government Service (Minister's Ordinance No. 6, 1953), Paragraph 6 is not binding.

2. The Minister of Transportation shall be authorized with a consent of the Chief of the New Day Administration Office to make workers, who, falling under Items 1 to 5 of the preceding paragraph, serve under the work hour schedule provided for in Paragraph 6 of the

afore-said

裏  
面  
白  
紙

above-said Regulation, as the railway workers as defined in said Cabinet Order.

Article 2.

Jobs of the railway enterprise workers shall be segregated in 18 grades, and the base pay range for the respective grades shall be provided as in the Annexed Table.

2. Contents of representative jobs in the respective grades forming the basis of grading all jobs for the railway enterprise workers as provided in the preceding paragraph shall be specified by the Chief of the New Pay Administration Office.

Supplementary Provision

The present Cabinet Order shall be entered as from the very day of its promulgation and be available to the compensation granted on and after 1 January, 1948.

裏  
面  
白  
紙

Annexed Table

Pay Schedule for Railway Enterprise Workers

Grade	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
	yen	yen	yen	yen	yen	yen	yen	yen
Grade 1	1,100	1,150	1,200	1,250	1,300	1,350		
" 2	1,300	1,350	1,400	1,450	1,500	1,550		
" 3	1,500	1,550	1,600	1,650	1,700	1,750		
" 4	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050
" 5	2,000	2,050	2,100	2,150	2,200	2,300	2,400	2,500
" 6	2,300	2,400	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000
" 7	2,800	2,900	3,000	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500
" 8	3,200	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000
" 9	3,700	3,800	3,900	4,000	4,100	4,200	4,300	
" 10	4,100	4,200	4,300	4,400	4,500	4,600		
" 11	4,400	4,500	4,600	5,000	5,200			
" 12	5,200	5,400	5,600	5,800	6,000			

裏面白紙

政令第 号

船員の職務の級の分類等に関する政令第 号 (昭三三六三)

内閣は、政府職員の新給與実施に関する法律(昭和三十三年法律第四十六号)第十四条第三項の規定に基き、ここに船員の職務の級の分類等に関する政令を制定する。

第一條 政府職員の新給與実施に関する法律第十四条第三項の規定による船員の職務の級の分類及びその各級における俸給の幅については、この政令の定めるところによる。

第二條 この政令において「船員」とは、日本船舶(日本政府が借入れを解した日本船舶以外の船舶を含む。)に乗り組む職員をいう。但し新給與実施本部長が、乗組者を除く。

2. 前項に規定する船舶には、左の船舶を含まない。

- 一 総トン数五トン未満の船舶
- 二 湖、川又は港のみを航行する船舶
- 三 総トン数三十トン未満の漁船

新給與実施本部長は、前二級の規定により定められた船員に、  
 甲 新給與実施本部長が、前各級の船舶と自程長であるとして認定した船舶  
 第三條 船員の職務は、これを十二級に分類し、その各級における俸給の幅は、別表による。

2 前項の規定による分類の基準となるべき標準的の職務の内容は、新給與実施本部長が、これを定める。

附 則

この政令は、公布の日から起し、これを施行し、昭和三十三年一月一日以後の給與につき、これを適用する。

職員別俸給表

船員 階級	俸給								
	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号
船員一級	1,300.00	1,350.00	1,400.00	1,450.00	1,500.00	1,550.00	1,600.00	1,650.00	1,700.00
二級	1,200.00	1,250.00	1,300.00	1,350.00	1,400.00	1,450.00	1,500.00	1,550.00	1,600.00
三級	1,100.00	1,150.00	1,200.00	1,250.00	1,300.00	1,350.00	1,400.00	1,450.00	1,500.00
四級	1,000.00	1,050.00	1,100.00	1,150.00	1,200.00	1,250.00	1,300.00	1,350.00	1,400.00
五級	900.00	950.00	1,000.00	1,050.00	1,100.00	1,150.00	1,200.00	1,250.00	1,300.00
六級	800.00	850.00	900.00	950.00	1,000.00	1,050.00	1,100.00	1,150.00	1,200.00
七級	700.00	750.00	800.00	850.00	900.00	950.00	1,000.00	1,050.00	1,100.00
八級	600.00	650.00	700.00	750.00	800.00	850.00	900.00	950.00	1,000.00
九級	500.00	550.00	600.00	650.00	700.00	750.00	800.00	850.00	900.00
十級	400.00	450.00	500.00	550.00	600.00	650.00	700.00	750.00	800.00
十一級	300.00	350.00	400.00	450.00	500.00	550.00	600.00	650.00	700.00
十二級	200.00	250.00	300.00	350.00	400.00	450.00	500.00	550.00	600.00

理由  
 政府職員の俸給規定と関係する法律（昭和二十三年法律第四十六号）  
 第十四條第三項の規定に基き、船員の職務の級の分類に關する政令  
 制定する必要があるからである。

政令

税務職員の職務の級の分類等に関する政令の一部を改正する政令  
 内閣は、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律、  
 二十三年法律第九十五号（第二條の規定に基き、ここに税務職員の前  
 級の分類等に関する政令の一部を改正する政令を制定する。

税務職員の前級の分類等に関する政令（昭和二十三年政令第...  
 一 第一條中「内閣部及び経理部を」と同後部、國稅查察部及び経理部は、  
 財務省の部長（昭和二十三年七月三十日以前に於いては、  
 財務省に於いては、總務部長のつかさどる職員を合むる）を、  
 長（國稅查察官である者を除き、昭和二十三年七月三十日以前に於  
 いては、總務部長のつかさどる職員を合むる）に改める。  
 又、別表第次のように改める。

税務職員別俸給額表

職階	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級	十二級
税務一級	1,500	1,400	1,300	1,200	1,100	1,000	900	800	700	600	500	400
税務二級	1,400	1,300	1,200	1,100	1,000	900	800	700	600	500	400	300
税務三級	1,300	1,200	1,100	1,000	900	800	700	600	500	400	300	200
税務四級	1,200	1,100	1,000	900	800	700	600	500	400	300	200	100
税務五級	1,100	1,000	900	800	700	600	500	400	300	200	100	0
税務六級	1,000	900	800	700	600	500	400	300	200	100	0	0
税務七級	900	800	700	600	500	400	300	200	100	0	0	0
税務八級	800	700	600	500	400	300	200	100	0	0	0	0
税務九級	700	600	500	400	300	200	100	0	0	0	0	0
税務十級	600	500	400	300	200	100	0	0	0	0	0	0
税務十一級	500	400	300	200	100	0	0	0	0	0	0	0
税務十二級	400	300	200	100	0	0	0	0	0	0	0	0

附則

この政令は、公布の日から、これと施行し、昭和二十三年六月一日以後  
 の給与（國稅查察部長及び國稅查察部部長の職務にありしものは、昭和二十三年  
 六月一日以後の給与）については、これと適用する。

昭和二十三年六月以前の政府職員が、解任等に關するに付、従前の  
法律職員の職階の級り金額等に關する法令の一部を改正するに關する  
らである。

裏面白紙



此令第一号

警察職員及び刑務職員の職務の級の分類等に關する  
政令案

内閣は、政府職員の新給與實施に關する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第十四條第三項の規定に基き、ここに警察及刑務及び刑務職員の職務の級の分類等に關する政令を制定する。第一條 政府職員の新給與實施に關する法律第十四條第三項の規定による警察職員及び刑務職員の職務の級の分類及びその各級における俸給の幅は、この政令のとおりとする。

第二條 この政令において「警察職員」とは、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査下長、國家地方警察、警務、警備、警防、相手を相する階級の皇宮護衛官、  
この政令において「刑務職員」とは、  
拘禁及び矯正警護に従事する者、  
刑務、  
刑務報告人、  
刑務、  
刑務所、  
少年刑務所、  
及び刑務支所に勤務する者を指す。

第三條 但し、新給與實施本部長が定める者を除く。  
第四條 警察職員及び刑務職員の職務は、これを八級に分類し、その各級における俸給の幅は、別表による。  
第五條 前項の規定による分類の基準となるべき標準的の職務の内容は、新給與實施本部長がこれを定める。

附則  
この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年一月一日以後の給與は一々、これを適用する。

112

別表

職員及び利務職員級別俸給額表

職階	俸給	月	額
第一級	一七〇〇〇	一七〇〇〇	一七〇〇〇
第二級	一五五〇〇	一五五〇〇	一五五〇〇
第三級	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇
第四級	一三〇〇〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇
第五級	一二〇〇〇	一二〇〇〇	一二〇〇〇
第六級	一一〇〇〇	一一〇〇〇	一一〇〇〇
第七級	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
第八級	九〇〇〇	九〇〇〇	九〇〇〇
第九級	八〇〇〇	八〇〇〇	八〇〇〇
第十級	七〇〇〇	七〇〇〇	七〇〇〇
第十一級	六〇〇〇	六〇〇〇	六〇〇〇
第十二級	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇
第十三級	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇
第十四級	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
第十五級	二〇〇〇	二〇〇〇	二〇〇〇
第十六級	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
第十七級	八〇〇	八〇〇	八〇〇
第十八級	七〇〇	七〇〇	七〇〇
第十九級	六〇〇	六〇〇	六〇〇
第二十級	五〇〇	五〇〇	五〇〇
第二十一級	四〇〇	四〇〇	四〇〇
第二十二級	三〇〇	三〇〇	三〇〇
第二十三級	二〇〇	二〇〇	二〇〇
第二十四級	一〇〇	一〇〇	一〇〇

理由

政府職員の新給與案並に關する法律第十四條第三項の規定に基き、職員及び利務職員の職務の級の分類に關する訓令を制定するに依り、  
からである。

めくれず

政令第 号

警察職員及び刑務職員の職務の級の令類等に関する  
政令第 号  
(昭三三・八六)

内閣は、政府職員の新給與実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第十四條第三項の規定に基づき、ここに警察職員及び刑務職員の職務の級の令類等に関する政令を制定する。

第一條 政府職員の新給與実施に関する法律第十四條第三項の規定による警察職員及び刑務職員の職務の級の令類及びその各級における俸給の幅については、この政令の定めるところによる。

第二條 この政令において「警察職員」とは、國家地方警察の警察官であつて警視、警部、警部補、巡查部長及び巡查であるものといふ。皇宮護衛官であつて、皇宮警視、皇宮警部、皇宮警部補、皇宮警士部長及び皇宮警士であるものは、この政令の適用については、これを警察職員とみなす。

2 この政令において「刑務職員」とは、行刑官本部、拘留所、刑務所、少年刑務所及び刑務支所に勤務する職員であつて受刑者、刑事被さ人等の拘禁及び矯正警護に関する事務に従事するものといふ。但し、折込與実務部長、定める者を除く。

第三條 警察職員及び刑務職員の職務は、これを八級に分類し、その各級における俸給の幅は、別表による。  
この前項の規定による各級の基準となるべき標準的の職務の内容は、新給與実施事務部長が、これを定める。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年一月一日以後の給與につき、これを適用する。

消印親戚法(昭和三十三年三月三十一日施行)の施行の際、親戚又は遺言執行者たる者、  
士徳大の附則三、であつたものは、同法施行の日、前日(昭三三・三三)の給與(昭三三・三三)は、  
替へるものとする。

別表

海軍職員及び利務職員級別俸給額表

職階	月									
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
海軍少将	17,000	17,500	18,000	18,500	19,000	19,500	20,000	20,500	21,000	21,500
海軍中將	12,000	12,500	13,000	13,500	14,000	14,500	15,000	15,500	16,000	16,500
海軍少将	10,000	10,500	11,000	11,500	12,000	12,500	13,000	13,500	14,000	14,500
海軍中佐	8,000	8,500	9,000	9,500	10,000	10,500	11,000	11,500	12,000	12,500
海軍少佐	6,000	6,500	7,000	7,500	8,000	8,500	9,000	9,500	10,000	10,500
海軍中尉	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	6,500	7,000	7,500	8,000	8,500
海軍少尉	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	6,500	7,000	7,500
海軍中尉	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	6,500
海軍少尉	1,500	1,800	2,100	2,400	2,700	3,000	3,300	3,600	3,900	4,200
海軍中尉	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,000	2,200	2,400	2,600	2,800
海軍少尉	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700
海軍中尉	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500
海軍少尉	400	500	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300
海軍中尉	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200
海軍少尉	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,100
海軍中尉	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000

理由

海軍職員の新給與実施に関する法律第十四條第三項の想定に基き、海軍職員及び利務職員の職階の級別の分類等に関する勅令を制定するに要するからである。

政令第 号

警察職員及び刑務職員の職務の級の分類等に関する  
政令第 号 (昭三三・八六)

内閣は、政府職員の薪給與実施に關する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第十四條第三項の規定に基き、ここに警察職員及び刑務職員の職務の級の分類等に関する政令を制定する。

第一條 政府職員の薪給與実施に關する法律第十四條第三項の規定による警察職員及び刑務職員の職務の級の分類及びその各級における俸給の幅については、この政令の定めるところによる。

第二條 この政令において、警察職員とは、國家地方警察の警察官、  
ごあつち警視、警部、警部補、巡查長及び巡查であるものといふ。  
皇宮護衛官であつて、皇宮警視、皇宮警部、皇宮警部補、皇宮警士部長及び皇宮警士であるものは、この政令の適用については、これと警察職員とみなす。

2 この政令において「刑務職員」とは、行刑部及本部、拘留所、刑務所、少年刑務所及び刑務支所に勤務する職員であつて、受刑者、刑身被害者人等の拘禁及び矯正懲戒に關する事務に從事するものを含む。但し、新給與法案部長の定むる者を除く。

第三條 警察職員及び刑務職員の職務は、これを八級に分類し、その各級における俸給の幅は、別表による。  
第四條 規定による各級の標準となるべき標準的の職務の内容は、新給與法案部長が、これと定める。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年一月一日以後の給與に適用する。

警察職員及び刑務職員の職務の級の分類等に関する  
政令第 号 (昭三三・八六)  
内閣は、政府職員の薪給與実施に關する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第十四條第三項の規定に基き、ここに警察職員及び刑務職員の職務の級の分類等に関する政令を制定する。  
第一條 政府職員の薪給與実施に關する法律第十四條第三項の規定による警察職員及び刑務職員の職務の級の分類及びその各級における俸給の幅については、この政令の定めるところによる。  
第二條 この政令において、警察職員とは、國家地方警察の警察官、ごあつち警視、警部、警部補、巡查長及び巡查であるものといふ。皇宮護衛官であつて、皇宮警視、皇宮警部、皇宮警部補、皇宮警士部長及び皇宮警士であるものは、この政令の適用については、これと警察職員とみなす。  
第三條 警察職員及び刑務職員の職務は、これを八級に分類し、その各級における俸給の幅は、別表による。  
第四條 規定による各級の標準となるべき標準的の職務の内容は、新給與法案部長が、これと定める。  
附則  
この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年一月一日以後の給與に適用する。

警察職員及公利警察職員俸給額表

階級	月												
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
警視正	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
警視長	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
警視	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
警部正	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
警部	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
警部補	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
警長	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
警士	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
警士補	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
警員	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
警員補	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

理由  
 政府職員の新給與案並に閣下閣する法律第十四條第三項の規定に基き、並  
 職員の職務職員の職務の給の令類を下閣する補令に制定するに妥當あり  
 改







理由

昭和二十三年六月以降の政府職員俸給等に関する法律及び政府職員の  
新給與実施に関する法律に基き、政府職員及び経済調査官の職務の級の  
分類等に関する政令を制定する必要があるからである。

裏面白紙

理由

税務職員については、その職務の特殊性にかんがみ、一般政府職員より俸給を増額して支給する必要があるので、さきに、税務職員の職務の級、分類等に関する政令を制定したのであるが、今回昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律の施行に伴い、税務職員についても一般政府職員と同様に約三割俸給を増額して支給する必要がある。更に経済調査官についてもその職務の性質上税務職員と同様の取扱をすることが適当である。この政令案を制定する理由である。

税務職員の新給與實施に關する政令

内閣は、政府職員の新給與實施に關する法律（昭和二十三年法律第四十六號）第十四條第三項の規定に基き、ここに税務職員の職務の分類等の特別に關する政令を制定する。

第一條 政府職員の新給與實施に關する法律第十四條第三項の規定による税務職員の職務の分類及び各級における俸給の幅については、この政令の定めるところによる。

第二條 この政令において「税務職員」とは、税務署及びに税務局の長（昭和二十三年七月三十一日以前において税務局長を兼ねた税務局長にありしは、税務局長を兼ねた税務局長にありしは、直税局長、同税局長及び総務局長、租税の賦課及び徴収に關する事務に従事する職員をいふ。但し、賦課局の局長（昭和二十三年七月三十一日以前にありしは、税務局長を兼ねた税務局長にありしは、同局長を兼ねた税務局長をいふ。）及び新給與實施に關する事務に従事する事務に相當する事務をつかさどる職員を指す。）及び新給與實施に關する事務を除く。

第三條 税務職員の職務は、これを九級に分類し、各級における俸給の幅は、別表による。

前項の分類の基準となるべき標準的職務の内容は、新給與實施本部長がこれを定める。

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年一月一日以後の給與につき、これを適用する。

職階	給額											
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
稅務一級	一三〇〇〇	一三五〇〇	一四〇〇〇	一四五〇〇	一五〇〇〇	一五五〇〇	一六〇〇〇	一六五〇〇	一七〇〇〇	一七五〇〇	一八〇〇〇	一八五〇〇
二級	一〇〇〇〇	一〇五〇〇	一〇八〇〇	一一〇〇〇	一一二〇〇	一一四〇〇	一一六〇〇	一一八〇〇	一二〇〇〇	一二二〇〇	一二四〇〇	一二六〇〇
三級	八〇〇〇	八四〇〇	八八〇〇	九〇〇〇	九二〇〇	九四〇〇	九六〇〇	九八〇〇	一〇〇〇〇	一〇二〇〇	一〇四〇〇	一〇六〇〇
四級	六〇〇〇	六四〇〇	六八〇〇	七〇〇〇	七二〇〇	七四〇〇	七六〇〇	七八〇〇	八〇〇〇	八二〇〇	八四〇〇	八六〇〇
五級	四〇〇〇	四四〇〇	四八〇〇	五〇〇〇	五二〇〇	五四〇〇	五六〇〇	五八〇〇	六〇〇〇	六二〇〇	六四〇〇	六六〇〇
六級	三〇〇〇	三二〇〇	三四〇〇	三五〇〇	三六〇〇	三七〇〇	三八〇〇	三九〇〇	四〇〇〇	四一〇〇	四二〇〇	四三〇〇
七級	二〇〇〇	二一〇〇	二二〇〇	二三〇〇	二四〇〇	二五〇〇	二六〇〇	二七〇〇	二八〇〇	二九〇〇	三〇〇〇	三一〇〇
八級	一〇〇〇	一〇五〇	一〇八〇	一一〇〇	一一二〇	一一四〇	一一六〇	一一八〇	一二〇〇	一二二〇	一二四〇	一二六〇
九級	五〇〇	五二〇	五四〇	五六〇	五八〇	六〇〇	六二〇	六四〇	六六〇	六八〇	七〇〇	七二〇

別表 稅務職員級別俸給額表

裏面白紙

警察職員及び利務職員の職務の級の分類等に関する政令等の一部を改正する政令案  
(昭三九一九 新給與実施本部)

昭和三十九年六月以降の政府職員の新給與実施に関する法律(昭和三十九年法律第九十五号)第二条及び政府職員の新給與実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)第十四条第三項の規定に基づき、ここに警察職員及び利務職員の職務の級の分類等に関する政令等の一部を改正する政令を制定する。

第一条 警察職員及び利務職員の職務の級の分類等に関する政令(昭和二十三年政令第三号)の一部を次のように改正する。

別表を甲表のように改める。

第二条 鉄道現業職員の仕事の級の分類等に関する政令(昭和二十三年政令第三百二号)の一部を次のように改正する。

別表を乙表のように改める。

第三条 船員の職務の級の分類等に関する政令(昭和二十三年政令第三号)

の一部を次のように改正する。

別表を丙表のように改める。

警察職員及び利務職員級別俸給額表

階級	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
警視長	21,000	22,500	24,000	25,500	27,000	28,500	30,000	31,500	33,000	34,500	36,000
警視正	19,500	21,000	22,500	24,000	25,500	27,000	28,500	30,000	31,500	33,000	34,500
警視副	18,000	19,500	21,000	22,500	24,000	25,500	27,000	28,500	30,000	31,500	33,000
警視	16,500	18,000	19,500	21,000	22,500	24,000	25,500	27,000	28,500	30,000	31,500
警部	15,000	16,500	18,000	19,500	21,000	22,500	24,000	25,500	27,000	28,500	30,000
警部補	13,500	15,000	16,500	18,000	19,500	21,000	22,500	24,000	25,500	27,000	28,500
警長	12,000	13,500	15,000	16,500	18,000	19,500	21,000	22,500	24,000	25,500	27,000
警長補	10,500	12,000	13,500	15,000	16,500	18,000	19,500	21,000	22,500	24,000	25,500
警士	9,000	10,500	12,000	13,500	15,000	16,500	18,000	19,500	21,000	22,500	24,000
警士補	7,500	9,000	10,500	12,000	13,500	15,000	16,500	18,000	19,500	21,000	22,500
警員	6,000	7,500	9,000	10,500	12,000	13,500	15,000	16,500	18,000	19,500	21,000
警員補	4,500	6,000	7,500	9,000	10,500	12,000	13,500	15,000	16,500	18,000	19,500
警員	3,000	4,500	6,000	7,500	9,000	10,500	12,000	13,500	15,000	16,500	18,000
警員	1,500	3,000	4,500	6,000	7,500	9,000	10,500	12,000	13,500	15,000	16,500

船員級別俸給額表

船員級別	俸給額											
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
船長	一六九〇	一七六〇	一八三〇	一九〇〇	一九七〇	二〇四〇	二一一〇	二一八〇	二二五〇	二三二〇	二三九〇	二四六〇
船副長	一八〇〇	一八七〇	一九四〇	二〇一〇	二〇八〇	二一五〇	二二二〇	二二九〇	二三六〇	二四三〇	二五〇〇	二五七〇
船員	二〇〇〇	二〇七〇	二一四〇	二二一〇	二二八〇	二三五〇	二四二〇	二四九〇	二五六〇	二六三〇	二七〇〇	二七七〇
船員	二一〇〇	二一七〇	二二四〇	二三一〇	二三八〇	二四五〇	二五二〇	二五九〇	二六六〇	二七三〇	二八〇〇	二八七〇
船員	二二〇〇	二二七〇	二三四〇	二四一〇	二四八〇	二五五〇	二六二〇	二六九〇	二七六〇	二八三〇	二九〇〇	二九七〇
船員	二三〇〇	二三七〇	二四四〇	二五一〇	二五八〇	二六五〇	二七二〇	二七九〇	二八六〇	二九三〇	三〇〇〇	三〇七〇
船員	二四〇〇	二四七〇	二五四〇	二六一〇	二六八〇	二七五〇	二八二〇	二八九〇	二九六〇	三〇三〇	三一〇〇	三一七〇
船員	二五〇〇	二五七〇	二六四〇	二七一〇	二七八〇	二九五〇	三〇二〇	三〇九〇	三一六〇	三二三〇	三四〇〇	三四七〇
船員	二六〇〇	二六七〇	二七四〇	二八一〇	二八八〇	二九五〇	三〇二〇	三〇九〇	三一六〇	三二三〇	三四〇〇	三四七〇
船員	二七〇〇	二七七〇	二八四〇	二九一〇	二九八〇	三〇五〇	三一二〇	三一九〇	三二六〇	三三三〇	三四〇〇	三四七〇
船員	二八〇〇	二八七〇	二九四〇	三〇一〇	三〇八〇	三一五〇	三二二〇	三二九〇	三三六〇	三四三〇	三五〇〇	三五七〇
船員	二九〇〇	二九七〇	三〇四〇	三一〇〇	三一七〇	三二四〇	三三一〇	三三八〇	三四五〇	三五二〇	三六〇〇	三六七〇
船員	三〇〇〇	三〇七〇	三一四〇	三二〇〇	三二七〇	三三四〇	三四一〇	三四八〇	三五五〇	三六二〇	三七〇〇	三七七〇
船員	三〇〇〇	三〇七〇	三一四〇	三二〇〇	三二七〇	三三四〇	三四一〇	三四八〇	三五五〇	三六二〇	三七〇〇	三七七〇
船員	三〇〇〇	三〇七〇	三一四〇	三二〇〇	三二七〇	三三四〇	三四一〇	三四八〇	三五五〇	三六二〇	三七〇〇	三七七〇
船員	三〇〇〇	三〇七〇	三一四〇	三二〇〇	三二七〇	三三四〇	三四一〇	三四八〇	三五五〇	三六二〇	三七〇〇	三七七〇

附則  
この政令は、公布の日から、施行し、昭和二十三年六月一日以後の給付につき、適用する。

理由

警察職員等については、その職務の特殊性にかんがみ、一般政府職員より俸給を増額して支給する必要があるもので、さきに、警察職員及び刑務職員等の職務の級の分類等に関する政令等を制定したのであるが、倉庫、昭和三十二年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律の施行に伴い、警察職員等についても一般政府職員と同様に俸給を約三割増額して支給する必要があるからである。

政令第 号

警察職員及び刑務職員の職務の級の分委并に関する  
政令第 号  
（昭三九元 新給与実施本部）

内閣は、昭和二十三年六月以降の政府職員に適用する法律（昭和二十三年法律第九十五号）第二条及び政府職員の薪給と実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第十四条第三項の規定に基づき、ここに警察職員及び刑務職員の職務の級の分類等に関する政令第 号の一部を改正する政令を制定する。

第一條 警察職員及び刑務職員の職務の級の分類等に関する政令（昭和二十三年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表  
警察職員及び刑務職員級別俸給額表

級別	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級
警察職員	三三三〇	三二八〇	三二四〇	三二〇〇	三一七〇	三一三〇	三一〇〇	二八七〇	二八三〇	二七九〇	二八六〇
刑務職員	三三三〇	三二八〇	三二四〇	三二〇〇	三一七〇	三一三〇	三一〇〇	二八七〇	二八三〇	二七九〇	二八六〇

別表  
船員  
船長の給  
一級  
二級  
三級  
四級  
五級  
六級  
七級  
八級  
九級

一級	一七六〇〇	一八九〇〇	二〇二〇〇	二一五〇〇	二二八〇〇	二四一〇〇	二五四〇〇	二六七〇〇	二八〇〇〇
二級	一六四〇〇	一七七〇〇	一九〇〇〇	二〇三〇〇	二一六〇〇	二二九〇〇	二四二〇〇	二五五〇〇	二六八〇〇
三級	一五二〇〇	一六五〇〇	一七八〇〇	一九一〇〇	二〇四〇〇	二一七〇〇	二三〇〇〇	二四三〇〇	二五六〇〇
四級	一四〇〇〇	一五三〇〇	一六六〇〇	一七九〇〇	一九二〇〇	二〇五〇〇	二一八〇〇	二三一〇〇	二四四〇〇
五級	一三〇〇〇	一四三〇〇	一五六〇〇	一六九〇〇	一八二〇〇	一九五〇〇	二〇八〇〇	二二一〇〇	二三四〇〇
六級	一二〇〇〇	一三三〇〇	一四六〇〇	一五九〇〇	一七二〇〇	一八五〇〇	一九八〇〇	二一一〇〇	二二四〇〇
七級	一一〇〇〇	一二三〇〇	一三六〇〇	一四九〇〇	一六二〇〇	一七五〇〇	一八八〇〇	二〇一〇〇	二一四〇〇
八級	一〇〇〇〇	一一三〇〇	一二六〇〇	一三九〇〇	一五二〇〇	一六五〇〇	一七八〇〇	一九一〇〇	二〇四〇〇
九級	九〇〇〇	一〇三〇〇	一一六〇〇	一二九〇〇	一四二〇〇	一五五〇〇	一六八〇〇	一八一〇〇	一九四〇〇

第三條 船員の職務の級の種類等に関する政令（昭和二十三年政令第百三十三号）の  
部主次のように改正する。  
別表を次のように改める。

七級	三五〇〇	三六四〇〇	三七七〇〇	三九〇〇〇	四〇三〇〇	四一六〇〇	四二九〇〇	四四二〇〇	四五五〇〇
八級	三二〇〇	三三三〇〇	三四六〇〇	三五九〇〇	三七二〇〇	三八五〇〇	三九八〇〇	四一一〇〇	四二四〇〇
九級	二九〇〇	三〇三〇〇	三一六〇〇	三二九〇〇	三四二〇〇	三五五〇〇	三六八〇〇	三八一〇〇	三九四〇〇
十級	二六〇〇	二七三〇〇	二八六〇〇	二九九〇〇	三一二〇〇	三二五〇〇	三三八〇〇	四〇一〇〇	四一四〇〇
十一級	二三〇〇	二四三〇〇	二五六〇〇	二六九〇〇	二八二〇〇	二九五〇〇	二九八〇〇	三一〇〇〇	三二三〇〇
十二級	二〇〇〇	二一三〇〇	二二六〇〇	二三九〇〇	二五二〇〇	二六五〇〇	二七八〇〇	三〇一〇〇	三一四〇〇

別表  
船員  
船長の給  
一級  
二級  
三級  
四級  
五級  
六級  
七級  
八級  
九級

一級	一七六〇〇	一八九〇〇	二〇二〇〇	二一五〇〇	二二八〇〇	二四一〇〇	二五四〇〇	二六七〇〇	二八〇〇〇
二級	一六四〇〇	一七七〇〇	一九〇〇〇	二〇三〇〇	二一六〇〇	二二九〇〇	二四二〇〇	二五五〇〇	二六八〇〇
三級	一五二〇〇	一六五〇〇	一七八〇〇	一九一〇〇	二〇四〇〇	二一七〇〇	二三〇〇〇	二四三〇〇	二五六〇〇
四級	一四〇〇〇	一五三〇〇	一六六〇〇	一七九〇〇	一九二〇〇	二〇五〇〇	二一八〇〇	二三一〇〇	二四四〇〇
五級	一三〇〇〇	一四三〇〇	一五六〇〇	一六九〇〇	一八二〇〇	一九五〇〇	二〇八〇〇	二二一〇〇	二三四〇〇
六級	一二〇〇〇	一三三〇〇	一四六〇〇	一五九〇〇	一七二〇〇	一八五〇〇	一九八〇〇	二一一〇〇	二二四〇〇
七級	一一〇〇〇	一二三〇〇	一三六〇〇	一四九〇〇	一六二〇〇	一七五〇〇	一八八〇〇	二〇一〇〇	二一四〇〇
八級	一〇〇〇〇	一一三〇〇	一二六〇〇	一三九〇〇	一五二〇〇	一六五〇〇	一七八〇〇	一九一〇〇	二〇四〇〇
九級	九〇〇〇	一〇三〇〇	一一六〇〇	一二九〇〇	一四二〇〇	一五五〇〇	一六八〇〇	一八一〇〇	一九四〇〇

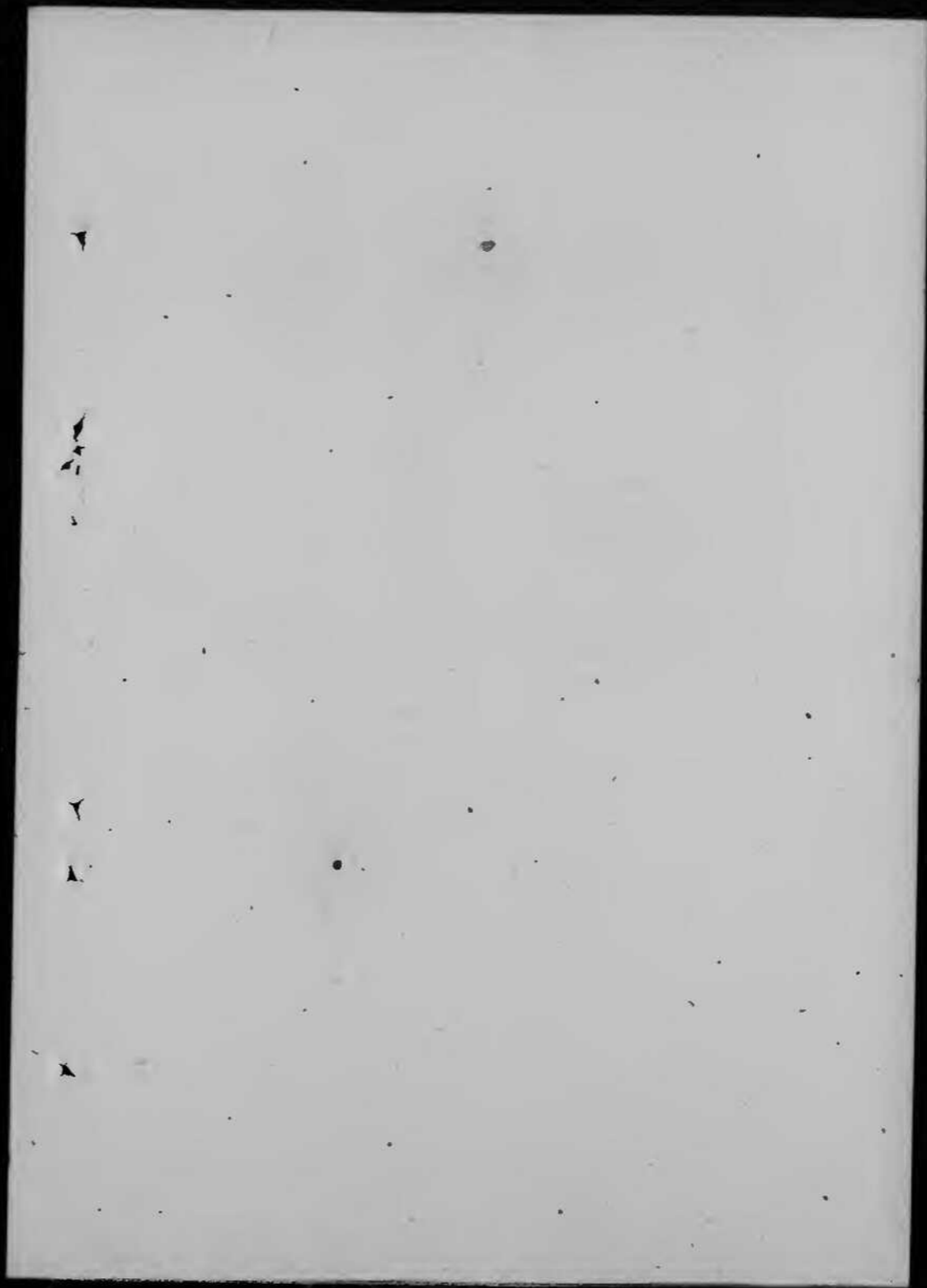
第二條 鉄道現業職員の職務の級の種類等に関する政令（昭和二十三年政令第百三十三号）の  
号の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

鉄道現業職員級別俸給額表

一級	三三五〇	三三八〇	三五一〇	三六四〇	三九七〇	四三〇〇	四六三〇	四九六〇	五二九〇
二級	三二五〇	三五八〇	三九一〇	四二四〇	四五七〇	四九〇〇	五二三〇	五五六〇	五八九〇
三級	二九五〇	三二八〇	三六一〇	三九四〇	四二七〇	四六〇〇	四九三〇	五二六〇	五五九〇
四級	二六五〇	三三八〇	三七一〇	四〇四〇	四三七〇	四七〇〇	五〇三〇	五三六〇	五六九〇
五級	二三五〇	三〇八〇	二四一〇	二七四〇	三〇七〇	三四〇〇	三七三〇	四〇六〇	四三九〇
六級	二〇五〇	二七八〇	二二一〇	二五四〇	二八七〇	三二〇〇	三五三〇	三八六〇	四一九〇
七級	一七五〇	二〇八〇	一四一〇	一七四〇	二〇七〇	二四〇〇	二七三〇	三〇六〇	三三九〇
八級	一四五〇	一七八〇	一一一〇	一四四〇	一七七〇	二一〇〇	二四三〇	二七六〇	三〇九〇
九級	一一五〇	一四八〇	八一〇	一一四〇	一四七〇	一八〇〇	二一三〇	二四六〇	二七九〇







政府職員の特殊勤務手当給与令案

(閣議決定)

(昭和二三、九、二〇  
大蔵省給与局)



- 十 国立学校職員の特殊勤務手当
  - 十一 公立学校職員の特殊勤務手当
  - 十二 海軍省官署在勤職員の特殊勤務手当
  - 十三 海軍省前線係員の特殊勤務手当
- 第一節 鉄道職員の特殊勤務手当
- 第一條 鉄道職員の特殊勤務手当は、左の如きとする。
- 一 隧道内作業手当
  - 二 隧道内夜間作業手当
  - 三 隧道内夜間作業手当
  - 四 隧道内夜間作業手当
  - 五 海水作業手当
  - 六 高圧電線作業手当
  - 七 運命回車火乘座内作業手当
  - 八 鉄道制電機架線架線工事手当
  - 九 夜間工事手当
  - 十 運命回車専用車乗務員手当

- 十一 夜間勤務手当
- 十二 夜間勤務手当
- 十三 夜間勤務手当
- 十四 夜間勤務手当
- 十五 夜間勤務手当
- 十六 夜間勤務手当

第四條 事業別会計の支辨にかゝる職員をいう。以下同じ。

一 関門津波及び清津津波の坑口から距離二百メートル以上の坑内

二 蒸気機関車の通過する坑口から距離二百メートル以上の坑内で、蒸気機関車の通過した日において、

第五條 前條の手当の額は、左に掲げる金額の範囲内で、大臣の定める額とする。

一 前條第一号の場合においては、その作業一時間につき三円

二 前項第二号の場合においては、その作業一時間につき、左の費道を分と充てて

- 第一号 既設 四円三十銭
- 第二号 既設 三円六十銭
- 第三号 既設 二円九十銭
- 第四号 既設 一円四十銭

前項第二号に掲げる費用は、大蔵大臣がこれを定める。

第八條 既設のトンネル、鉄道職員が築道の坑口から距離三百米以上の坑内で、隧道壁を修繕するときは、その作業を前項した日から完了した日までの間、これを支払する。

大蔵大臣は、この間、これを支払する。前項の規定する距離を短縮することを得ざる。

第七條 前條の手当の額は、作業一日につき二十五円の範囲内で、大蔵大臣の定める額とする。

第八條 隧道内、既設トンネル、鉄道職員のうち、機関士、機関士見習、機関助手、

機関助手見習である者が、他機関を乗務の指導を行つた者が、蒸気機関車に乗務して大蔵大臣の定める範囲内を通過したとき、これを支払する。

第九條 前條の手当の額は、隧道通過一回につき六百円の範囲内で、大蔵大臣の定める額とする。

(圧空空室内作業手当)

第十條 圧空空室内作業手当は、鉄道職員が圧空空室内で作業に従事したとき、これを支払する。

第十一條 前條の手当の額は、左の各号の範囲内、又は左の標準時間数をもちいて算して、無差別台を乗じて得た額とする。

- |          |     |
|----------|-----|
| 二十分程度まで  | 七時間 |
| 二十六分程度まで | 六時間 |
| 三十分程度まで  | 五時間 |
| 三十三分程度まで | 四時間 |
| 三十六分程度まで | 三時間 |
| 四十分程度まで  | 二時間 |

標準時間数

はらた

四十二封度まで  
四十六封度まで  
四十八封度まで  
五十封度まで  
一時間三十分  
一時間  
五十分  
四十分

第十二條 圧縮空気作業に従事したときは、隧道内作業手当又は隧道内補給作業手当は、これを支給しない。  
(潜水作業手当)

第十三條 潜水作業手当は、鉄道職員が潜水作業に従事したとき、これを支給する。  
第十四條 第十一條の規定は、前條の手当の額についてこれを準用する。この場合において、直上とあるのは「水圧」と、六十円とあるのは「九十円」と読み替へるものとす。

(高圧送電作業手当)

第十五條 高圧送電作業手当は、鉄道職員が電柱若しくは鉄線止、電線若しくは電線内又は送電線内側で高圧送電に近接して大蔵大臣の指図書する作業に従事したとき、これを支給する。  
2. 前項の「高圧送電」とは、直流千ボルト（大蔵大臣の定める場合）又は千ボルト又は交流五百ボルトをこしえる電圧相圧中の架空電線をいう。

第十六條 前條の手当の額は、作業一時間として計算とす。  
(連合國軍火災隊員内作業手当)

第十七條 連合國軍火災隊員内作業手当は、鉄道職員が連合國軍火災隊員内作業手当に就き、連合國軍火災隊の隊員で、乗車の入札供元其の他の作業に従事したとき、これを支給する。

第十八條 前條の手当の額は、作業一時間として計算とす。  
(鉄道病院傳染病室勤務手当)

第十九條 鉄道病院傳染病室勤務手当は、鉄道職員が傳染病室に勤務するに際し、その業務に必要として、  
3. 着脱するに必要とする手当を併せて支給する。  
2. 着脱するに必要とする手当を併せて支給する。  
1. 着脱するに必要とする手当を併せて支給する。  
（この手当は、附帯の業務に就くものとする。）

第二十條 前條の手当の額は、作業一日につき六円の範囲内で、大蔵大臣の定める額とす。

(夜間重労働手当)

第二十一條 夜間重労働手当は、鉄道職員が、保安員、夜間保安員、電線保安員、土工（保線及び電力区に勤務する者に限る）、線路工事、電力工事、通信工事又は工事下等業務に従事し、連合國軍火災隊員に類する職務を遂行し、終電と初電との間に、並向に就いて勤務すること、  
2. 並向に就いて勤務すること、  
1. 並向に就いて勤務すること、  
（この手当は、附帯の業務に就くものとする。）

前項の電車線区間及び電務労働者の範囲は、大蔵大臣が定める。  
 第二十二條 前條の手当の額は、作業一夜につき五十円で、大蔵大臣の定める額とする。

第二十三條 適合國籍專用車輛所有手当は、鉄道職員の手当整備料及び整備世帯増費

ある者が、適合國籍專用車輛の清掃に從事したとき、これを支給する。

第二十四條 前條の手当の額は、車輛一輛毎に左の如きによつて計算した金額を合計

一 重量（死荷所を有する電車を含む） 十五円

二 重量（死荷所を有する電車を除く） 八円

三 貨車（タンク車） 八円

四 車輛の一部が適合國籍の専用であるときは、前各号の金額の半額

（本札勤勞手当）

第二十五條 本札勤勞手当は、鉄道職員が、鉄道の駅又は國營自動車営業所の出入口

で、電車券類を販売して現金の取扱に從事したとき、これを支給する。

第二十六條 前條の手当の額は、別会計井原における旅客運賃、入場料及び通行税

（以下旅客運賃等という。）の取扱金額（全死荷所と全死貨車とを合算し、その一方分の七

に相当する金額の範囲内）で、大蔵大臣の定める額とする。

第二十七條 前條の取扱金額は、旅客運賃等の改正があつた場合においては、大蔵大臣が

定める額とする。

一 医師 五十円

二 助手及助産師 二十円

三 看護婦 十円

（本札勤勞手当）

第二十八條 本札勤勞手当は、鉄道職員が本務の外、鉄道教育所、工務所、検査所、

職員養成所、鉄道病前看護所、鉄道病後看護所又は職員講習所の講師として職務に

従事したとき、これを支給する。

第二十九條 本札勤勞手当は、鉄道職員が本務の外、鉄道教育所、工務所、検査所、

職員養成所、鉄道病前看護所、鉄道病後看護所又は職員講習所の講師として職務に

従事したとき、これを支給する。



第三十條 前條の手当の額は、投票一時間につき 左の区分による額とする

一 鉄道教習所等間部 五十円

二 鉄道教習所(專門部を除く)、工機部技能者養成所、職員養成所及び鉄道病院  
前條培養所 三十五日

三 職員講習会 二十五日

志免飯菜所職員特別手当)

第三十一條 志免飯菜所職員特別手当は、志免飯菜所に勤務する鉄道職員が石炭の採

掘中の他の坑内作業に従事したとき、これを支給する。

第三十二條 前條の手当は、採炭手当及び坑内手当の二種とする。

第三十三條 採炭手当は、坑内で石炭の採掘に直接従事した者に付して、これを支給する。

又 前條の手当の額は、採炭枚数と、石十五円を基準とし、これと採炭量を採

掘枚数とを乗じて得た割合を算じて得た額とする。

第三十四條 坑内手当は、坑内で石炭の採掘以外の作業に従事した者に対して、これを支給する。

二 前條の手当の額は、採炭枚数と、石十五円を基準とし、これと採炭量を採掘枚数とを乗じて得た割合を算じて得た額とする。

三 前條の手当の額は、坑内で石炭の採掘以外の作業に従事した者に対して、これを支給する。

第三十五條 工機部技能者特別手当は、工機部の工機部、印刷場及び養育所並びに

工場、印刷場、印刷場及び養育所並びに印刷場、印刷場及び養育所並びに印刷場、印刷場及び養育所

第三十六條 前條の手当の額は、投票一時間につき 左の区分による額とする

一 工機部の定員に不足する場合は、不足する定員に相当する額を支給する。

二 工機部の定員に不足する場合は、不足する定員に相当する額を支給する。

第三十七條 第三十條の手当の額は、採掘月額とこれに付する勤務地手当月額との

合計額の二分の一に相当する額とし、この月額に付する給付額を二と乗じて得た額と

する。

第三十八條 第三十條の手当の額は、投票一時間につき 左の区分による額とする

一 工機部の定員に不足する場合は、不足する定員に相当する額を支給する。

二 工機部の定員に不足する場合は、不足する定員に相当する額を支給する。

第三十九條 第三十條の手当の額は、投票一時間につき 左の区分による額とする

一 工機部の定員に不足する場合は、不足する定員に相当する額を支給する。

二 工機部の定員に不足する場合は、不足する定員に相当する額を支給する。

第三十八條 午後六時より午前五時までの間に、賃金作業に從事した場合においては、大蔵大臣は、作業一時停止につき、俸給月額でこれに相当する勤務地手当月額との合計額の十分の一に相当する金額の範囲内で、前條の手当の額を増額することができる。  
 (防災作業手当)

第三十九條 防災作業手当は、鉄道職員が、火災、風、水、雪等の他市町村事故により、国有鉄道事業特別会社に属する諸施設に災害を生じ又は生ぜんとする虞れのある場合において、大蔵大臣の定める防災作業に從事したとき、<sup>に値する</sup>これに支給する。  
 第四十條 前條の手当の額は、作業一日につき六十円の範囲内で、運輸大臣の定める額とする。

第三章

第四十一條 通信職員の特殊勤務手当

- 一 危険作業手当
  - 二 車行停止手当
  - 三 深夜勤務手当
  - 四 急用出陣手当
  - 五 臨時出陣手当
  - 六 臨時出陣手当
  - 七 臨時出陣手当
  - 八 臨時出陣手当
  - 九 臨時出陣手当
  - 十 臨時出陣手当
  - 十一 臨時出陣手当
  - 十二 臨時出陣手当
- (危険作業手当)
- 第四十二條 危険作業手当は、通信職員(通信省に所属する職員をいう。以下同じ)に、一時的に危険な作業に、大蔵大臣の定めるところに従事したとき、<sup>に値する</sup>これに支給する。

- 一 商業銀行等で行うべき電線路の建設及び修理作業。
- 二 地下探査の上る行う作業。
- 三 陸揚船等の修理及び補修作業。
- 四 陸揚船等のマスト上で行う作業。
- 五 陸揚船等のマスト上で行う作業。
- 六 陸揚船等のマスト上で行う作業。
- 七 陸揚船等のマスト上で行う作業。
- 八 陸揚船等のマスト上で行う作業。
- 九 陸揚船等のマスト上で行う作業。
- 十 陸揚船等のマスト上で行う作業。
- 十一 陸揚船等のマスト上で行う作業。
- 十二 陸揚船等のマスト上で行う作業。
- 十三 陸揚船等のマスト上で行う作業。
- 十四 陸揚船等のマスト上で行う作業。
- 十五 陸揚船等のマスト上で行う作業。
- 十六 陸揚船等のマスト上で行う作業。
- 十七 陸揚船等のマスト上で行う作業。
- 十八 陸揚船等のマスト上で行う作業。
- 十九 陸揚船等のマスト上で行う作業。
- 二十 陸揚船等のマスト上で行う作業。

已郵便物の処理及び運送作業

- 一 郵便局一室から第八号までの作業時間については、作業一日につき三十五分
- 二 郵便局一室から第八号までの作業時間については、作業一日につき三十五分
- 三 郵便局一室から第八号までの作業時間については、作業一日につき三十五分
- 四 郵便局一室から第八号までの作業時間については、作業一日につき三十五分
- 五 郵便局一室から第八号までの作業時間については、作業一日につき三十五分
- 六 郵便局一室から第八号までの作業時間については、作業一日につき三十五分
- 七 郵便局一室から第八号までの作業時間については、作業一日につき三十五分
- 八 郵便局一室から第八号までの作業時間については、作業一日につき三十五分
- 九 郵便局一室から第八号までの作業時間については、作業一日につき三十五分
- 十 郵便局一室から第八号までの作業時間については、作業一日につき三十五分
- 十一 郵便局一室から第八号までの作業時間については、作業一日につき三十五分
- 十二 郵便局一室から第八号までの作業時間については、作業一日につき三十五分
- 十三 郵便局一室から第八号までの作業時間については、作業一日につき三十五分
- 十四 郵便局一室から第八号までの作業時間については、作業一日につき三十五分
- 十五 郵便局一室から第八号までの作業時間については、作業一日につき三十五分
- 十六 郵便局一室から第八号までの作業時間については、作業一日につき三十五分
- 十七 郵便局一室から第八号までの作業時間については、作業一日につき三十五分
- 十八 郵便局一室から第八号までの作業時間については、作業一日につき三十五分
- 十九 郵便局一室から第八号までの作業時間については、作業一日につき三十五分
- 二十 郵便局一室から第八号までの作業時間については、作業一日につき三十五分

（前項）収取金等、現金等の改正があった場合には、大臣の定めるところにより、これを改めることができる。

第四十八條 教員等は、通信職員が本務の外、任に當る授業等に從事したとき、その旨を報告する。

一 通信講習所の講師として、授業に從事したとき  
二 通信講習所別居寄宿舎の業務主任として、寄宿舎における生徒の指導及び監督並びに寄宿舎の管理に從事したとき

第四十九條 前條の主任の職は、左の区分による箇の範囲内で、大臣の定める額とする。

一 前項第一号の場合においては、授業一時間につき五十四円  
二 前項第二号の場合においては、勤務一日につき十五円

（郵便貯金原簿等採出格納手当）

第五十條 郵便貯金原簿等採出格納手当は、通信職員が郵便貯金支所に勤務する者が、貯金原簿、証書原簿、恩給原簿又は貯金手入申込書の採出及び格納に從事したとき、その旨を報告する。

第五十一條 前條の主任の職は、作業一日につき五円の範囲内で、大臣の定める額とする。

（押印作業手当）

第五十二條 押印作業手当は、通信職員が郵便局に勤務する者が、保潔料、徴収原簿、貯金原簿、保潔申入書、保潔証書、保潔料徴収帳、保潔金還附金支取通知書又は保潔打取書（以下原簿等という）の採出及び格納の作業に從事したとき、その旨を報告する。

第五十三條 前條の主任の職は、作業一日につき五円の範囲内で、大臣の定める額とする。

第五十四條 山上勤務手当は、通信職員が任に當る業務中に、山上勤務の旨を報告したとき、その旨を報告する。

- 一 二子無煙中継所
- 二 那珂新線中継所
- 三 八丈新線中継所
- 四 横平新線中継所
- 五 妙高新線中継所
- 六 霞山新線中継所
- 七 福無線中継所
- 八 新山新線中継所

- 九 折伏無線中継所
- 十 釜臥無線中継所
- 十一 世山無線中継所
- 十二 霧島無線中継所
- 十三 霧島無線中継所
- 十四 八山無線中継所
- 十五 青山無線中継所
- 十六 大甲無線中継所
- 十七 塔山無線中継所
- 十八 志和無線中継所
- 十九 恒生無線中継所
- 二十 海河無線中継所
- 二十一 入取無線中継所
- 二十二 三毛無線中継所
- 二十三 湯山無線中継所
- 二十四 湯山無線中継所
- 二十五 湯山無線中継所
- 二十六 湯山無線中継所
- 二十七 湯山無線中継所
- 二十八 湯山無線中継所
- 二十九 湯山無線中継所
- 三十 湯山無線中継所

三六 野北無線中継所

三七 反ヶ峰無線中継所

三八 風師無線中継所

三九 風師無線中継所

四〇 風師無線中継所

四一 風師無線中継所

四二 風師無線中継所

四三 風師無線中継所

四四 風師無線中継所

四五 風師無線中継所

四六 風師無線中継所

四七 風師無線中継所

四八 風師無線中継所

四九 風師無線中継所

五〇 風師無線中継所

五一 風師無線中継所

五二 風師無線中継所

五三 風師無線中継所

五四 風師無線中継所

五五 風師無線中継所

五六 風師無線中継所

五七 風師無線中継所

五八 風師無線中継所

五九 風師無線中継所

六〇 風師無線中継所

六一 風師無線中継所

六二 風師無線中継所

六三 風師無線中継所

六四 風師無線中継所

六五 風師無線中継所

六六 風師無線中継所

六七 風師無線中継所

六八 風師無線中継所

六九 風師無線中継所

七〇 風師無線中継所

七一 風師無線中継所

七二 風師無線中継所

七三 風師無線中継所

七四 風師無線中継所

七五 風師無線中継所

七六 風師無線中継所

七七 風師無線中継所

七八 風師無線中継所

七九 風師無線中継所

八〇 風師無線中継所

八一 風師無線中継所

八二 風師無線中継所

八三 風師無線中継所

八四 風師無線中継所

八五 風師無線中継所

八六 風師無線中継所

八七 風師無線中継所

八八 風師無線中継所

八九 風師無線中継所

九〇 風師無線中継所

九一 風師無線中継所

九二 風師無線中継所

九三 風師無線中継所

九四 風師無線中継所

九五 風師無線中継所

九六 風師無線中継所

九七 風師無線中継所

九八 風師無線中継所

九九 風師無線中継所

一〇〇 風師無線中継所

- 四 遠達郵便物の搬送作業
- 五 無線電信機通信作業
- 六 自動機通信半導体作業
- 七 無線電信機修理作業
- 八 和文電報機修理作業
- 九 英文電報機修理作業
- 十 印刷機通信半導体作業
- 十一 和文印刷機通信作業
- 十二 英文印刷機通信作業
- 十三 和文電報機修理作業
- 十四 英文電報機修理作業
- 十五 無線電信機修理作業
- 十六 無線電信機修理作業
- 十七 無線電信機修理作業
- 十八 無線電信機修理作業
- 十九 英文電報機の検査及び受付作業
- 二十 無線電信機修理作業

- 二十一 電報の搬送作業
  - 二十二 市外電話交換作業
  - 二十三 市内電話交換作業
  - 二十四 電信細線試験作業
  - 二十五 電話細線試験作業
  - 二十六 無線電信機修理作業
  - 二十七 無線電信機修理作業
  - 二十八 特殊電報機修理作業
  - 二十九 通信用ケーブルの修理作業
  - 三十 空中線修理作業
  - 三十一 地下ケーブルの修理作業
  - 三十二 特殊電報機修理作業
  - 三十三 電報機修理作業
  - 三十四 その他大臣の定める作業
- 2 前項に定めるものの程度は、大臣が定める。
- 第五十九條 前條の各号の類は、作業一日につき二十坪の範囲内で、大臣の定める額とする。

(貯蓄郵便手当)

第六十條

貯蓄郵便手当は、

一、

逓信積算のうち郵便局に勤務する者が第一号及び第二号の積算手当と、又は逓信積算が第三号に該当するときは、手当を交付する。

二、

定額郵便貯金、積立郵便貯金、簡易生命保険及び郵便年金（以下定額郵便貯金等という）の新規契約を成立せしめたとき、

三、

定額郵便貯金等の募集完了が成り済んでおると大蔵大臣が認めるとき、

四、

定額郵便貯金等の募集完了の向上に貢献したものと大蔵大臣が認めるとき、

五、

一、前條第一号に該当する旨に付し、支給すべき手当の額は、その旨の成立せしめられた郵便貯金等の契約一件につき、左の各号に掲げる金額を基準として計算し、

六、

定額郵便貯金等の契約の合計額とする。

七、

簡易生命保険契約

八、

簡易生命保険契約

九、

簡易生命保険契約

十、

簡易生命保険契約

十一、

簡易生命保険契約

十二、

簡易生命保険契約

十三、

簡易生命保険契約

十四、

簡易生命保険契約

十五、

簡易生命保険契約

十六、

簡易生命保険契約

十七、

簡易生命保険契約

十八、

簡易生命保険契約

十九、

簡易生命保険契約

二十、

簡易生命保険契約

二十一、

簡易生命保険契約

二十二、

簡易生命保険契約

二十三、

簡易生命保険契約

二十四、

簡易生命保険契約

二十五、

簡易生命保険契約

二十六、

簡易生命保険契約

二十七、

簡易生命保険契約

二十八、

簡易生命保険契約

二十九、

簡易生命保険契約

三十、

簡易生命保険契約

三十一、

簡易生命保険契約

三十二、

簡易生命保険契約

三十三、

簡易生命保険契約

三十四、

簡易生命保険契約

三十五、

簡易生命保険契約

三十六、

簡易生命保険契約

三十七、

簡易生命保険契約

三十八、

簡易生命保険契約

三十九、

簡易生命保険契約

四十、

簡易生命保険契約

四十一、

簡易生命保険契約

四十二、

簡易生命保険契約

四十三、

簡易生命保険契約

四十四、

簡易生命保険契約

四十五、

簡易生命保険契約

四十六、

簡易生命保険契約

四十七、

簡易生命保険契約

四十八、

簡易生命保険契約

四十九、

簡易生命保険契約

五十、

簡易生命保険契約

五十一、

簡易生命保険契約

五十二、

簡易生命保険契約

五十三、

簡易生命保険契約

五十四、

簡易生命保険契約

五十五、

簡易生命保険契約

については保険金額の十分の二に相当する額を、商易生命保険契約であつて十年以上の保険料を前納するものも成立させた旨については二十回の範囲内で大蔵大臣の定める額を、それ以前條第三号に定める額に加算することができる。

大蔵大臣の定める前番獎勵期間において、その郵便局につき、大蔵大臣の定めたる定期貯蓄金集計簿の七割をこえる定期貯蓄金契約を成立させた郵便局又は大蔵大臣の定めたる商易生命保険募集目標額の八割をこえる商易生命保険契約を成立させた郵便局に勤務する旨については、その契約一件につき、左の各号に掲げる金額を、それ以前條第一号及び第三号に定める金額に加算することができる。

定期貯蓄金契約 額面金額の百分の四に相当する額

商易生命保険契約 額面金額の百分の四に相当する額

月掛保険料のもの 第一回保険料の百分の五十に相当する額

年掛保険料のもの 第一回保険料の百分の四に相当する額

第六十三條 第六十條第二号に該当する旨に對して、支給すべき手当の額は、大蔵大臣の定める貯蓄獎勵期間につき五十回の範囲内で、大蔵大臣の定める額とする。

第六十四條 第六十條第三号に該当する旨に對して支給すべき手当の額は、大蔵大臣の定める額を、前項の額に加算することができる。但し、その範囲内

の定むる貯蓄獎勵期間において、すべての郵便局において成立せしめられた定期貯蓄金等の契約一件につき、左の各号に掲げる金額を基準として計算した金額の合計額の範囲内で、大蔵大臣の定める額とする。

一 定期貯蓄金契約又は積立郵便貯金契約 額面金額の百分の二に相当する額

二 商易生命保険契約 第一回保険料の百分の二十に相当する額

三 郵便年金契約 第一回保険料の百分の一に相当する額

第六十五條 非常災害復旧作業に當り、風、水、雪等の他に非常災害に對して、郵便局の施設を復旧するに當り、大蔵大臣の定める額の範囲内で、大蔵大臣の定める額とする。

第六十六條 前條の各号の額は、作業一回につき第六十四條の範囲内で、大蔵大臣の定める額とする。

第四節 送附職員の特殊勤務手当

第六十七條 送附職員の特殊勤務手当は、送附局に所屬する職員が左に掲げる作業で大蔵大臣の定めるものに従事したとき、下掲を支給する。

一 送附料徴収の送附作業及び送附作業



- 三 三十メートル以上の電流の通ずる高圧電気設備に接近して行う作業
  - 四 強酸又は強アルカリ性薬品を使用して行う貨幣地金の洗滌作業
  - 五 高濃度の有害塵埃の発生している場所で行う作業
  - 六 十センチ以上の鋼鉄型を圧縮する作業
  - 七 五百センチ以上の換気扇の運搬作業
  - 八 十センチ以上の圧縮機等装置物の上で行う作業
  - 九 汚染病菌培養の廃棄物の処理作業
  - 十 有害危険なる薬品又は圧縮気体の運搬作業
  - 十一 有害なる粉塵を発生する回収機等の運搬作業
- 第六十八條 前條の作業は、作業一日につき十五坪の範囲内で、大蔵大臣の定める額とする。

第五節 専売職員の特務勤務手当

- 第六十九條 専売職員の特務勤務手当は、左の五種とする。
- 一 現金取扱手当
- 二 検査手当

(現金取扱手当)

第七十條 現金取扱手当は、専売職員が専売局に勤務する職員百以下。以下同じ。のうち地方専売局に勤務する者は、製造煙草及び煙草用葉紙へ以下製造煙草等といふことと配給して現金の取扱に従事したとき、専売局長の定めるところとする。

第七十一條 前條の手当の額は、前会計年度における製造煙草等の国内向賣渡り金総額の一分の二に相当する金額の範囲内で、大蔵大臣の定めるところとする。

2 前項の国内向賣渡り金総額とは、製造煙草等の賣渡り価格の改正があった場合においては大蔵大臣の定めるところとする。

(教務手当)

第七十二條 教務手当は、専売局長の定めるところの外、大蔵大臣の定める講習会又は養成会の講師として授業に従事したとき、専売局長の定めるところとする。

第七十三條 前條の手当の額は、授業一時限につき三十坪の範囲内で、大蔵大臣の定めるところとする。

第六節 印刷職員の特務勤務手当

第七十四條 印刷職員の特務勤務手当は、印刷局に所属する職員が左に掲げる作業で、大蔵大臣の定めるところに従事したとき、専売局長の定めるところとする。

一 子丁ンカリウムを使用する紙の焼入作業

- 二 ノロム兼金
  - 三 水銀、鉛及びノロム酸を含有する色料の製造作業
  - 四 煎油
  - 五 酒類の溶解作業
  - 六 地金調製及び鉛合金溶解作業
  - 七 蒸着
  - 八 マンモニヤ真鍮を使用する鉄黒製造作業
  - 九 紙屑及びぼろの焼却作業
  - 十 ぼろの焼却作業
  - 十一 鋳物の混合作業
- 第七十五條 前條の手当の類は、作業一月につき十五日の範囲内、大蔵大臣の定めるところとする。

- 第七節 海上保安職員の特殊勤勞手当
- 第七十六條 海上保安職員の特殊勤勞手当は、左の千率とする。
- 一 船長手当
  - 二 船務手当
- (船長手当)
- 第七十七條 船長手当は、海上保安職員(海上保安方に所属する職員をいふ。以下同じ)が、聯合國軍の指定する危険海面で、 特殊作業に従事したとき、は 支給する。
- 第七十八條 前條の手当の額は、は 一月間につき、三十円とする。
- (船務手当)
- 第七十九條 船務手当は、海上保安職員が、船務作業に従事し、且、舊日本海軍艦艇の管轄のため特設船に乗り組むが、且、艦に属する作業で、大蔵大臣の定めるものに従事したとき、は 支給する。
- 一 潜水作業
  - 二 荷役作業
- 第八十條 前條の手当の額は、左に規定する全職の範囲内で、大蔵大臣の定める額とする。

前條第一号... 第十四條の規定による... 依業一日につき三十円

一 矯正院教官手当... 左の二種とする。

二 刑務所看守手当

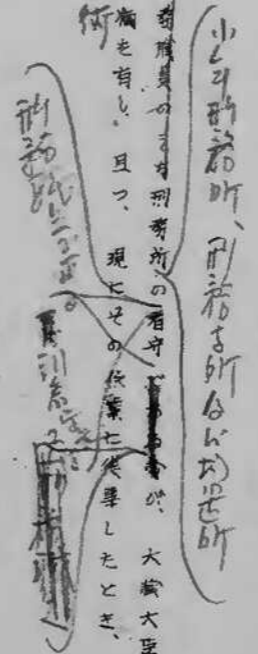
（矯正院教官手当）

第八十二條 矯正院教官手当は、刑務所看守、法務省矯正院局に所属する職員をいふ。... 依業一日につき三十円

第八十三條 前條の手当の額は、依業一日につき三十円の範囲内で、大蔵大臣の定め

（刑務所看守手当）

第八十四條 刑務所看守手当は、刑務所看守の看守... 大蔵大臣の定め... 依業一日につき三十円



第八十五條 前條の手当の額は、依業一日につき三十円の範囲内で、大蔵大臣の定め

（警察職員の特級勤勞手当）

第八十六條 警察職員の特級勤勞手当は、國家地方警察に所属する職員をいふ。... 大蔵大臣の定め

第八十七條 前條の手当の額は、依業一日につき三十円の範囲内で、大蔵大臣の定め

（刑務所看守手当）

第八十八條 刑務所看守手当は、刑務所看守の看守... 大蔵大臣の定め

第八十九條 前條の手当の額は、依業一日につき三十円の範囲内で、大蔵大臣の定め

（国立学校教員の特級勤勞手当）



改正の件... 昭和二十二年四月一日...  
 第百一係... 第百二係...  
 昭和二十二年四月一日...

**第百一係** 掃海作業に従事する職員に於ける掃海手当支給に関する件（昭和二十年勅令第二十号）を以て百二十四号）に改する手当、掃海院掃海手当等給与令（大正十一年勅令第四百九十一号）第二條及び監獄看守手当等給与令（大正十一年勅令第四百三十八号）第二條の規定に改する手当、巡査給与令（明治三十九年初令第二百五十九号）第二條の規定に改する手当、税務講習所の職員にして全勤たる者の手当給与に関する件（昭和十八年初令第四百十七号）による手当、公立学校職員加俸令（大正九年初令第五百五十九号）第一條の規定に改する特別加俸、交通至難の場所を在勤する職員に手当支給の件（大正九年初令第四百五十五号）による手当及び傳染病予防救治に従事する官吏、府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十二年法律第四十六号）第二十九條第一項の規定による他の法律による給与に相当する給與と改する手当は、改  
**第百二係** 病院消毒手当等給与令（大正十一年勅令第四百九十一号）の一部を次の  
 ように改正する。  
**第二條** 削除。

掃海院掃海手当等給与令（大正十一年勅令第四百三十八号）の一部を次のように改正する。  
**第二條** から第四條まで及び第六條削除  
**第五條** 給与令（明治三十九年初令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。  
**第四條** 削除  
 左に掲げる勅令は、これを廃止する。  
 掃海作業に従事する職員に対する掃海手当支給に関する件（昭和二十年勅令第七百二十四号）  
 税務講習所の職員にして全勤たる者の手当給与に関する件（昭和十八年初令第四百十七号）  
 公立学校職員加俸令（大正九年初令第五百十九号）  
 交通至難の場所を在勤する職員に手当支給の件（大正九年初令第四百五十五号）  
 傳染病予防救治に従事する官吏準官吏及び備員に手当支給の件（明治二十八年勅令第七十一号）  
 特殊試験手当給与令（昭和二十年勅令第二百六十四号）  
 国立大学附屬専任教官にして国立医科大学附屬病院の医員を兼ねられたる者に手当給与の件（大正十一年勅令第四百十六号）

理由

この職員は通常より、特殊の職務に任ぜられ、その職務に付する報酬も、特別の考慮を要する場合あり、これを俸給に組入らざること不可行か又は若く困難な事情がある。従って、この場合は、特殊勤務手当を支給する必要があるからである。

従って、この場合は、特別の考慮を要する特殊の職務に任ぜられること

を以て、特別の考慮を要する特殊の職務に任ぜられることである。

大分、特殊勤務手当の支給

第百二條 宿直又は徹夜勤務使役の者に食料を給與し及特別用の文具を便  
 用せしむることを得ることに関する勅令等の一部を次のように改めし  
 第百三條 宿直又は徹夜勤務使役の者に食料を給與し及特別用の文具を使用せし  
 むることを得ることに関する勅令（明治二十四年勅令第百二十七号の一  
 部を次のように改めし）  
 宿直又は徹夜勤務使役の者に食料を給與し及特別用の文具を給與し

第百三條 巡査給與令（明治三十九年勅令第百五十九号）の一部を次のように改  
 正し、  
 第二條 第一條の二を次のように改めし、  
 第一條 第七條の二を次のように改めし、  
 第十條 削除

第百四條 文官試験令（明治四十三年勅令第百七十五号）の  
 一部を次のように改めし、  
 第四條を削除し、

第百五條 監獄監字手当等給與令（大正十一年勅令第四百三十八号）の一部を次  
 のように改めし、  
 第二條を削除し、  
 第六條を削除し、

第百六條 矯正院補導手当等給與令（大正十一年勅令第四百九十一号）の一部を  
 次のように改めし、  
 第二條を削除し、  
 第十條を削除し、

第百七條 官吏俸給令（昭和二十一年勅令第百九十二号）の一部を次のように改正  
 する。  
 第一條 第三條の二を次のように改めし、  
 第十條 削除

第百八條 左に掲げた勅令等は廃止する。  
 官吏俸給令（明治二十六年勅令第百十八号）  
 各處雇員日給の着休曜日にも給與支給の件（明治八年大政官達第百十四号）  
 傳染病予防救治に從事する官吏、導官及び傭人に手当支給の件（明治  
 三十八年勅令第七十一号）  
 戦時及び事変に際し之に起因する電線工事に従事する者に手当給與の  
 件（明治三十七年勅令第百九十六号）

戦時及び事変に際し之に起因する電線工事に従事する者に手当給與の  
 件（明治三十七年勅令第百九十六号）

月俸七十五円未満の判任官待遇者の俸給に関する件（明治四十年勅令第二百四十四号）

船舶内に設置したる郵便電信及び電話官署に在勤する職員に手当給與の件（明治四十二年勅令第二百三十二号）

文官令使御官の俸給に関する件（大正七年勅令第二百六十二号）

交通困難の偏州に在勤する職員に手当支給の件（大正九年勅令第四百五号）

特定郵便局長の俸給に関する件（大正九年勅令第四百八十三号）

公立学校職員俸給令（大正九年勅令第五百十九号）

勤労手当給與令（大正九年勅令第五百四十三号）

司官試験補給令（大正九年勅令第五百六十九号）

帝國銀行の役員に在勤する職員に手当給與の件（大正九年勅令第四百二十二号）

官立大學附屬醫科部教員に在勤する職員に手当給與の件（大正九年勅令第四百四十六号）

外國に勤務する職員に在勤する職員に手当給與に関する件（昭和七年勅令第九十号）

機械技術員に在勤する職員に在勤する職員に手当給與に関する件（昭和十三年勅令第二百四十三号）

戦時又は事変に際し外國に在勤する職員に在勤する職員に手当給與に関する件（昭和二十三年勅令第四百一号）

在外憲政物理觀測所職員手当給與令（昭和十七年勅令第六百十七号）

飛騨講習所の職員にして令監たる者の手当給與に関する件（昭和十八年勅令第四百十七号）

特殊試験手当給與令（昭和二十年勅令第二百六十四号）

行政整理に際し退官し又ハ休職を命ぜらるる者に關する俸給の特例の件（昭和二十年勅令第六百九十八号）

行政整理に際し退官退職したる者に支給する特別の賜金又は手当に關する件（昭和二十年勅令第六百七十号）

掃海作業に従事する職員に對する掃海手当支給に関する件（昭和二十年勅令第七百二十四号）



政令第 号

警察職員及び刑務職員の職務の級の種類等に関する昭和二十三年政令第百一十号  
 警察職員及び刑務職員の新給額に関する法律（昭和二十三年法律第百一十号）の附及  
 警察職員及び刑務職員の職務の級の種類等に関する法律（昭和二十三年法律第百一十号）の附及  
 警察職員及び刑務職員の新給額に関する法律（昭和二十三年法律第百一十号）の附及  
 警察職員及び刑務職員の職務の級の種類等に関する法律（昭和二十三年法律第百一十号）の附及

内閣は、昭和二十三年六月以降の政府職員の新給額に関する法律（昭和二十三年法律第九十五号）第二條及び政府職員の新給額に関する法律（昭和二十三年法律第九十五号）第十四條第三項の規定に基づき、ここに警察職員及び刑務職員の職務の級の種類等に関する法律（昭和二十三年法律第百一十号）の附及を制定する。  
 第一條 警察職員及び刑務職員の職務の級の種類等に関する法律（昭和二十三年法律第百一十号）の一部を次のように改正する。  
 別表と次のように改める。

別表 警察職員及び刑務職員級別俸給額表

級	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
警察職員	三三三〇	三三六〇	三三九〇	三四二〇	三四五〇	三四八〇	三五一〇	三五四〇	三五七〇	三六〇〇	三六三〇
刑務職員	三三〇〇	三三三〇	三三六〇	三四〇〇	三四三〇	三四七〇	三五〇〇	三五三〇	三五七〇	三六〇〇	三六三〇



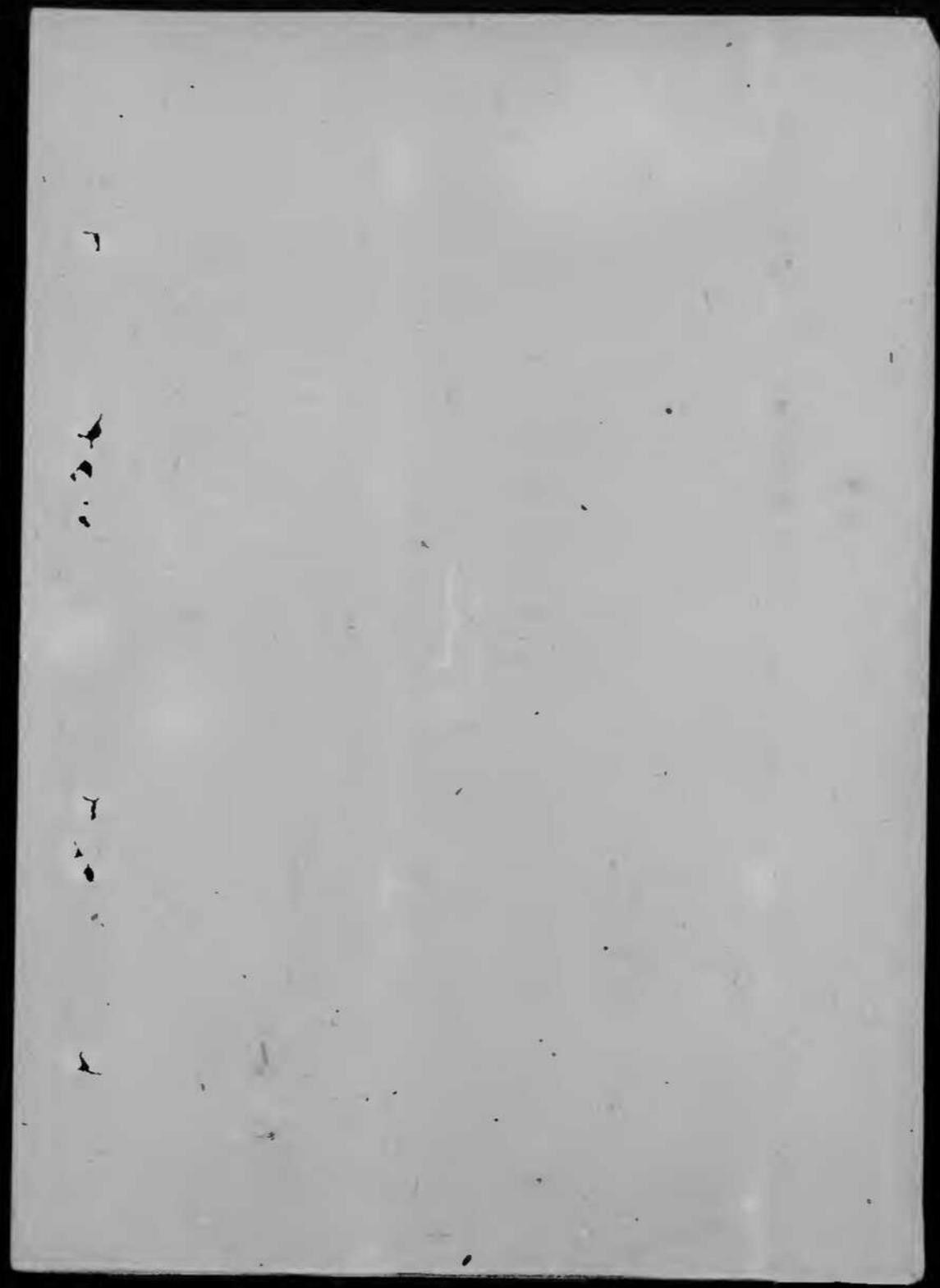
十	紙	六五〇〇	八七五〇	七〇二〇	七二八〇	七五四〇	七八〇〇
十一	紙	七八〇〇	八四六〇	八三二〇	八五八〇	八八四〇	九一〇〇
十二	紙	九一〇〇	九三六〇	九三二〇	九八八〇	一〇一四〇	一〇四〇〇

附 則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十三年六月一日以後の給与につき適用する。

理 田

警察職員等については、その職務の特殊性にかんがみ、一般政府職員より俸給を増額して支給する必要がある。さきに警察職員及び利務職員の職務の級の種類等に關する政令等を制定したのであるが、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に關する法律の施行に伴い、警察職員等についても一般政府職員と同様に俸給を約三割増額して支給する必要があるからである。



特殊勤務手当一覽表  
第一危險有害手当

二三七五

大分類	小分類	手当の名称	現行	改正	備考	
1. 少量の高熱 物体を取扱う 勤務及びこれ に近接して行 う作業	海運部海軍相等の 機関部職員のうち石 炭焚火作業 印刷局 印刷局 印刷局 印刷局 印刷局	海運部海軍相等の 機関部職員のうち石 炭焚火作業	月額七〇円 以内	月額六〇円 以内		
		(前) 印刷局 印刷局 印刷局 印刷局 印刷局	印刷局 印刷局 印刷局 印刷局 印刷局	日額二〇円	日額五円以上 一〇円以内	
		(前) 印刷局 印刷局 印刷局 印刷局 印刷局	印刷局 印刷局 印刷局 印刷局 印刷局	印刷局 印刷局 印刷局 印刷局 印刷局	印刷局 印刷局 印刷局 印刷局 印刷局	
		(前) 印刷局 印刷局 印刷局 印刷局 印刷局	印刷局 印刷局 印刷局 印刷局 印刷局	印刷局 印刷局 印刷局 印刷局 印刷局	印刷局 印刷局 印刷局 印刷局 印刷局	
		(前) 印刷局 印刷局 印刷局 印刷局 印刷局	印刷局 印刷局 印刷局 印刷局 印刷局	印刷局 印刷局 印刷局 印刷局 印刷局	印刷局 印刷局 印刷局 印刷局 印刷局	
2. 土石等の塵 埃又は粉末を 蓄積し飛散す る場所の作業	造幣局 造幣局 造幣局 造幣局	造幣局 造幣局 造幣局 造幣局	日額一〇円 至二〇円	日額一〇円 至二〇円		
		造幣局 造幣局 造幣局 造幣局	造幣局 造幣局 造幣局 造幣局	造幣局 造幣局 造幣局 造幣局		
		造幣局 造幣局 造幣局 造幣局	造幣局 造幣局 造幣局 造幣局	造幣局 造幣局 造幣局 造幣局		
		造幣局 造幣局 造幣局 造幣局	造幣局 造幣局 造幣局 造幣局	造幣局 造幣局 造幣局 造幣局		
3. 異常な圧下 を行ふ作業	鉄道局 鉄道局 鉄道局 鉄道局	鉄道局 鉄道局 鉄道局 鉄道局	日額一〇円 至二〇円	日額一〇円 至二〇円		
		鉄道局 鉄道局 鉄道局 鉄道局	鉄道局 鉄道局 鉄道局 鉄道局	鉄道局 鉄道局 鉄道局 鉄道局		
		鉄道局 鉄道局 鉄道局 鉄道局	鉄道局 鉄道局 鉄道局 鉄道局	鉄道局 鉄道局 鉄道局 鉄道局		
		鉄道局 鉄道局 鉄道局 鉄道局	鉄道局 鉄道局 鉄道局 鉄道局	鉄道局 鉄道局 鉄道局 鉄道局		
4. ケーブル以 上の重量物の 取扱等劇甚な 作業	造幣局 造幣局 造幣局 造幣局	造幣局 造幣局 造幣局 造幣局	日額一〇円 至二〇円	日額一〇円 至二〇円		
		造幣局 造幣局 造幣局 造幣局	造幣局 造幣局 造幣局 造幣局	造幣局 造幣局 造幣局 造幣局		
		造幣局 造幣局 造幣局 造幣局	造幣局 造幣局 造幣局 造幣局	造幣局 造幣局 造幣局 造幣局		
		造幣局 造幣局 造幣局 造幣局	造幣局 造幣局 造幣局 造幣局	造幣局 造幣局 造幣局 造幣局		

大分類	小分類	手当の名称	現行	改正案	備考
2. 大分類	2. 海運船舶乗組員の荷役作業	海運船舶乗組員の荷役作業	日額一円五	月額六〇〇円以内	
		海運船舶乗組員の荷役作業	日額一円五	月額六〇〇円以内	
		海運船舶乗組員の荷役作業	日額一円五	月額六〇〇円以内	
		海運船舶乗組員の荷役作業	日額一円五	月額六〇〇円以内	
		海運船舶乗組員の荷役作業	日額一円五	月額六〇〇円以内	
		海運船舶乗組員の荷役作業	日額一円五	月額六〇〇円以内	
5. 水銀採取	5. 水銀採取	水銀採取	日額一円	月額五円	
		水銀採取	日額一円	月額五円	
		水銀採取	日額一円	月額五円	
		水銀採取	日額一円	月額五円	
		水銀採取	日額一円	月額五円	
		水銀採取	日額一円	月額五円	
6. 塵芥物を取扱う作業	6. 塵芥物を取扱う作業	塵芥物を取扱う作業	日額一円	月額五円	
		塵芥物を取扱う作業	日額一円	月額五円	
		塵芥物を取扱う作業	日額一円	月額五円	
		塵芥物を取扱う作業	日額一円	月額五円	
		塵芥物を取扱う作業	日額一円	月額五円	
		塵芥物を取扱う作業	日額一円	月額五円	

大分類	小分類	手当の名称	手当	額	備考
	3. 鉄道運子池子専用線における作業 (不発弾輸送作業を含む)	鉄道池子危険手当	日額二〇円	日額三〇円	
	4. 造幣局工員爆発物の危険の處ある東加路品庄指が入等の運搬作業	造幣局業務	日額一円乃至二円	日額二円乃至一円	
	5. 警隊職員爆発物を取扱う作業及びこれに近接して行う作業	造幣局業務	日額一円乃至二円	日額二円乃至一円 (勤務一時間 当り給與額× 就業時間数)	
1. 水銀クロール	造幣局工員人体に有害なる高濃度のガスを発生中における作業等	造幣局業務	日額一円乃至二円	日額二円乃至一円	
	又付荷塵を飛散する場所における作業(即ち)	印刷局特別手当	日額二〇銭	日額五円乃至一〇円	
	印刷局工員の特長	印刷局特別手当	日額二〇銭	日額五円乃至一〇円	
	通信有害危険が入取扱作業	通信有害危険作業手当	月額一〇〇円以内	日額五〇円	
6. 高圧電気設備	造幣局工員三千ボルト以上の高圧電気設備のある場所における作業(修理の処)	造幣局業務	日額一円乃至二円	日額二円乃至十円	
	2. 通信高圧電流の取扱作業(調整及び修理)	通信有害危険作業手当	月額一〇〇円以内	日額五〇円	
	3. 鉄道電力工手等の高圧活線取扱作業	鉄道高圧活線作業手当	一時間三円五〇銭	一時間一七円五十銭	
7. 池上ノ米以上の高所における作業及び空中作業	造幣局工員足場等架設物一〇米以上の高所における作業	造幣局業務	日額一円乃至二円	日額二円乃至一〇円	
	2. 通信電線上綱網作業ケーブル線路の宙乗作業等	通信有害危険作業手当	日額一〇〇円以内	日額一〇〇円	

大分類	小分類	手当の名称	現行	額	備考
10 単純な繰返 し作業で特に 体力を消耗す るもの	(新)3 鉄道地上工 以上の電柱橋梁等の 上の作業 (新)4 管線敷設以上 7メートル以上の高所作業	通信自押印 作業手当 通信管線敷 設工事格納手当 造幣局業務 手当 通信証別書 手当	月額四〇円 乃至七〇円 月額四〇円 日額一円六 角二分 月額四〇円 日額一円六 角二分	月額三〇円 乃至七〇円 全 右 日額二円八 角一分 至一〇円	一時間二円 乃至十五円以 内 (勤務一時間 当り給与額) (就業時間数 に依り給与額)
11 隧道内の 作業	1 鉄道工事工事等の 隧道工事 2 鉄道工事工事等の 隧道内改良又は補修 作業 3 鉄道管線関係工事 積算の隧道通過 勤務	鉄道隧道 工事手当 鉄道隧道内 改良又は補修 作業手当 鉄道管線 工事手当 積算の隧道 通過手当 勤務手当	日額二円以 内 日額六円以 内 一回三十分 乃至九十分 以内 日額三円以 内 一回一時間 乃至一時間五 分以内 日額三円以 内	日額三〇円 以内 日額三〇円 以内 一回一時間 乃至一時間五 分以内 日額三〇円 以内	
12 海底線の布 設修理作業	1 通信海底敷設給 の絶縁切断作業その他 の絶縁切断作業 2 厚生引込束束予防 救治作業 3 鉄道伝束束予防 救治作業	通信海底敷 設工事手当 厚生引込束 束予防手当 救治手当 鉄道伝束束 予防手当 救治手当	月額一〇 円以内 日額六円以 内	日額三〇円 以内 日額三〇円 以内	
13 各種砂敷 敷河川の掃 集等	1 各種砂敷 敷河川の掃 集等	各種砂敷 敷河川の掃 集等手当	日額六円以 内	日額三〇円 以内	



大分類	小分類	手当の名称	規	手	行	当	額	備考	
	3. 鉄道伝来病除肉 室勤務(看護、検査)室勤務等 海運船舶の衛生員 の伝染病取扱作業等 衛生、国立病院及び療 養所における上記の 作業 刑務所看守で聾 盲、痲痺及び癩病 療養所における勤務する もの 衛生、国立病院等に おける上記の作業 東林省獣畜の伝 染病の取扱作業 造幣局職員伝来病 の勤務する物件の取扱 取扱作業	鉄道伝来病 室勤務等 海運労働手	日額一円五 ロ以内 日額一円五 ロ以内 申挙十円五 十以内	日額一円五 以内 月額六ロ 以内 季給月額の 一ロロ以内	日額一円五 以内 日額二円五 至一ロロ	月額一ロロ 以内 三割以内 季給日額の 三割以内			
	衛生、国立病院及び 療養所におけるもの 衛生、国立病院等に おけるもの 衛生、農林省動物検査 所におけるもの	衛生、国立病院及び 療養所におけるもの 衛生、農林省動物検査 所におけるもの	衛生、国立病院及び 療養所におけるもの 衛生、農林省動物検査 所におけるもの	衛生、国立病院及び 療養所におけるもの 衛生、農林省動物検査 所におけるもの	衛生、国立病院及び 療養所におけるもの 衛生、農林省動物検査 所におけるもの	衛生、国立病院及び 療養所におけるもの 衛生、農林省動物検査 所におけるもの			
	心 エックス線勤、国立病院 その他自衛隊、ゲン室における勤務 射線にさらす勤、国立病院レント ゲン室における勤 務 衛生、国立病院及び 療養所におけるもの 衛生、農林省動物検査 所におけるもの	心 エックス線勤、国立病院 その他自衛隊、ゲン室における勤務 射線にさらす勤、国立病院レント ゲン室における勤 務 衛生、国立病院及び 療養所におけるもの 衛生、農林省動物検査 所におけるもの	心 エックス線勤、国立病院 その他自衛隊、ゲン室における勤務 射線にさらす勤、国立病院レント ゲン室における勤 務 衛生、国立病院及び 療養所におけるもの 衛生、農林省動物検査 所におけるもの	心 エックス線勤、国立病院 その他自衛隊、ゲン室における勤務 射線にさらす勤、国立病院レント ゲン室における勤 務 衛生、国立病院及び 療養所におけるもの 衛生、農林省動物検査 所におけるもの	心 エックス線勤、国立病院 その他自衛隊、ゲン室における勤務 射線にさらす勤、国立病院レント ゲン室における勤 務 衛生、国立病院及び 療養所におけるもの 衛生、農林省動物検査 所におけるもの	心 エックス線勤、国立病院 その他自衛隊、ゲン室における勤務 射線にさらす勤、国立病院レント ゲン室における勤 務 衛生、国立病院及び 療養所におけるもの 衛生、農林省動物検査 所におけるもの	心 エックス線勤、国立病院 その他自衛隊、ゲン室における勤務 射線にさらす勤、国立病院レント ゲン室における勤 務 衛生、国立病院及び 療養所におけるもの 衛生、農林省動物検査 所におけるもの		
	第三者より、専売局日直宿直 員及び巡視の非常勤等 勤務 衛生、国立病院及び 療養所におけるもの 衛生、農林省動物検査 所におけるもの	第三者より、専売局日直宿直 員及び巡視の非常勤等 勤務 衛生、国立病院及び 療養所におけるもの 衛生、農林省動物検査 所におけるもの	第三者より、専売局日直宿直 員及び巡視の非常勤等 勤務 衛生、国立病院及び 療養所におけるもの 衛生、農林省動物検査 所におけるもの	第三者より、専売局日直宿直 員及び巡視の非常勤等 勤務 衛生、国立病院及び 療養所におけるもの 衛生、農林省動物検査 所におけるもの	第三者より、専売局日直宿直 員及び巡視の非常勤等 勤務 衛生、国立病院及び 療養所におけるもの 衛生、農林省動物検査 所におけるもの	第三者より、専売局日直宿直 員及び巡視の非常勤等 勤務 衛生、国立病院及び 療養所におけるもの 衛生、農林省動物検査 所におけるもの			

大分類	小分類	手当の名称	現行	改正希望	備考
	税関職員			一回につき 一〇〇円 希望は功勞 金として出で いる一〇万円 以内	
	海上保安庁職員			奉給日額の五 割以内	
	警察非常勤			公 右	
	警察非常勤事務			日額の五割以 内 一回につき五 〇円	
	農林省倉庫管理員 職員及び水産監視官			日額二十五 円以内	
	非常勤の の上乗りに関 する作業	鉄道火災風水害 の除去に職務上又 は任意に従事した場 合	鉄道火災水 害特別賞金 日額五円以 内		
	通信非常勤 の従事した電報 話の従事	通信非常勤 の従事した電 報話の従事	一月平均 日額一〇 円以内		
	造船非常勤 の上乗りに関 する作業	造船非常勤 の上乗りに関 する作業	造船非常勤 の上乗りに関 する作業 日額五円以 内		
	志願者 の従事した 非常勤作業	志願者 の従事した 非常勤作業	非常勤 の従事した 非常勤作業 日額五円以 内		
	警察非常勤	警察非常勤	警察非常勤 の従事した 非常勤作業 日額五円以 内		
	鉄道一定額 の従事した 非常勤作業	鉄道一定額 の従事した 非常勤作業	鉄道一定額 の従事した 非常勤作業 日額五円以 内		
	外作業	外作業	外作業 の日額 日額五円以 内		
	鉄道暴風雨被害 の従事した 非常勤作業	鉄道暴風雨被害 の従事した 非常勤作業	鉄道暴風雨被害 の従事した 非常勤作業 日額五円以 内		
	通信一定額 の従事した 非常勤作業	通信一定額 の従事した 非常勤作業	通信一定額 の従事した 非常勤作業 日額五円以 内		
	寒冷期間の勤務	寒冷期間の勤務	寒冷期間の勤務 の日額 日額五円以 内		

第二 不快手当

大分額 小分額 手当の名称 現行 改正 備考

1. 便所下水の修理に  
 加給 造幣局業務 日額一円五角 日額二円五角  
 至二円 至一円五角  
 日額二円五角  
 2. 刑場にかける勤  
 手当 日額三円五角  
 以内

第三 新丁当

1. 合監又は寮  
 税務講習所合監寮  
 主任事務 大蔵省合監 月額一五円 月額一五円  
 2. 本務以外の  
 校長担任 鉄道講習所主任 月額一〇円 月額一〇円  
 3. 海運船舶予備員の  
 校長担任 海運新丁当 月額一〇円 月額一〇円  
 4. 通信部内外の通信  
 部長担任 通信新丁当 月額一〇円 月額一〇円  
 5. 文部二部教授及  
 夜間教授 月額一〇円 月額一〇円  
 6. 専売局官吏の臨  
 師勤務 月額一〇円 月額一〇円

第四 退任手当

1. 賦所出札口におけ  
 る乗車券発売現金成  
 納 鉄道出札勤 日額九円五角  
 2. 通信官署に在り  
 現金成納事務 通信現金成 月額一五円 月額一五円  
 3. 製造局製造出札の  
 配給事務 月額一五円 月額一五円  
 4. 製造局製造出札の  
 配給事務 月額一五円 月額一五円

第五 技能手当

大分類	小分類	手当の名称	現行手当	改正率	備考
第八 其の他	1. 通信郵便物区分 イ 7. 猿昇等	通信特殊有 技者特別手当 (勤務の種類及 が技能の程度 により差等を 設けてある)	月額三〇円 乃至一〇〇円 乃至九〇〇 円		
	2. 警察学校技能もの	通信特殊有 技者特別手当 (勤務の種類及 が技能の程度 により差等を 設けてある)	月額五〇円 以内		
	3. 刑務所看守長官下 就業受刑者の作業の 指導訓練官制に当る もの	通信特殊有 技者特別手当 (勤務の種類及 が技能の程度 により差等を 設けてある)	月額五〇円 以内		
第九 其の他	1. 労働局工員業務上 責任を担明する業務 に就く者	労働局特別手当	月額三〇円 以内		
	2. 鉄道業務	鉄道特別手当	月額三〇円 以内		
	3. 警察特別手当	警察特別手当	月額三〇円 以内		

裏面白紙

大分類	小分類	手当の名称	規	行	改正	手
<p>推</p>	<p>一 造幣局工員に準ずる</p>	<p>造幣局特別賞</p>	<p>一回五〇〇円</p>	<p>一〇〇〇円</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>
	<p>二 夫兒或葉内における賞受加給又は入札者特別賞手当</p>	<p>鉄道建設賞</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>
	<p>三 鉄道局工務部工員</p>	<p>鉄道局工務部賞</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>
	<p>四 鉄道局工務部工員に準ずる</p>	<p>鉄道局工務部賞</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>
	<p>五 鉄道局工務部工員に準ずる</p>	<p>鉄道局工務部賞</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>
	<p>六 鉄道局工務部工員に準ずる</p>	<p>鉄道局工務部賞</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>
	<p>七 鉄道局工務部工員に準ずる</p>	<p>鉄道局工務部賞</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>
	<p>八 鉄道局工務部工員に準ずる</p>	<p>鉄道局工務部賞</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>
	<p>九 鉄道局工務部工員に準ずる</p>	<p>鉄道局工務部賞</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>
	<p>十 鉄道局工務部工員に準ずる</p>	<p>鉄道局工務部賞</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>	<p>賞受加給一</p>



裏面白紙

大分類	小分類	千巻の名称	現行	改正希望	備考
	(新) 文部省所管国立大学の教員で当該校に提任された者並びに当該校に在った者			同一件につき 改正希望 期日 以内	
	(新) 文部省所管の国立大学の学科に属する教員技術員自費生及び国立学校に在る学生又は職員が別添表に添付した場合			後日数一 日以内 本人 一月の経過 及び相手方の 合算額 五分の一以内	
	(新) 通称卒業に従事する職員で千巻に附し て千巻文庫の間に 添付する勤務			日額二万円	

備考

- 一 現行及び新設希望の特設勤務手続に準じて分類した
- 二 現行のものでも既に別添表との適合が確保し得ないものは除外した
- 三 新設希望のものは新設希望のものを示す

法制第一局 置田事務官殿

給料局 第四課

行方奨励金を以てする是等の取扱い、給料局といたし、記すべきは  
解釋を以てするに可なり。

(一) 定額郵便貯金契約の獲得と特殊勤務行為と解釋し得る  
以上、割増金付定額郵便貯金に於ても同様の解釋しうる取  
扱ひ。特に、前者は、その募集期間の限らざるを以て、特殊性は  
得るべきを認むべき。この意味において、特別の加算額を支給する  
ことになり得る。

(二) 然し、割増金付定額郵便貯金契約の獲得した全額は、<sup>加算額</sup>  
支給するが、その一部の者は止めらるべきは、自らの問題であり得る。

日本国政府

法律第四十七号第三十條の規定も、特殊勤務行為をした者にのみ  
支給するが、どうか、支給するとして如何の範囲の者に支給する  
かは、定めらるることになります。従つて、今回の法令に於いても、  
割増金付定額郵便貯金契約の獲得した全額は、<sup>加算額</sup>支給せず、この  
契約の特殊性を考慮し、特別の方法により、受給者の範囲を  
限定した方が好ましい。

(三) 要するに、特殊勤務行為自体は、こゝろを以てするが、受給者の範囲  
とは別ケル取扱いのべきものと考へます。



23年6月1日  
第51号

郵信省  
貯蓄部

郵信局長宛（各通）

通達案

貯蓄部  
労働局長  
労働部

局長 労働局長 労働部

労働部 労働局長 労働部

第三回制増金附定額貯金の募集について  
おはせしめたい。この募集は、労働局長宛に  
おはせしめたい。この募集は、労働局長宛に  
おはせしめたい。この募集は、労働局長宛に

郵信省

一、賞金予定額中、賞金分付のしるしを協定するよう努力すること。

二、割増金附定額貯金の證書は別途交付済であること。

三、第三回割増金附定額貯金の特賞及び一、二等賞金の契約を募集した  
事務者に左の特典奨励手當を支給する。

- 特賞賞銀契約特別奨励手當 一〇〇〇〇圓
  - 一等甲賞銀契約特別奨励手當 三〇〇〇圓
  - 一等乙賞銀契約特別奨励手當 二〇〇〇圓
  - 二等賞銀契約特別奨励手當 五〇〇圓
- 四、本募集期間中、自治体警察貯金及び第二回六、三割貯金増加運動  
を實施する予定であるから、關係の向上緊密な連絡を保持し新種定額  
貯金及び普通定額貯金の實績を挙げること
- 五、奨励金の増額方法については別途令達済であること
- 六、爾餘の必要措置は近く開催予定の奨励委員長會議の席上打合せを行い  
又は文書をもつて連絡すること。

政令第

号

警察職員及刑務職員の職務の級の分類等に関する昭和二十三年政令第三〇二号、第三〇三号及び  
 警察職員及刑務職員の職務の級の分類等に関する昭和二十三年政令第三〇二号、第三〇三号及び  
 警察職員及刑務職員の職務の級の分類等に関する昭和二十三年政令第三〇二号、第三〇三号及び  
 警察職員及刑務職員の職務の級の分類等に関する昭和二十三年政令第三〇二号、第三〇三号及び

内閣は、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第九十五号）第二條及び政府職員の新給表実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）第十四條第三項の規定に基づき、ここに警察職員及刑務職員の職務の級の分類等に関する本令の一部を改正する政令を制定する。  
 第一條 警察職員及び刑務職員の職務の級の分類等に関する政令（昭和二十三年政令第三〇二号）の一部を次のように改正する。  
 別表を次のように改める。

別表

警察職員及び刑務職員級別俸給額表

級別	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級	十一級
警察職員	二七三〇	二八八〇	三〇四〇	三二〇〇	三三六〇	三五二〇	三六八〇	三八四〇	四〇〇〇	四一六〇	四三二〇
刑務職員	二七三〇	二八八〇	三〇四〇	三二〇〇	三三六〇	三五二〇	三六八〇	三八四〇	四〇〇〇	四一六〇	四三二〇

三級	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇
四級	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇
五級	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇
六級	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇
七級	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇
八級	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇	三三三〇

第三條 鉄道現業職員の職務の級の令額等に関する政令（昭和二十三年政令第三百二  
号）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

別表  
鉄道現業職員級別俸給額表

級	一	二	三	四	五	六	七	八	九
一級	一四三〇	一五〇〇	一五八〇	一六六〇	一七四〇	一八二〇	一九〇〇	一九八〇	二〇六〇
二級	一四三〇	一五〇〇	一五八〇	一六六〇	一七四〇	一八二〇	一九〇〇	一九八〇	二〇六〇
三級	一四三〇	一五〇〇	一五八〇	一六六〇	一七四〇	一八二〇	一九〇〇	一九八〇	二〇六〇
四級	一四三〇	一五〇〇	一五八〇	一六六〇	一七四〇	一八二〇	一九〇〇	一九八〇	二〇六〇
五級	一四三〇	一五〇〇	一五八〇	一六六〇	一七四〇	一八二〇	一九〇〇	一九八〇	二〇六〇
六級	一四三〇	一五〇〇	一五八〇	一六六〇	一七四〇	一八二〇	一九〇〇	一九八〇	二〇六〇
七級	一四三〇	一五〇〇	一五八〇	一六六〇	一七四〇	一八二〇	一九〇〇	一九八〇	二〇六〇
八級	一四三〇	一五〇〇	一五八〇	一六六〇	一七四〇	一八二〇	一九〇〇	一九八〇	二〇六〇
九級	一四三〇	一五〇〇	一五八〇	一六六〇	一七四〇	一八二〇	一九〇〇	一九八〇	二〇六〇

七級	三五〇〇	三四〇〇	三三〇〇	三二〇〇	三一〇〇	三〇〇〇	二九〇〇	二八〇〇	二七〇〇
八級	三四〇〇	三三〇〇	三二〇〇	三一〇〇	三〇〇〇	二九〇〇	二八〇〇	二七〇〇	二六〇〇
九級	三三〇〇	三二〇〇	三一〇〇	三〇〇〇	二九〇〇	二八〇〇	二七〇〇	二六〇〇	二五〇〇
十級	三二〇〇	三一〇〇	三〇〇〇	二九〇〇	二八〇〇	二七〇〇	二六〇〇	二五〇〇	二四〇〇
十一級	三一〇〇	三〇〇〇	二九〇〇	二八〇〇	二七〇〇	二六〇〇	二五〇〇	二四〇〇	二三〇〇
十二級	三〇〇〇	二九〇〇	二八〇〇	二七〇〇	二六〇〇	二五〇〇	二四〇〇	二三〇〇	二二〇〇

第三條 船員の職務の級の分類等に関する政令（昭和二十三年政令第三百三号）の  
部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

級	一	二	三	四	五	六	七	八	九
一級	一八九〇	一九八〇	二〇七〇	二一六〇	二二五〇	二三四〇	二四三〇	二五二〇	二六〇〇
二級	一八九〇	一九八〇	二〇七〇	二一六〇	二二五〇	二三四〇	二四三〇	二五二〇	二六〇〇
三級	一八九〇	一九八〇	二〇七〇	二一六〇	二二五〇	二三四〇	二四三〇	二五二〇	二六〇〇
四級	一八九〇	一九八〇	二〇七〇	二一六〇	二二五〇	二三四〇	二四三〇	二五二〇	二六〇〇
五級	一八九〇	一九八〇	二〇七〇	二一六〇	二二五〇	二三四〇	二四三〇	二五二〇	二六〇〇
六級	一八九〇	一九八〇	二〇七〇	二一六〇	二二五〇	二三四〇	二四三〇	二五二〇	二六〇〇
七級	一八九〇	一九八〇	二〇七〇	二一六〇	二二五〇	二三四〇	二四三〇	二五二〇	二六〇〇
八級	一八九〇	一九八〇	二〇七〇	二一六〇	二二五〇	二三四〇	二四三〇	二五二〇	二六〇〇
九級	一八九〇	一九八〇	二〇七〇	二一六〇	二二五〇	二三四〇	二四三〇	二五二〇	二六〇〇

一級	六五〇〇	六七六〇	七〇二〇	七二八〇	七五四〇	七八〇〇
二級	六〇〇〇	六二六〇	六五二〇	六七八〇	七一四〇	七二〇〇
三級	五五〇〇	五七六〇	六〇二〇	六二八〇	六五四〇	六八〇〇
四級	五〇〇〇	五二六〇	五五二〇	五七八〇	六一四〇	六二〇〇
五級	四五〇〇	四七六〇	五〇二〇	五二八〇	五五四〇	五八〇〇
六級	四〇〇〇	四二六〇	四五二〇	四七八〇	四一四〇	四二〇〇
七級	三五〇〇	三七六〇	四〇二〇	四二八〇	三五四〇	三六〇〇
八級	三〇〇〇	三二六〇	三五二〇	三七八〇	三一四〇	三二〇〇
九級	二五〇〇	二七六〇	三〇二〇	三二八〇	二五四〇	二六〇〇
十級	二〇〇〇	二二六〇	二五二〇	二七八〇	二一四〇	二二〇〇
十一級	一五〇〇	一七六〇	二〇二〇	二二八〇	一五四〇	一六〇〇
十二級	一〇〇〇	一二六〇	一五二〇	一七八〇	一五四〇	一六〇〇

この表は、公布の日から施行し、昭和二十三年六月一日以後の給与につき適用する。

附 則

理 由

警察職員等については、その職務の特殊性にかんがみ、一般政府職員より俸給を増額して支給する必要がある。よき警察職員及び刑務職員の職務の級分類等に關する政令等を制定したのであるが、昭和二十三年六月以降の政府職員の俸給等に關する法律の施行に伴い、警察職員等についても一般政府職員と同様に俸給を約三割増額して支給する必要があるからである。



裏面白紙

北海道に在勤する國家公務員に對する一時手当の支給に關する法律案

(昭和三十二年二月二十一日)

第一條 國に任用せられ國庫から報酬を受けける者（以下職員という。）に對しては、越冬用石炭の購入費（昭和三十一年）の他の職員にあつては一人につき千九百圓の一時手当を支給する。

第二條 前項の規定による一時手当の支給に關し、必要を事項は、大臣が定める。

第三條 前條の規定は、公立學校の職員で官吏の身分を有する者に準用する。

第四條 前項の規定による一時手当の支給に要する費用は、同項の規定に該当する者の報酬を支弁する（地方自治法）が負担するものとする。

附 則

第三條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

北海道新設官署支助政社職員に對する  
石炭手當支給表

一 本年六月...  
二 昨年度...  
三 世帯...  
支給十石

一、九〇〇日  
二、八〇〇日

一、昨年度...  
二、今年度...  
支給十石

三、〇〇〇日  
一、〇〇〇日

二、今年度...  
支給十石

四、級別...  
二、八〇〇日  
二、四〇〇日  
二、〇〇〇日

五、  
二、八〇〇日  
二、四〇〇日  
二、〇〇〇日

三、石炭...  
二、八〇〇日  
二、四〇〇日  
二、〇〇〇日

四、石炭...  
二、八〇〇日  
二、四〇〇日  
二、〇〇〇日

五、併し...  
二、八〇〇日  
二、四〇〇日  
二、〇〇〇日

六、現在...  
二、八〇〇日  
二、四〇〇日  
二、〇〇〇日

七、世帯...  
二、八〇〇日  
二、四〇〇日  
二、〇〇〇日

八、計...  
二、八〇〇日  
二、四〇〇日  
二、〇〇〇日



法律第 号

寒冷積雪地に在勤する國家公務員に対する一時手当の支給に  
関する法律案 (昭三三一〇、二〇)

第一條 國に使用せられ國庫から報酬を受ける者でこの法律施行の際現に寒冷積雪地に在勤し常時勤務に服する者(以下職員といふ)に対しては、冬期間における特殊事情による生計費の補給のため、別表の寒冷積雪地の区分に依り同表下欄に定める金額を一時手当として支給する。

2 別表の寒冷積雪地の区分及び前項の規定による一時手当の支給に關し必要な事項は、大藏大臣が定める。

第三條 前條の規定は、公立学校の職員で官吏の身分を有する者に準用する。

2 前項の規定による一時手当の支給に要する費用は、同項の規定に該当する者の報酬を支弁する者が負担するものとす。

附則

第三條 この法律は、公布の日から起施行する。

別表

一時手当支給額表

寒冷積雪地の区分	積雪地の区分	積雪地の区分	積雪地の区分	積雪地の区分	積雪地の区分	積雪地の区分
一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級
七〇〇円	一〇〇〇円	一四〇〇円	一七五〇円	二一〇〇円	二四〇〇円	二七五〇円
一六〇〇円	二〇〇〇円	二四〇〇円	二八〇〇円	三二〇〇円	三六〇〇円	四〇〇〇円
一、三〇〇円	一、六〇〇円	一、九〇〇円	二、二〇〇円	二、五〇〇円	二、八〇〇円	三、一〇〇円
一、一〇〇円	一、四〇〇円	一、七〇〇円	二、〇〇〇円	二、三〇〇円	二、六〇〇円	二、九〇〇円
一、〇〇〇円	一、三〇〇円	一、六〇〇円	一、九〇〇円	二、二〇〇円	二、五〇〇円	二、八〇〇円
一、〇〇〇円	一、三〇〇円	一、六〇〇円	一、九〇〇円	二、二〇〇円	二、五〇〇円	二、八〇〇円
一、〇〇〇円	一、三〇〇円	一、六〇〇円	一、九〇〇円	二、二〇〇円	二、五〇〇円	二、八〇〇円
一、〇〇〇円	一、三〇〇円	一、六〇〇円	一、九〇〇円	二、二〇〇円	二、五〇〇円	二、八〇〇円
一、〇〇〇円	一、三〇〇円	一、六〇〇円	一、九〇〇円	二、二〇〇円	二、五〇〇円	二、八〇〇円
一、〇〇〇円	一、三〇〇円	一、六〇〇円	一、九〇〇円	二、二〇〇円	二、五〇〇円	二、八〇〇円



十一  
一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十

五級他	四級他	三級他	二級他	一級他	級他
二一〇〇	一七五〇	一四〇〇	一〇五〇	七〇〇	特等
三一五〇	2625 二六二五	二一〇〇	1575 一五六〇	一〇五〇	一人
3775 三七七五	3225 三二二五	2625 二六二五	1762.75 一七六二	1215 一二一五	二人
4725 四七二五	3975 三九五〇	三二五〇	二四〇〇	一六〇〇	三人
5375 五三七五	4375 四三四〇	三六〇〇	二六五〇	一七五〇	四人
5775 五七七五	四九〇〇	三九〇〇	二九〇〇	一九〇〇	五人

裏面白紙

別表一 京阪神地区別一世帯当り(五人世帯換算)生計費変動表

昭和二十二年四月  
至昭和二十三年八月

資料 消費生活調査

年	月	消費生活調査									
		北 海 道	東 京 道	神 奈 川 県	甲 府 県	松 本 県	山 梨 県	新 潟 県	七 瀬 谷 郡	一 概 念	一 概 念
一 九 四 二 年	四 月	2959.15	2450.61	3229.84	4591.88	3029.03	2517.97	3272.24	22525.65	3217.95	
	五 月	3612.49	3175.25	3429.25	3902.25	3544.50	2825.95	3597.64	28634.73	3432.53	
	六 月	4111.92	2572.87	3984.16	2586.88	2998.01	2320.18	3532.53	21906.51	3129.50	
	七 月	5040.44	4512.14	3732.50	4727.76	4616.77	3719.53	3762.58	30607.66	4284.81	
	八 月	5290.66	6092.97	4246.97	5441.36	4440.39	3996.46	5374.80	54885.61	4983.66	
	九 月	5350.67	5372.17	4286.96	5025.26	4217.57	3629.17	2411.74	30303.54	4329.08	
	十 月	7722.80	5154.70	4512.35	4797.16	4531.45	4119.25	4682.62	37967.74	4352.53	
	十一 月	5942.82	5721.15	5426.49	5635.41	5647.31	4646.30	4814.46	37832.92	5404.70	
	十二 月	4222.39	6712.12	7247.79	7614.71	7570.15	6968.95	7342.46	52284.57	7467.22	
	一 九 四 三 年	一 月	4422.21	5725.25	6515.19	5718.51	5332.63	5037.47	5582.61	40421.82	5774.55
	二 月	4722.88	5201.41	6092.72	5379.20	4551.17	4279.52	5056.78	37259.26	5227.84	
	三 月	5001.85	5851.07	6856.81	6349.21	5476.72	4826.73	5724.56	41489.28	5927.07	
四 月	5371.14	5447.82	6230.30	6078.70	5743.74	5205.12	6678.95	41781.20	5997.31		
五 月	5766.13	5557.27	6736.46	7051.00	5974.41	5488.29	6776.65	42350.43	6764.40		
六 月	7229.90	5563.63	6603.59	7299.37	5407.21	5297.24	5142.35	44484.89	6272.13		
七 月	9354.56	8226.33	7892.40	7022.22	7562.72	5111.21	7440.67	55259.08	7294.01		
八 月	10245.75	9128.45	8256.47	9122.29	7691.52	6390.77	4067.73	60115.36	8159.33		
一 九 四 三 年	九 月	2864.98	3226.55	2662.07	3175.32	3812.22	2295.64	2430.10	2467.43	3166.77	
	十 月	3499.77	3902.31	4152.39	3784.57	4052.38	2676.13	2432.57	24526.62	3112.80	
	十一 月	3652.34	3520.50	4969.41	3540.45	4054.85	2697.91	2451.81	30391.77	3412.11	
	十二 月	4872.26	5042.40	5430.00	4666.60	3997.13	4458.69	3322.56	31713.24	4571.43	
	一 月	4816.37	5006.38	5860.17	5450.76	4412.80	4595.49	3312.57	32238.54	4771.98	
	二 月	4238.26	4265.44	5421.18	4828.47	4595.25	3666.03	2860.26	29874.99	4267.88	
	三 月	5499.43	4774.10	5872.18	5629.09	4144.36	3716.62	2995.42	30721.42	4732.16	
	四 月	4770.20	5146.02	6059.86	5374.58	4795.48	4020.87	3623.45	37390.88	4776.13	
	五 月	7208.06	7495.32	8215.49	7026.58	6781.81	6292.91	5399.72	49179.90	7525.70	
	六 月	5660.19	6048.13	6323.19	6514.19	5763.60	4748.65	3874.39	39072.34	5811.76	
	七 月	5194.70	5778.03	6118.26	6460.35	5475.56	4768.28	4400.41	37316.03	5022.39	
	八 月	7150.89	5974.37	5761.82	5426.28	6048.50	5027.54	4668.12	40428.50	5176.93	
九 月	5801.91	5974.74	6552.78	5842.20	6131.83	5232.31	4115.99	40172.76	5178.97		
十 月	7620.04	7096.96	4087.19	6410.80	5760.26	5990.22	4800.67	44721.10	5258.86		
十一 月	7180.88	7272.54	6739.78	5704.86	6047.76	5021.13	4099.73	40666.68	6095.24		
十二 月	8813.29	7722.32	8266.40	4801.40	7432.07	6002.18	4588.72	49759.39	7105.13		
一 九 四 四 年	一 月	8231.86	7826.18	8710.58	7146.17	8047.44	6328.94	5588.74	59254.21	7622.46	

裏面白紙



別添三 世帯構成別 級別別 支給額 算定基礎

※ 世帯構成による支給金額の配分率の算定  
 五人世帯の算定費を100と見て、これに計する結果、一人、二人、四人世帯の算定費への配分率を夫々90、75、60、及び90と見る  
 大人世帯以上は一人を増す毎に10%を超過するに注意  
 この時、C.P.S.による果ては郵政省の家族構成人数別を併せて調査の結果のグラフを参照して可也

又 級別区分による支給金額の配分率の算定  
 三級地の支給額は計給支給金額を100と見て、これに計して各級地への支給金額の比率は  
 五級地 150、四級地 125、三級地 100、二級地 75、一級地 50と見る  
 この時、標準的な支給額を裁量して各級地に算定する

裏面白紙









寒冷積雪地手當支給地域指定區分一覽表(其三)

道府縣名	指定地	四級地	三級地	二級地	一級地
滋賀縣					彦根市 長浜市 伊香郡 東浅井郡 坂田郡 犬上郡 安知郡 神崎郡 赤生郡 中 市原村 高島郡 滋賀郡 中 笠川村 小坂村 不台村
京都府			愛宕郡 中 生石村 南 郡 野田町 加茂 川上 郡 上 寺田 山崎 郡 上 寺田 山崎 郡 上 寺田		桂川市 福知山市 山崎郡 桑田町 上 寺田 山崎郡 桑田町 上 寺田 山崎郡 桑田町 上 寺田 久世郡 久世町 久世町 久世町 久世町 久世町 久世町 久世町 久世町 久世町 綴井郡 中 上 寺田 下 寺田 下 寺田 下 寺田 下 寺田 下 寺田 下 寺田 下 寺田 川合町 川合町 川合町 川合町 川合町 川合町 川合町 川合町 川合町 川合町
奈良縣					吉野郡 中 里 藤原 二 川 下 寺田 下 寺田 下 寺田 下 寺田 下 寺田 磯山町 十 津 村
和歌山縣					和歌山郡 中 高 野 町 高 野 町
兵庫縣					赤松郡 赤松町 赤松町 赤松町 赤松町 赤松町 赤松町 赤松町 赤松町 赤松町 下 津 郡 下 津 町 下 津 町 下 津 町 下 津 町 下 津 町 下 津 町 下 津 町 下 津 町 下 津 町
鳥取縣					縣下一箇
島根縣					本 郡 本 郡
岡山縣					左 郡 左 郡
広島縣					廣 郡 廣 郡 廣 郡 廣 郡 廣 郡 廣 郡 廣 郡 廣 郡 廣 郡 山 郡
山口縣					山 郡 山 郡
徳島縣					徳 郡 徳 郡
香川縣					香 郡 香 郡

裏面白紙

寒冷積雪地帯地域区分定基準

積雪係数と気温係数(組合係数)基準により5級地区区分  
但(風が強い地区(風速10-12級以上)は3級を考慮し拂込

級地	組合係数 (A+B)	級地	積雪係数(A)	級地	気温係数(B)
1	1~2	1	0 <sup>cm</sup> ~ 100 <sup>cm</sup>	1	0°C ~ -3.9°C
2	3~4	2	101 <sup>cm</sup> ~ 200 <sup>cm</sup>	2	-4.0°C ~ -7.9°C
3	5~6	3	201 <sup>cm</sup> ~ 300 <sup>cm</sup>	3	-8.0°C ~ -11.9°C
4	7~8	4	301 <sup>cm</sup> ~ 400 <sup>cm</sup>	4	-12°C ~ -15.9°C
5	9~10	5	401 <sup>cm</sup> 以上	5	-16°C 以上

注 積雪は冬期間中(1月)最深層(平均積雪)100cm以上とし、  
1~4級の積雪係数(積雪)と気温(冬期間中1月平均気温)0°C以下  
の温度と積算、5級とする。

裏面白紙

裏面白紙

(宿舍)

第 一 條 國の事務又は事務の円滑なる運営を図るため必要がある場  
合において、特定の職にある國家公務員に対して、その者がその  
職にある間、その者及びその同居の被扶養者を居住せしめるため、  
無償で、又は対償を徴して貸與する宿舍を設けることができる。  
第 二 條 前項の規定による宿舍は、公邸、無料宿舍及び有料宿舍とする。  
第 三 條 第一項の規定による宿舍を貸與する職の範囲、貸與の方法、宿舍  
の備品、宿舍の維持管理その他宿舍に関し必要な事項は、政令で定め  
る。

法律第 号

寒冷積雪地に在勤する國家公務員に対する一時手当の支給に  
 関する法律案

第一條

國に使用せられ國庫から報酬を受ける者で、この法律施行の際、現に寒冷積雪地に在勤し常時勤務に服する者（以下職員といふ。）に対しては、冬期間における特殊事情による生計費の補給のための、別表の寒冷積雪地の三分に依り同表下欄に定める金額を一時手当として支給する。

別表の寒冷積雪地の区分及び前項の規定による一時手当の支給に關し必要な事項は、大藏大臣が定める。

第二條 前條の規定は、公立学校の職員に官吏の身分を有するもの  
 準用する。

第三條 前項の規定による一時手当の支給に要する費用は、同項の規定に該当する者の報酬を支弁する者（増徴費）が負担するものとする。

但し義務教育費国庫負担法（昭和二十二年法律第二十号）の適用を受ける職員に係るものについては同法その半額を負担するものとする。

附則

第三條 この法律は、公布の日から、施行する。

別表

一時手当の給額表

寒冷積雪地の区分	職員の階級	一時手当の給額
一級	局長	七〇〇〇
	主任	一、〇五〇
	課長	一、六〇〇
	係長	一、三〇〇
	係長補佐	一、一〇〇
二級	主任	一、四〇〇
	課長	一、一〇〇
	係長	一、〇〇〇
	係長補佐	九〇〇
	主任	八〇〇
三級	主任	一、一〇〇
	課長	九〇〇
	係長	八〇〇
	係長補佐	七〇〇
	主任	六〇〇
四級	主任	九〇〇
	課長	七〇〇
	係長	六〇〇
	係長補佐	五〇〇
	主任	四〇〇
五級	主任	七〇〇
	課長	五〇〇
	係長	四〇〇
	係長補佐	三〇〇
	主任	二〇〇

裏面白紙

理由

寒冷積雪地に在勤する國家公務員に対し、冬期  
における特殊事情による生計費補給のため、一時手当  
を支給する必要がある。これがこの法律案を提出す  
理由である。

寒冷種雪域に在勤する国家公務員に対する一時手当の支給に関する法律案の説明

昭和三十一年一月二十七日 給与局

第一 支給金額

① 一時手当として支給すべき金額は、寒冷種雪域との現業生計簿を基礎とし、これに適當な補正を加え、寒冷種雪域の生計簿に比して寒冷地の生計簿が超過する割合を補給する二とを目途として算出した。

② 現業生計簿は、昭和二十二年四月以降本年八月までの二地十五郡市のうち在勤する郡市（以下「郡市」とする）の平均一世代帯当り八五人世帯積算一平均生計簿の逐月変動状況を調査し、その結果の資料に基づき、本年交一々年間に於いて寒冷地の生計簿が寒冷地の生計簿を超過する金額を推算して三五〇〇円を得た。

寒冷種雪域と認められる郡市

札幌、青森、仙台、甲府、松本、富山、鳥取

寒冷種と認められる郡市

高崎、千葉、豊橋、徳島、松山、大村、那覇

(註) ① 乙知のうち、札幌市は調査対象が法人関係者に限られているので除外し

② 札幌市の生計簿中石炭代は控除してある。

④ ③によつて算出した三五のものは、後述のように寒冷極雪地在気象資料によつて五段階に区分した場合には、その中間地帯へ三級地一における五人世帯の者に支給することを妥当とする金額がある。

右以外の者に対して支給すべき金額は、次の割合を用いて算出した。

- 一人世帯 一〇〇 二人世帯 九〇 三人世帯 七五 四人世帯 六〇 五人世帯 四〇
- 六人世帯 三〇 七人世帯 一五
- 八人世帯 一〇 九人世帯 五
- 十人世帯 二

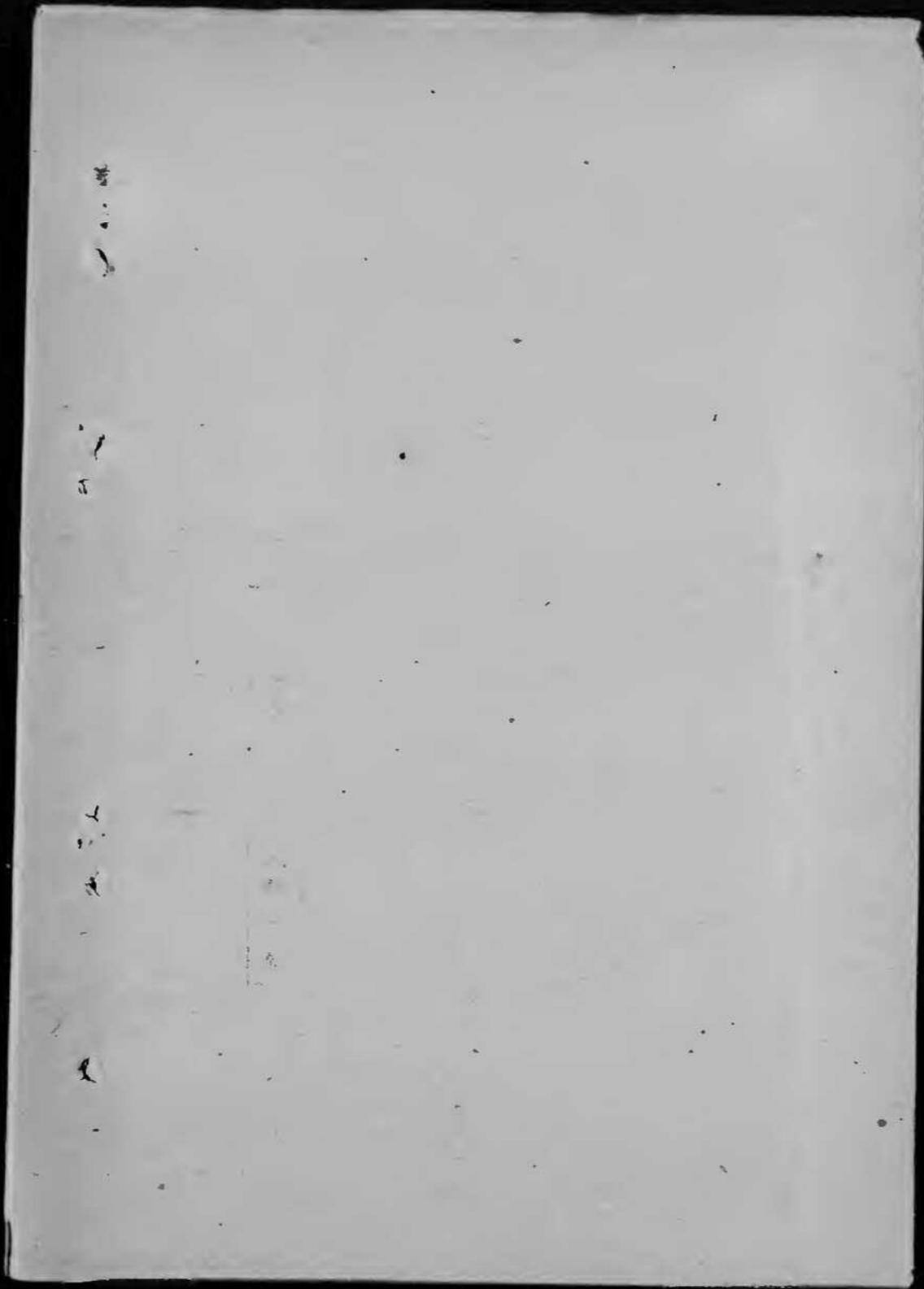
第二 支給地域

累年の気象観測の結果に基き、年平均気温長尺零度の線及び月中最深平均積雪三〇センチメートルの境界線と、表のような経緯係数と積雪係数との組合せ係数を基準として五段階に区分した。なお、風力五メートル以上(一〇メートル以上)の地は特に考慮した。

地域の区分	組合せ係数(A+B)	経緯係数(A)	積雪係数(B)
1	100	100	100
2	100	100	100
3	100	100	100
4	100	100	100
5	100	100	100

(註) 積雪は、冬期間における月中最深累年平均積雪三〇センチメートルのもののみについて積算し、気温は、冬期間中における月平均気温攝氏零度以下の温度を積算したものである。





めくれず

裏面白紙

北海道に在勤する国家公務員に対する一時手当の支給に關する法律案 (昭三三、一〇、二〇)

第一條 國に任用せられ國庫から報酬を受ける者で、この法律施行の際、現に北海道に在勤し常時勤務に服する者(以下職員という。)に對しては、越冬用石炭の購入費補給のため、世帯主である職員にあつては一人につき五千八百円、その他の職員にあつては一人につき千九百円の一時手当を支給する。

第二條 前項の規定による一時手当の支給に關し必要な事項は、大臣が定める。

第三條 前條の規定は、公立學校の職員で官天の身分を有する者に準用する。

第四條 前項の規定による一時手当の支給に要する費用は、同項の規定に該当する者の報酬を支弁する者が負担するものとする。但し、地方公共団体 (昭和三十二年法律第三十三号)の適用を受けた職員に係るものは、地方公共団体 (昭和三十二年法律第三十三号)の適用を受けた職員に係るものについては、地方公共団体 (昭和三十二年法律第三十三号)の適用を受けた職員に係るものとする。附則 同法の施行期は、昭和三十二年四月一日から施行する。

第五條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

理由  
北海道に在勤する國家公務員<sup>員</sup>に対し、越冬用石炭  
の購入費の補給<sup>す</sup>のため、一時手当を支給する<sup>た</sup>  
必要がある。これがこの法律案を提出する理由で  
ある。

裏面白紙

北海道に在勤する国家公務員に対する一時手当の金額算出の説明

昭和二十三年十月二十八日  
大蔵省 治典局

一、本年六月物價決定の一環として行われた石炭價格の大幅引上による生計費の増加に鑑み本年度も昨年度と同様北海道に在勤する国家公務員に対し左記の通り石炭手当を支給する。

世帯主たる政府職員 五、八〇〇円  
非世帯主たる政府職員 一九〇〇円

備考

一、昨年度に於て家庭用暖房石炭一世帯当り二、二七の配給量に対し國会の承認を経て左記の通り支給した。  
世帯主たる政府職員 三、〇〇〇円  
非世帯主たる政府職員 一、〇〇〇円  
二、今年度家庭用暖房石炭價格の昨年度に対する増初割合は一、八三・八六倍である。

一屯当り消費者價格

炭種別	年度	昭和二十三年度	昭和二十二年度
四段炭塊炭	一四〇七円 (内諸雜費六〇円)	二、八〇七円 (内諸雜費二、四四円)	
五	一、三四二	二、六四一	
六	一、二七八	二、四七五	
七	一、二〇四	二、二八三	
八	一、〇九四	二、〇八九	
平均	一、二六五	二、四五九	

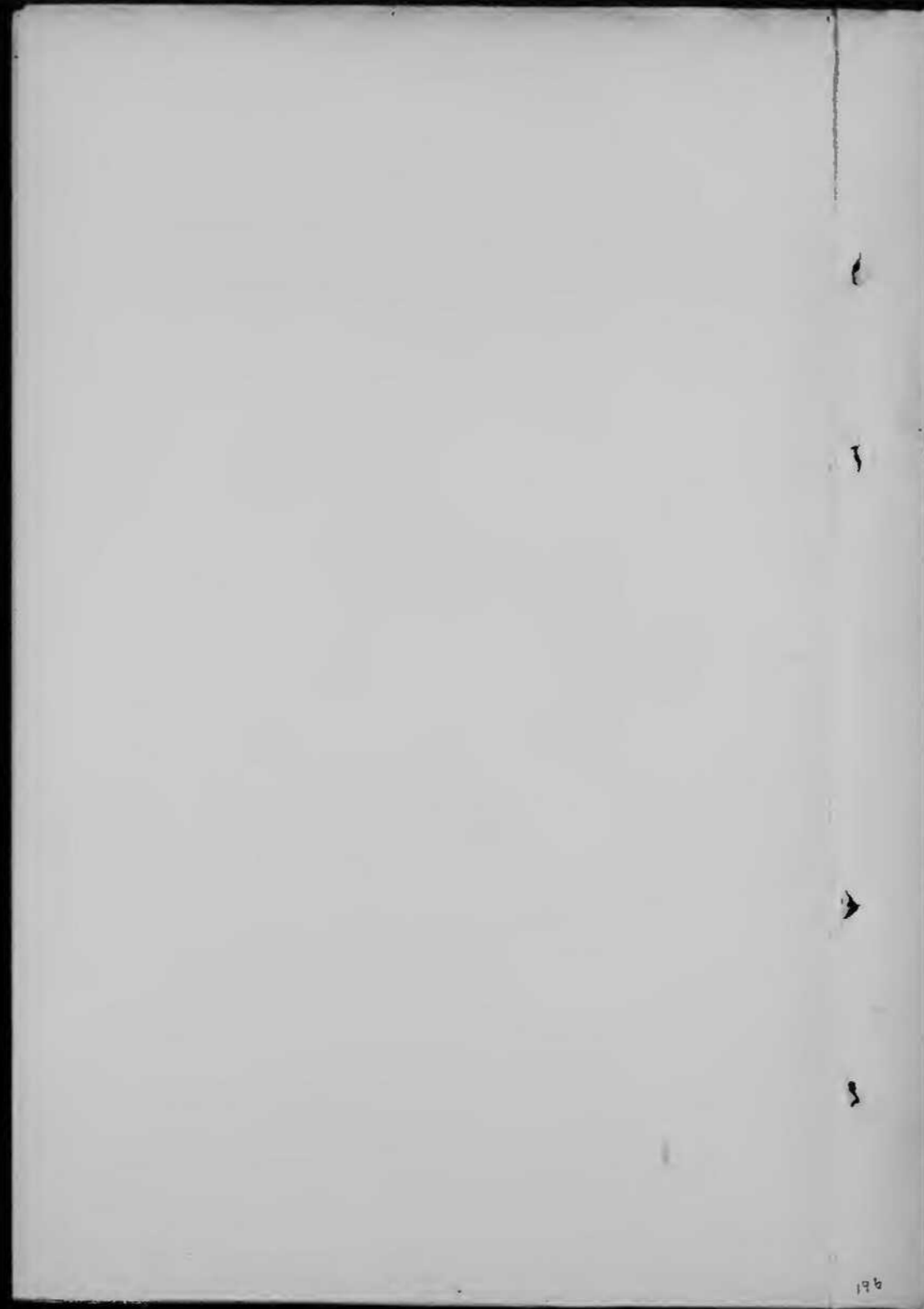
即ち 2,807円 / 1,265円 = 2.2239

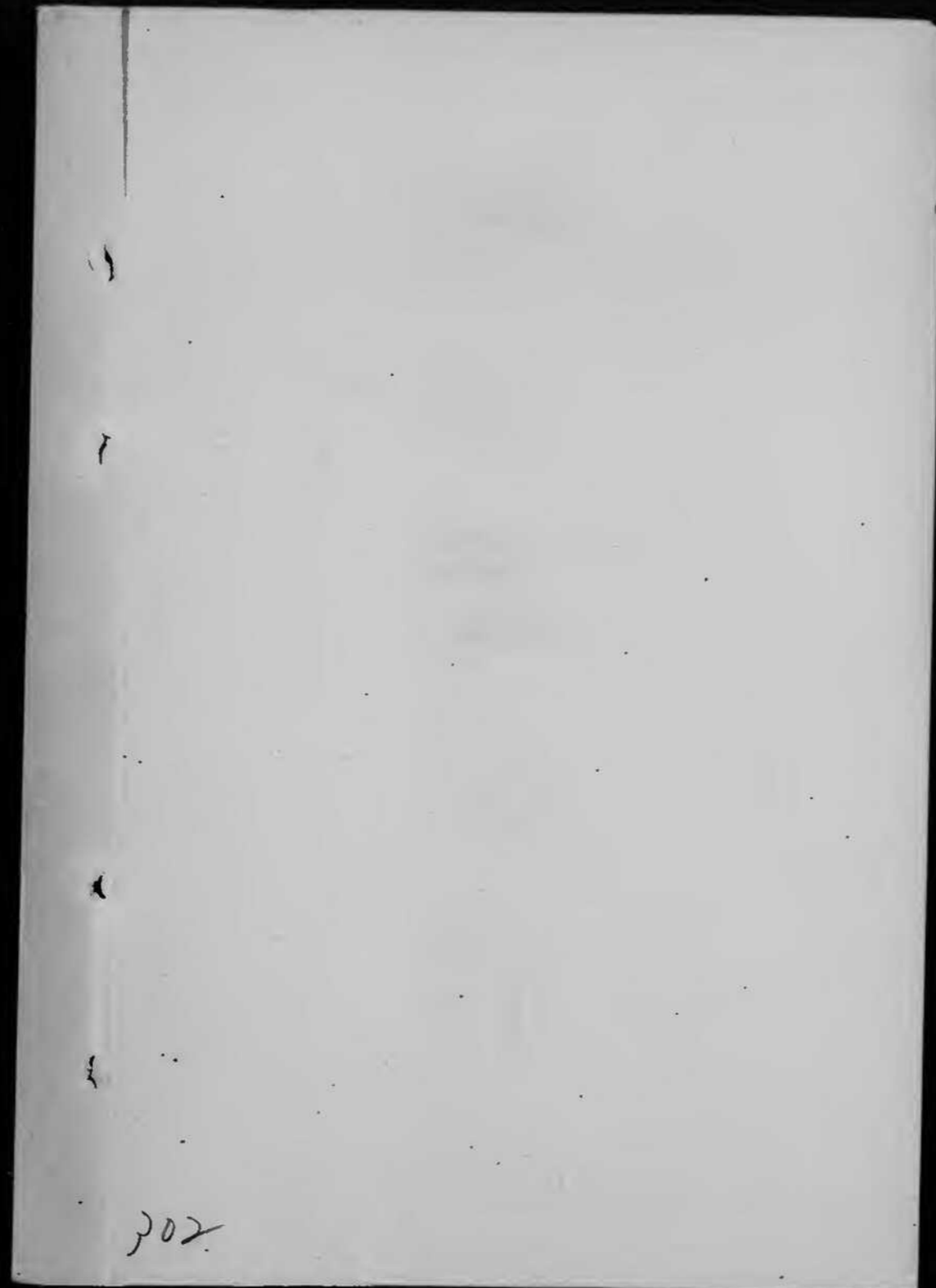
三、石炭費に於ける本年度の北海道家庭用暖房炭配給計画は昨年と同様「一世帯当り」二、二屯である。

四、右の如き理由で本年度の石炭手当として五、八四二円へ  $3,000円 \times 1.9439$  が必要であると思われる。

五、併し百五、八四二円は世帯主に対する金額であるから非世帯主に対してはその三分の一程度が適当であると考へられる。

六、現在北海道に在勤する職員は世帯主が四五、六六一名で非世帯主が五八、六六一名その合計一〇四、三二二名で右条に對する所算予算額は約三七六、二八九、七〇〇円である。





202